

唐天寶時代の河西道邊防軍に關する經濟史料

教授 那 波 利 貞

唐朝は高祖の武德元年皇紀一二七八年
西紀六一八年より昭宣帝の天祐四年皇紀一五六七年
西紀九〇七年に至るまで大約二百九十年間存続したる王朝であるが、其の間に兵制は三度變遷してゐる。『新唐書』卷五十、兵志に

古者兵法起於井田。自周衰王制壞而不復。至於府兵。始一寓之於農。其居處教養。畜材待事。動作休息。皆有節目。雖不能合古法。蓋得其大意焉。此高祖太宗之所以盛也。至其後世。子孫驕弱。不能謹守。屢變其制。……唐有天下二百餘年。而兵之大勢三變。其始盛時有府兵。府兵後廢而爲彊騎。彊騎又廢而方鎮之兵盛矣。及其末也。彊臣悍將兵布天下。而天子亦自置兵於京師。曰禁軍。其後天子弱。方鎮彊。而唐遂以亡滅者。措置之勢使然也。

とある。即ち南北朝時代の西魏・北周に其の制の淵源を發し、隋朝に於て左右翊衛・左右驍騎衛・左右武衛・左右屯衛・左右禦衛・左右候衛の所謂十二衛の國都守備軍の組織せらるるや、各衛何れも將軍ありて諸府の兵を分統すると共に、その兵員は天下に設置したる府の兵より之を求むる原則なりしが、隋朝の國運の短かりし爲、あまりその成績を見ずして終り、之を踏襲したる唐朝は、太宗の貞觀十年皇紀一二九六年
西紀六三六年に、天下に設置の兵府を總べて折衝府と改稱して上・中・下の三級とし、天下十道に府を置くこと總計六百三十四府、これが所謂唐の府兵制にして、高宗の末年頃より玄宗の開元時

代皇紀二七三三西紀七三三一四〇一年までは之が完備してゐて、國都を守る禁軍の左右衛・左右驍衛・左右武衛・左右威衛・左右領軍

衛・左右金吾衛の所謂左右十二衛竝に太子左右衛率府・左右率府親府勳府翊府・太子左右司禦率府・太子左右清道率府・太子左右監門率府・太子左右內率府の所謂六率府の兵即ち所謂衛士は、都べて此の折衝府の兵が輪番に上京交替服務した。此の府兵は徵兵制に據るものにして募兵には非ず、その常備の總數は略ぼ六拾萬人内外と傳へられて居り、而して府兵より輪番上京して禁軍に在るものは常時略ぼ拾萬人ばかりであつた。之に對して専ら國境邊防の爲のみに存したる軍團は、之を軍鎮と稱し、國境に於ける地勢の險要、軍略上の緩急の見地より、重點主義を以て要處要處に其の根據地本營を置き、其の最大なる組織の軍團は之を軍と呼稱し、其の稍々小なる組織のものは之を守捉、或は城、或は鎮と呼稱し、其の最小の組織のものは之を戍と呼稱した。『新唐書』卷五十、兵志に曰く

夫所謂方鎮者。節度使之兵也。原其始。起於邊將之屯防者。唐初兵之戍邊者。大曰軍。小曰守捉。曰城。曰鎮。而總之者曰道。若盧龍軍。東軍等守捉十一。曰平盧道。

斯くして唐初より平盧・范陽・河東・關内・河西・北庭・安西・隴右・劍南・嶺南・河南の十一道に於て夷狄と接壤する地點に、それぞれ某々軍・某々守捉・某々城・某々鎮と呼稱する邊防軍が設置せられてゐて、天寶の初期頃までは國內の折衝府と相提携し、軍制として内外竝立した。鎮は上・中・下の三等ありて各々定員に多少あり、戍も亦上・中・下の三級に分れてゐて、其の最小なる下戍の定員は三十人未滿、而してそれぞれ鎮將・戍主ありて之を統率した。『新唐書』卷四十九、百官志下には、上鎮二十、中鎮九十、下鎮一百三十五、上戍十一、中戍八十六、下戍二百四十五とあるが、此の數は時代によりて多少の消長増減あり、太宗・高宗時代には鎮四百五十、戍五百九十なりしが、玄宗の開元時代には右百官志所記ほどの數となり、天寶時代には、鎮は減少して壹百餘と爲りしに反し、戍は増加して略ぼ四百近いものと爲つた。各道の邊防軍の最高統率官としては一人宛の大總管があり、後に大都督と改稱せられ、太宗時代には現に行軍征討に

從事中の大都督即ち戰場に在る大都督を特に大總管と呼稱し、本道に在るものを大都督と呼稱する様に爲り、高宗の永徽年間皇紀一三〇一—一三一五年
西紀六五〇—六五五年以後は本道に在る大都督にして帶使持節の者を節度と俗稱する風を生じ、睿宗の景雲二年皇紀西紀

七三一年に賀拔延嗣を以て涼州都督河西節度使に任じたるより以還、節度使がはじめて正式の官名と爲り、之より開元の初期頃までに朔方・隴右・河東・河西の諸道に節度使を任命することと爲りしものであるから、節度使設置の歴史より謂へば、本篇所題の河西道は甚だその因縁の深い地方である譯である。斯く唐の節度使の設置は景雲二年の河西節度使以來のことではあるが、其の實質は夙に唐初より中原の府兵制と相並びて存在したるものにして、唐初以來の邊塞屯防の兵制であり、後に至りて之が府兵制の頽壞に乗じて擡頭し、遂に唐朝を滅亡せしめたのである。

折衝府・軍・守捉・城・鎮・戍の制は開元時代以前の唐朝の完備充實せる内外の兵制なるが、此の中の邊防軍に就きて、特にその鎮・戍各等のみの開元時代の兵員の總數を見ても、其の數は實に夥多しくして、内地の六百三十四折衝府の兵の總數と伯仲の間に在る。開元時代の制にては上鎮定員五百人・中鎮三百人・下鎮三百人未滿、上戍定員五十人・中戍三十人・下戍三十人未滿であるから、之を總計すれば略ぼ六拾萬より七拾萬の間にありしものと推測せられ、以て邊防の充實せしことを推知し得る。『資治通鑑』卷二百十二、唐紀二十八、玄宗の開元十年皇紀一三八二年
西紀七三二年の記載に、同年の秋、張說が邊防の狀況を視察し且つ康待賓の殘黨を討平せし後の上言を記して

康待賓餘黨康願子反。自稱可汗。張說發兵追討。擒之。其黨悉平。……先是緣邊戍兵常六十餘萬。說以時無彊寇。奏罷二十餘萬。使還農。始募兵充宿衛。

とある。開元十年以前の完備せる邊防軍の總兵員數六拾餘萬とあるは、余が鎮・戍設置の總數竝に其の三等級の定員數に據りて計算したる結果の總兵員數と甚だしい懸隔が無いから、先づ大約六拾萬乃至七拾萬の間にありしことは略ぼ信ぜられると思ふ。これが張說の獻議に據りて約四拾萬乃至五拾萬に減少せられたのであるが、これは削兵にして、決して邊

防軍の質の低下ではなく、兵員数は減少しても猶ほ充實したものであつた。佛國國立圖書館所藏燉煌發見文書第貳六五七號・同第貳八〇參號及び同第參〇壹八號は等しく天寶六・七・八・九載頃の『丁男計帳殘卷』であるが、これに明記せる職役に相當に土鎮なる名稱の見えるのは、其の土地の鎮・戍の兵として服務せることを示せるものにして、張説の削兵後の邊防軍が眞面目に規定通りに實施せられてゐたことを證するものである。乃ち一例證として佛國第貳八〇參號の『丁男計帳殘卷』を示すと次の如くである。

〔首部 缺 紙 幅〕

佛國第貳八〇參號燉煌發見文書

男	懷本	載冊一	品子土鎮
左進賢		載冊七	上柱國子土鎮
左崇臻		載冊十三	老男
左思亮		載冊九	上柱國子納資
梁居住		載冊七	衛士
男	思德	載冊十九	次男太守執衣
張秦太		載冊七	上柱國子納資
賈楚楚		載冊六	白丁殘疾村正
王庭鶴		載冊三	白丁土鎮
馬含璋		載冊四	上柱國子納資
梁元諫		載冊五十一	上柱國子土鎮
弟	守訥	載冊九	上柱國子逃走

尹懷爽	載六十六	老男
王增增	載卅七	騎都尉郡上
趙祐進	載十九	次男渠頭
趙大暉	載卅一	白丁侍丁
趙小臣	載十九	次男侍丁
王庭蘭	載廿九	上柱國
高大慶	載六十七	老男
弟 英秀	載廿九	上柱國子土鎮
趙仙璋	載廿六	上柱國子土鎮
張奉節	載五十五	上柱國
弟 思忠	載卅	殘疾
張英俊	載五十四	護軍納資
宋崇暉	載五十三	翊衛
男 承晃	載廿六	廢疾
宋崇晏	載五十二	翊衛
趙陁兒	載卅七	品子土鎮

〔以下 缺紙幅〕

右は當時の沙州燉煌郡十三鄉の中の或る郷の『丁男計帳殘卷』たることの明確なるものであるから、此の土鎮の任に當る男子は、申す迄もなく河西道管下の鎮・戍の兵である。その如何なる鎮・戍なりしかは、後節に於て自ら略ぼ分明とな

る筈である。

然るに開元時代の後半期を經過する間に、天下泰平なるに馴れて武備を輕視する風を助長し、府兵制が漸次弛緩し、天寶時代に入りては折衝府は全く有名無實の存在と爲つて來た。『唐會要』卷七十二、府兵の條に

天寶八載五月九日。停折衝上府下魚書。以無兵可交。至末年。折衝府但有兵額。其軍士戎器六駄鍋幕糗糧並廢。

とあるが『新唐書』卷五十、兵志には更に詳細に其の狀況を傳へ、魚書の停止も李林甫の發議に據るなりとある。曰く自天寶以後。曠騎之法又稍變廢。士皆失拊循。八載折衝諸府至無兵可交。李林甫遂請停上下魚書。其後徒有兵額官吏。而戎器駄馬鍋幕糗糧並廢矣。故時府人目番上宿衛者曰侍官。言侍衛天子。至是衛佐悉以假人爲童奴。京師人恥之。至相罵辱必曰侍官。而六軍宿衛皆市人。富者販繒繡食梁肉。壯者爲角觝拔河翹木扛鐵之戲。及祿山反。皆不能受甲矣。

實際、安祿山の叛するや、賊軍を征討する爲の國家の正規兵無きに苦しみ、『舊唐書』卷九、玄宗本紀下所見の如く、天寶十四載皇紀一四一五年西紀七五五年十一月丁丑日に京兆牧の榮王琬と河西節度の高仙芝とがそれぞれ元帥・副元帥と爲りて義勇兵を招募して拾萬の天武健兒軍を編成し、また『冊府元龜』等の書籍に所見の如く、同年河南に詔して武士健兒五千人・馬一千匹を火急に訓練し、また『唐書』の百官志などには見えずして涵芬樓刊本の『說郛』卷六に收むる宋の莊綽の著なる『鷄肋編』に

健兒之語。見於晉段灼梁陳伯之傳。至唐尤多。予少時。過荊南白碑驛。見豐碑。刻唐官銜。有招募健兒使。其碑石瑩白。驛因得名。

とある荊南白碑驛の唐碑に刻せる唐の官銜にあるが如き、臨時設置の官なる招募健兒使を以て、天下に勤王の義勇軍を募るべく狼狽せるのであり、天武軍の如き應急軍隊の組織の爲には、先づ招募健兒使といふ官制上に規定せられざる臨時

官を設けて天下に義勇兵を招募せざるを得なかつたのである。唐代に於ける臨時官設置は開元時代以前にも行はれた習慣で、珍らしきことには非ず、唐の李肇の『唐國史補』卷下、内外諸使名の條に

開元已前。有事于外。則命使臣。否則止。自置八節度十採訪。始有坐而爲使。其後名號益廣。大抵生于置兵。盛于興利。普於銜命。于是爲使則重。爲官則輕。故天寶末佩印有至四十者。

なる記載もあるが、右の招募健兒使は此の種の官で、想ふに強權を振ひて勤王義勇軍たるべき健兒を集めたるものらしく、それだけ安祿山の亂に對して政府が狼狽したることが判知せられると共に折衝府の正規兵の有名無實となり居りしことも推想が附く譯である。

國都の禁軍も、その衛士の輪番配置を仰ぐべき源泉母胎たる府兵が、斯くの如く有名無實のものと爲つてゐたのであるから、これ亦有名無實の存在であつた。故に軍人に對する世俗人の考は『唐會要』卷七十二、軍、雜錄の條に、

天寶末。天子以中原太平。修文教。廢武備。銷鋒鏑。以弱天下豪傑。於是挾軍器者有辟。蓄圖讖者有誅。習弓矢者有罪。不肖子弟爲武官者。父兄擯之不齒。惟邊州置重兵。中原乃包其戈甲。亦不復用。人至老不聞戰聲。六軍諸衛之士。皆市人白徒。富者販繒綵食梁肉。壯者角觝拔河。翹木扛鐵。日以寢闘。有事乃股慄。不能受甲。其後盜乘而反。非不幸也。

とある通りであつたが、獨り邊州國境の兵のみは却りて増加せられてゐた。これは北方の諸民族より侵寇を受くることが多くなりしが爲にして、折衝府に比較すれば恒に緊張せざるべからざるの狀勢に置かれてゐた爲である。大體府兵と邊防軍とは諸種の點に於て後者の方が安定的にして武藝に專念し得るものであつたと想はれる。即ち方鎮の制は常に敵面に對して居れるのみならず、之を統率せる軍將は部下兵卒を私兵の如く考へて其の生活の安定・身分の確保に努め、兵卒も亦軍將に對して、主從的觀念を抱懷すること強く、而して軍將たる節度使の支配する地域に於ては、制度上文武の兩政共

に其の手中に在ると共に、財政も亦其の壟斷する所であるから、其の支配地域内の軍民は唐朝政府國家の軍民と考へられずして、彼等の軍民たるかの如き觀を呈した。これは正に『新唐書』卷五十、兵志に

及府兵法壞而方鎮盛。武夫悍將。雖無事時。據要險專方面。既有其土地。又有其人民。又有其甲兵。又有其財賦。以布列天下。然則方鎮不得不彊。京師不得不弱。故曰措置之勢使然者以此也。

と論せる通である。府兵制に比較して有力なる根柢牢固として拔くべからざるものあれば、方鎮は如何しても自ら彊大と爲らざるを得ない譯である。此等の邊防軍團には、對夷狄の關係事情の如何・軍略的地形的事情の如何等より其の備兵に大小ありて必ずしも一樣ならざるは、後節に於て河西道のそれとの比較上詳細に述べむとする通りであるが、簡單に例示すれば、范陽道の如く、廣大なる地域今日の東北亞細亞一帯に居住せる奚・契丹諸民族に對するものは、軍の数が十六に達せるものあり、隴右道の如く、吐蕃に對抗すべく軍の数が十八・守捉の数が三と謂ふ様なものもある。最小組織の戍は戍主が之を統率するが、軍・守捉・城にはそれぞれその統率者としての使があり、鎮將も後に鎮使と改稱せられ、軍使・守捉使・城使・鎮使はすべて大都督の麾下に屬し、而して此の大都督が開元以後となれば節度使たるのである。

二

叙上は本篇の序説として唐朝の兵制並に内外の兵備の如何を極めて簡單に述べ、以て河西道の邊防軍のことを理解する上に於ての基礎たらしめむと致したのであるが、大體唐朝の兵制は開元時代を時間的疆界として前後の二期に分ち得られ、前期は國內の府兵制も邊防の軍鎮制も完備充實してゐてその運用が圓滑に行はれ、折衝府の兵總計約六拾萬人・邊防軍の兵總計約六拾萬乃至七拾萬人であり、それに禁軍の兵約拾萬であるから總計壹百貳拾萬乃至壹百參拾萬人である。後期は禁軍も折衝府の軍も全く頽廢して、獨り邊防軍のみがその勢盛にして、節度使が管内の兵政・財政を其の手中に握る

結果は、邊防軍は宛として節度使の私有兵たるかの如き有様となり、其の兵力も益々増大するのみにして、随つて中唐時代以後の邊防軍の實兵員數は的確には知るべからざるものであり、少くとも初唐時代に於ける規定の兵員數よりも遙に多大なりしことならむことを推測し得るに已むのみである。

却説、府兵制の未だ紊亂せざる時代のその總兵員數六拾萬人のことは姑く措き、本篇に於て問題の對象とせる邊防軍のことに就きて考察せむに、其の總兵員數を六拾萬人なりとしても、之に給與すべき衣糧並に軍械などの費は實に莫大なるものなりしことを想見し得る。唐代に於ける軍糧即ち兵餉に就きては『新唐書』食貨志に相當量の記載を爲してあるが、遺憾ながら詳細なる計數や統計の記載に於て缺くる所がある。天寶年間、錢六拾萬緡を以て諸道に賦して軍糧を和糴し、每斗三錢を増し、每歲京倉に遞輸せしもの壹百餘萬斛に及んだとあるが、これは恐らくは禁軍の軍餉なりしなるべく、其の大略は知り得ても兵員各員に對する給與が如何なる程度のものなりしかは、此の總說的記述にては之を知悉することが出来ぬ。或はまた同書食貨志に、德宗時代皇紀一四四五一西紀七八五に於ける邊防の兵餉を敘して

貞元初。吐蕃盟。召諸道兵十七萬。戍邊。關中爲吐蕃蹂躪者二十年矣。北至河曲。人戶無幾。諸道戍兵。月給粟十萬斛。皆糴於關中。宰相陸贄以關中穀賤。請和糴。可至百餘萬斛。計諸縣船車。至太倉穀價四十有餘。米價七十。則一年和糴之數。當轉運之二年。一斗轉運之資。當和糴之五斗。減轉運以實邊。存轉運以備時。云云

とあり、拾七萬の兵の爲に月毎に粟十七萬斛を給したのであるから、毎月一兵の食糧は粟一斛なりしことが知れるのみで、他のことは大局の主計的記載たるに過ぎず、戍卒個々が如何なる生活的待遇に在りしか、その一兵の衣食の一年間の費が幾何許なりしかなどのことは一切之を明にすることが出来ぬ。尙ほ同書食貨志には憲宗の元和年間皇紀一四六六一西紀八〇六の軍糧のこと見え、『舊唐書』卷十六、穆宗本紀には長慶元年皇紀一四八一年西紀八二一年度の軍費のこと、同書卷十九上、懿宗本紀には咸通三年皇紀一五三二年西紀八六二年に軍糧を船舶を以て輸送する案、同書卷十九下、僖宗本紀には光啓元年皇紀一四四五年西紀八八五年四月乙卯朔、

田令孜が左右神策十軍使としてその軍糧獲得に苦心せる記載などがあるが、何れも抽象的記述たる上に、詳細なる數字が無いから、兵餉供給策論としては價值あるも、本篇にて目的とするが如き兵士の給與の實情を知らむと欲する場合にはあまり適切なる史料ではない。

前述の通り、開元十年の張説の削兵以還、唐朝の邊防軍の總數は略ぼ四拾萬乃至五拾萬の間にあるものと爲つたのであるが、天寶元年皇紀一四〇二年西紀七四二年正月に天下三百二十一州・八百羈縻州に十節度經略使を置いて邊防を充實して以還は、一度削兵せられたる邊防軍が復た増員せられ、『資治通鑑』卷二百十五、唐紀三十一、天寶元年の條に據れば、安西・北庭・河西・朔方・河東・范陽・平盧・隴右・劍南・嶺南の拾節度經略使統率の邊防軍竝に福州所領の長樂經略使の兵一千五百人・萊州所領の東萊守捉使の兵及び登州所領の東牟守捉使の兵それぞれ一千人、計三千五百人を總計すれば、凡そ鎮兵四拾九萬人に達し、張説の削兵以前の數に近づき復してゐる。『通鑑考異』に引ける舊紀に天寶元年現在の兵の總數五拾七萬四千七百三十三人と謂へるは、實は天下健兒團彊騎等の員數をも加算せるものにして、純粹の邊防軍は約五拾萬人と觀るべきであらう。此の約五拾萬人の兵糧の上に八萬餘匹の馬糧をも要し、開元以前には毎年邊兵に供給する衣糧額通計二百萬疋斛に過ぎざりしが、天寶以後邊將の要請により漸次兵員を増加したる爲、每歲衣服材料一千二拾萬疋・糧食一百九十萬斛と謂ふ巨額に上り、公私共に費に勞して民庶は漸く其の負擔に堪へ難く爲つたと傳へられてゐる。

當時の兵士一人一年分の糧食の量は果して幾何許のものなりしか。またこれを價格にすれば果して幾何許なりしかを探らむに、量の問題は駐在地並に時代の差異ありても度量衡制にさへ差異無ければ大體變化なき筈であるから、必ずしも天寶初期の史料に據らずとも、以て天寶初期のそれを知り得る筈である。『資治通鑑』卷二百三十二、唐紀四十八、德宗の貞元三年皇紀一四四七年西紀七八七年七月の條に、李泌が府兵復興策を奏上したる記述が見えてゐるが、其の中に次の如き文句がある。曰く

今歲徵關東卒。戍京西者十七萬人。計歲食粟二百四萬斛。今粟斗直百五十。爲錢三百六萬緡。

拾七萬人に年額二百四萬斛と謂へば兵卒一人一年の消費糧量は正しく拾貳斛、一个月に一斛である。一斛は古は十斗の名なりしも、中國近世にては五斗を以て一斛と稱し、唐代に於ても既に一斛は十斗に非ざるを以て、之を以て計算すれば兵卒一人一日分は壹升五六合ばかりである。壹升五六合と謂へば一人一日には食し得ざる量で、こは道理上、有り得ざることであるが、拾七萬人に二百四萬斛といふ記載に傳寫の誤が無いとすれば、之を信せなければならぬ。想ふに李泌の府兵復興策に謂ふ歲食の量とは、日日喫食する粟量の上に相當の豫備量乃至兵士の若干文の日當金に當るべき量をも加算したるものであらう。軍隊としては、食べ切る糧量では萬一出動の際に困難するから、相當の常貯の粟が必要であり、兵士一人一日の粟量としては、此等をも考慮に入れて計算して置く必要があり、乃ちかく一人一日分壹升五六合ばかりに豫定して居るものであらう。天寶時代の邊防軍の兵士も大體此の如きものなりと思はれるから、一年一人拾貳斛として計算すれば天寶初期邊防軍約五拾萬人の食ふべき一年分のその總額は六百萬斛・月額として五拾萬斛である。その價格は駐在地並に時代の差異により價の貴賤があるから一概には謂へぬが、假に李泌の言を以てすれば、一斗百五十文にて一斛七百五十文、一年一人拾二斛にて九千文即ち九緡である。更にこれを天寶時代の價格に據りて學問的に論せむとすれば、佛國國立圖書館所藏燉煌發見文書第參參四八號紙背の官署の經濟出納文書殘卷に據りて之を爲し得る。此の紙背文書は夙に劉復の『敦煌掇瑣』中輯に「瑣六六」として逐録せらるるが、その首尾を省略せるのみならず、文書の形式を變じ且つ肝要なる文字に誤讀と誤寫とが多いから、信賴して利用し難い憾がある。余の親しく調査する所では此の佛國第參參四八號文書の紙表は朱書の佛教々義書らしいが、紙背はすべて官署の經濟出納文書で、馬思簡・董景暉・宋思亮・趙敬微等の納粟牒、宋無瑕・王玉芝・李庭金・張欽明以下康仁布に至るまでの各納粟牒があり、その大部分は典の鄧伯乃と孔目判官の某が取り扱つて居り、取扱者の署名の箇處に各々曲尺壹寸八分四方の朱印、豆盧と軍之印との二行に排字せる「豆盧軍之印」が押捺せられ、年紀は悉く天寶六載十二月十日前後にして、同月十四日より十九日に至るまでの間に受附けられて居り、

何れも豆盧軍の軍倉に軍用粟即ち豆盧軍用の兵餉を納めたる牒文である。依りて余は之を『天寶六載十二月豆盧軍軍倉收納粟麥文書』と命名して居る。今その首部の若干を例示すれば次の如くである。

〔前部 缺紙幅〕 佛國第參四八號燉煌文書紙背文書

行客馬思簡 粟陸拾碩

百姓董景暉 粟壹伯碩 百姓宋思亮 粟壹伯碩

膝。敬微等。今有上件粟。請交桑。請處分。謹膝。

天寶六載十二月 日 行客 趙敬微 膝。

付
取
之
處
+
七
日

十二月十七日 典 鄧伯乃 交

孔目判官

通
海
+
七
日

粟壹伯碩

膝。無瑕。今有上件粟。請納充交桑。謹膝。

天寶六載十二月 日 行客 宋無瑕 膝。

付利元藏
十七

十二月十七日 典 鄧伯乃 交

孔目判官 元 付

連海
十八

粟貳伯碩

右玉芝。今有前件粟。充交余。請處分。

前件狀如前謹牒

天寶六載十二月 日 行客 王玉芝 牒

付利元藏
十八

十二月十七日 典 鄧伯乃 入

孔目官 元 付

連海
十八

粟貳伯碩

牒。庭金今有上件粟。請納充交桑。謹牒。

天寶六載十二月 日 行客 李庭金 牒

付利元感不
十七日

十二月十七日 典 鄧伯乃 交

孔 目 官 元 付

粟伍拾頃 7

牒。欽明有上件粟。今交桑次請處分。

謹牒。

天寶六載十二月 日 百姓 張欽明 牒

付利元感不
十七日

十二月十七日 典 鄧伯乃 交

孔 目 判 官 元 付

連牒
十七日

粟柒拾碩 小麥參拾碩

重進今有前件斛斛。請充交桑。謹膝。

天寶六載十二月 日 行客 常重進 膝

付倉於何元感
不
十四日

粟壹伯碩

庭訓今有前件斛斛。請□充交桑。謹膝。

天寶六載十二月 日 兵客 曹庭訓 膝

付倉於何元感
不
十四日

右重進等。各請上件交桑斛斛。望請預付正段。

其斛斛限日填納。謹連判狀如前。請處分。

膝件狀如前 謹膝。

天寶六載十二月 日 行客 常重進等 膝

行客 曹庭訓

付利進狀元感
不
十七日

十二月十七日 典 鄧伯乃 交

孔目判官 元 付

傳 輝 日
十 日

粟壹伯碩

牒。建忠今有前件粟。請納交桑。請處分。謹牒。

天寶六載十二月十日 百姓 汜建忠 牒

付 利 元 感 示
十 日

十二月十八日 典 鄧伯乃 交

孔目判官 元 付

連 輝 日
十 九 日

粟伍拾碩

牒。仁希今有前粟。納充交桑。請處分。謹牒。

天寶六載十二月十日 行客 康仁希 牒

付新元盛不
十七

十二月十八日典 鄧伯乃 交

孔目判官 元 付

於新時。

十七

右の文書に於ける牒の字は唐代に於ける牒の字の民間通用字で、また曹は曹の民間通用字である。斛斛は斛斛を以て量るべきものを指し、唐代民間に於て粟麥など穀物を意味する俗稱である。此の文書に續きて總計壹百三十二行の經濟文書が遺存してゐる。その第十六行目以下に天地上下を轉倒せる軍倉文書があるが、これは紙縫の間に介在して居るから、誤つて上下轉倒して貼付したるものであらう。左の如くである。

軍倉

行客任惹子納交桑粟壹伯捌頃陸斛 空。

右奉判令檢納前件人交桑粟納訖具

上者謹依檢納訖具狀如前謹錄狀

牒件狀如前謹牒

天寶六載十一月 日 典 索惠明

典 張士福

これ以下にまた上下轉倒して貼付せられたる文書がある。

付利元歳文

監官別將 曹阿賓

ナ

十一月廿九日 典 鄧伯乃 交

孔目判官 元 付

計利元日

ナ

行客任惹子粟壹伯捌頃陸對、估廿一文 計錢貳拾貳貫捌

陸文。折給小生絹陸拾疋、估參伯捌拾文

陸件斛對如前謹陸

此の年紀は蓋し天寶六載にして前の文書の一部が、此の間に錯入貼付されたるものと考へられる。、估廿一文は對估廿一文、估參伯捌拾文は正估參伯捌拾文の意にして、それ／＼粟一斛の價廿一文、生絹一疋の價三百八十文の意である。此の牒にも「豆盧軍之印」が取扱者鄧伯乃の署名の個處に押捺せられて居る。而して此の壹百三十二行に反る經濟文書は首尾完全ならず、中間に六箇處の紙縫ありて脱紙・脱文あることは明瞭であるが、其の殘卷の末尾に

右於當軍天寶四載和桑
疋段等具估價

件於□前

〔以下紙幅缺如〕

とあるから、此の文書が天寶四・五・六載皇紀一四〇五―一四〇七年
西紀七四五―七五七年頃の豆盧軍の軍倉への入粟・入疋段の收納文書なること

は略ぼ明であると思はれる。而して右の文書の牒文中、及び後に逐録せる根本史料に習見する余の字は糴の字の當時に於ける俚俗字であり、蓋し略書より來由する庶民間の通行字であらう。

三

豆盧軍に就いては史料の關係より後節に於て種々説明を加ふる豫定であるが、唐代の敦煌地方は漢民族と非漢民族との雜居にて異族語の常用が多く、此の豆盧なる語は鮮卑民族の語の漢字音譯にして、漢譯すれば歸義の意であり、鮮卑民族の慕容氏の慕容長が魏より豆盧氏の姓を賜はりて以て還は、姓氏としても存する語、然らば豆盧氏は歸義氏・豆盧軍は歸義軍の意にして蓋し豆盧軍は唐の宣宗の大中五年皇紀一五二一年西紀八五一年以後の沙州の歸義軍の名稱の前身かと思はれる。要するに唐

代河西道邊防軍十軍中の一軍にして其の本營は沙州城内に置かれ、四千三百人の常備員數を擁して他の九軍と共に河西節度使の指揮下に在りし邊防軍である。此の佛國第參四八號紙背の『天寶六載十二月豆盧軍軍倉收納粟麥文書』の一節に

次の如き條々ありて天寶四・五・六載頃の小麥・青麥・豌豆・粟・床等の穀物の價格竝に大生絹・河南府所產のケシギタ纈・縵緋・縵綠・大綿・大練・熟纈等の布帛の價格を的確に知り得るのである。此等の人馬の食糧竝に被服材料は、後に詳述すべ

き邊防軍の一軍たる豆盧軍の將兵の爲の軍需品にして、以て邊防軍一般に對して唐の國家より給與する平常必須の軍需品の如何なるものなりしかをも確實に知り得るのみならず、天寶三・四・五・六載皇紀一四〇四・一四〇五・一四〇六・一四〇七年西紀七四四・七四五・七四六・七四七年頃

に於ける河西道地方の諸種の品々の價の明記せられあるを以て、代品を以てする納入も行はれたるらしく、當時の河西道地方に於ける一般社會經濟生活を知る上に於ても甚だ稀觀にして貴重なる根本史料なりと謂ふべきである。少しく長けれども大海の遺珠も管ならざる實に珍らしき天地間の孤史料なる爲、左にこれを原文書の形式の儘に逐録する。

載夏季載支糧帳訖

肆伯伍拾陸碩捌斗伍勝柒合

小麥

壹伯肆拾柒碩肆斗

青麥

壹伯碩肆斗

豌豆

玖阡參伯參拾玖碩肆斗壹勝

粟

壹阡壹伯壹拾陸碩捌合粟填本外

利潤其粟收附同前季利潤帳

訖

伍阡柒伯玖拾壹碩貳斗肆勝肆合斛斗

三載冬季交桑納准估計常

錢壹阡伍伯柒拾伍貫玖伯伍□

伍阡肆伯伍碩捌斗參勝柒合粟

〔此處ニ紙縫アリ數行切除サレアリト覺ユ〕

斗估廿七文計貳阡捌伯貳拾貳貫玖伯陸拾貳文八分

壹萬肆拾肆碩陸勝柒合斛斗准和桑值

折填充交桑疋段本共斛斗收附軍倉三

〔此處ニ紙縫アリ數行切除サレアリト覺ユ〕

計壹阡肆伯伍拾玖貫伍伯柒拾壹文

壹拾柒碩壹斛床斗估廿七文計肆貫

陸伯壹拾柒文

貳伯陸拾貳碩伍斛青麥斗估卅文

計柒拾捌貫柒伯伍拾文

柒拾陸碩柒合小麥斗估卅二文計貳拾

肆貫參伯貳拾參文伍分

貳拾玖碩捌斛豌豆斗估廿九文計捌貫

陸伯肆拾貳文

肆阡捌伯捌拾陸碩參斛伍勝伍合麥

粟床豆等准和桑估折填充

交桑疋段本其斛收附軍

倉同前載冬季載支糧帳訖

壹拾柒碩壹斛床

貳伯陸拾貳碩伍斛青麥

柒拾陸碩柒合小麥

貳拾玖碩捌斛豌豆

肆阡伍伯碩玖斛肆勝捌合粟

玖伯肆碩捌斛捌勝玖合粟填本外

利潤其粟收附同前季利潤帳訖

柴阡伍伯陸拾陸碩肆斗柒勝肆合

斛斗四載春季交余納准佔

計當錢貳千陸拾貳貫參伯

壹拾柒文貳分

陸阡柒伯玖拾玖碩玖斗貳勝捌合粟一斗

估廿七文計壹阡捌伯參拾伍貫玖伯捌拾文伍分

貳伯參拾碩陸斗 青麥斗估卅文 計

陸拾玖貫壹伯捌拾文

貳伯肆拾壹碩捌斗貳勝陸合 小麥

斗估卅二文計柒拾柒貫參伯捌拾肆文參分

貳伯柒拾陸碩壹斗貳勝 床斗估廿七文

計柒拾肆貫伍伯伍拾貳文肆分

壹拾捌碩 豌豆斗估廿九文 計伍貫

〔此處ニ紙縫アリ數行ヲ失ヘルモノノ如シ〕

陸阡參伯捌拾肆碩貳斗壹勝參合

斛斗准填和余佔折填充交余

〔此處ニ紙縫アリ數行ヲ失ヘルモノノ如シ〕

合當軍天寶四載和余准 旨支貳萬段出武

威郡准估折請得絕絹練綿等惣壹萬

肆阡陸伯柒拾捌_テ七_テ參丈伍尺肆寸壹拾銖

伍阡陸伯_正 大生絹

伍伯伍拾_正 河南府絕

貳伯柒拾_正 絹 緋

貳伯柒拾_正 絹 綠

壹阡玖伯貳拾柒_テ七_テ壹拾銖 大綿

壹千柒伯_正 陝郡絕

肆阡參伯陸拾壹_正參丈伍尺肆寸 大練

柒阡壹拾柒_テ七_テ壹拾銖行綱燉煌郡

參軍武少鸞天寶三載十

月十二日充 旨支四載和

余壹萬段數其物並給百

姓等和余直破用並盡

伍阡陸伯_正 大生絹_正估四百六十五文 計

貳阡陸伯肆貫文

伍伯伍拾_正 河南府絕_正估六百廿文

計參伯肆拾壹貫文

貳伯柒拾疋 縐緋疋估五百五十文

計壹伯肆拾捌貫伍伯文

貳伯柒拾疋 縐綠疋估四百六十文

計壹伯貳拾肆貫貳伯文

參伯貳拾柒疋壹拾銖 大綿疋估一百五十文

計肆拾玖貫伍拾文

以前疋段准估都計當錢參阡貳伯陸

拾陸貫柒伯伍拾玖文計彙得斛斛

壹萬壹伯壹拾伍碩陸斛玖勝壹合

其斛斛收附去載冬季軍倉載支

糧帳經支度勾并牒上金部比部

度支訖

玖阡貳伯肆拾柒碩柒勝肆合 粟斗估卅二文

計貳阡玖伯伍拾玖貫陸拾肆文肆分

肆伯壹拾柒碩參斛伍勝參合 小麥

斗估卅七文計壹伯伍拾肆貫肆伯

貳拾文陸分

壹伯參拾玖碩貳斛陸勝肆合 床斗估卅□文

計錢肆拾肆貫伍伯陸拾伍文貳分

肆拾玖碩伍斛 豌豆斗估卅四文 計錢壹

拾陸貫捌伯參拾文

貳伯陸拾貳碩伍斛 青麥斗估卅五文

計錢玖拾壹貫捌伯柒拾伍文

柒阡陸伯陸拾壹^斗疋參丈伍尺肆寸疋段

行綱別將張處廉三月十八日於武威

郡領充到 旨支四載和

桑壹萬段數春季新附其

疋給百姓和「^斗桑」斛斛并准金部

格給副使祿直破用並盡

壹阡柒伯疋 陝郡 絕

壹阡陸伯^斗疋 大 綿

肆阡參伯陸拾壹疋參丈伍尺肆寸 大練

捌拾參疋壹丈玖尺壹寸大練淮格

給副使李景玉天寶四載春

夏兩季祿粟壹伯貳拾碩

直斛估卅二文 計參拾捌貫肆伯

文折給上件練足估四百六十文不桑斛斛

柒阡伍伯柒拾捌七疋壹丈陸尺參寸疋

段給百姓等和桑斛斛直

肆阡貳伯柒拾捌疋壹丈陸尺參寸 大練

足估四百六十文計壹阡玖伯陸拾捌貫陸拾捌文□

壹阡柒伯疋 陝郡熟繩足估六百文 計壹

阡貳拾貫文

壹阡陸伯七 大綿毛估一百五十文 計

貳伯肆拾貫文

以前和桑疋段准估計當錢參阡

貳伯貳拾捌貫陸拾捌文柒分計

桑得斛斛惣壹萬貳拾柒碩壹

斛捌勝參合共斛斛並附軍倉

春季載支糧帳訖

玖阡貳伯陸拾捌陸斛參勝柒合 粟斗估卅二文

計貳阡玖伯陸拾參貫肆伯肆文玖分

貳伯參拾捌陸斛 青麥斛估卅五文 計

捌拾貫柒伯壹拾文

貳伯柒拾陸碩壹斛貳勝 床斗估卅二文

計捌拾捌貫參伯伍拾捌文肆分

貳伯肆拾壹碩捌斛貳勝陸合 小麥斗估卅七文

計捌拾玖貫肆伯柒拾伍文肆分

壹拾捌碩 豌豆斗估卅四文 計陸貫壹

伯貳拾文

此の次に前節の終に紹介したる右於當軍天寶四載和衆云の三行がありて紙幅が缺損して居るのである。遼録に當りて特に其の箇處を明示せる通り、此の佛國第參參四八號紙背文書には處々に紙縫部が多いのみならず、往々其の箇處にて前後の文意の斷絶せることの明瞭なるものあり、これは或は一枚二枚の紙幅が亡失脱紙してゐるものと考察せられるが、當時の河西道地方の諸物價を知る爲には、少々の脱落はありても史料として充分に利用し得る性質の文書であり、牒文より見ると、天寶六載十二月の豆盧軍軍倉收納粟麥文書ではあるが、此の諸物價の明記せられある箇處は天寶四載度に於ける豆盧軍軍倉收支經濟計算文書の殘卷であるから、此の佛國第參參四八號紙背文書は、之を嚴密に命名すれば『天寶四載乃至六載豆盧軍軍倉收納穀物並に收支經濟計算文書』と謂ふのが最も適當であらう。文書の時代は既に末尾に右於當軍天寶四載和衆云とあれば、その四載以後、寧ろ五載に於て前年の收支決算を明記したるものと考察せられ、文中に燉煌郡の名稱あれば沙州のものたること明であるが、天寶四載度に貳萬段の正昂を武威郡に支出して和糴を致すこととなり、施・絹・練・綿等惣て壹萬肆阡陸伯柒拾捌屯疋參丈伍尺肆寸餘を以て之を實行したりといふ文句見え、而して此の武威郡は涼州にして、『新唐書』卷四十、地理志四の記載に徵證すれば、後に説く所の赤水軍・大斗軍・烏城守捉・張掖守捉・交城

守捉・白亭軍の駐在する地方なれば、此等の軍需品は赤水・大斗の諸軍に要したるものと思はれる。此の文書にて斗升合の升をば升または當時普通の習なる𪛗の字を用ひずして、勝の字を使用しあるは、一見誤字か當字イテなるかの如く誤解され易い處があるが、無論普通に緣由する文字で、勝の字を以てすることは當時一般の習俗として廣く慣行せられてゐたものであるから決して誤記でも誤寫でもなく、此の習俗は遠く海波を凌いで我國にさへも流傳したるもので、正倉院尊藏の經濟關係文書に於ても之を見るのである。また屯の字は屯の字の當時の俗字で綿を計量する單位名稱なること『唐令』の遺文に徵證しても明である。尙ほ劉復の『敦煌掇瑣』中輯「瑣六六」に逐録せるものは悉く穀物の時價を十倍に誤記誤解して居る。これは本文に𪛗估卅文・斗估二十九文などとある𪛗・斗の文字が原文書に於て草書體に書かれて𪛗・斗などとあるを𪛗・升の字と誤讀せる爲に起りし誤にして、例せば一𪛗の價二十文或は二十九文なるを悉く一升の價と誤寫して居る。此等が一斗の價なることは、量額と其の總價額とを計算照合すれば極めて容易に分明なるに拘らず、漫然と傳寫して升價と爲せるは輕率なりと謂はなければならぬ。例示すれば右文書の尾部より二行目の豌豆の價の如き、斗價三十四文なれば拾八頃にて正しく總價六貫壹百二十文となり、文書の示す通であるが、若し劉復の如く之を一升價とすれば總價額が六拾壹貫二百文と爲りて十倍となり、原文書の記載に合致せぬことと爲る。その他皆之に準じて正しく一斗の價なのである。估の字はその音コ、估價などと熟字する字にして「アタヒ」の意、『新唐書』卷壹百五十一、陸長源傳に「高鹽價。賤昂估」などと使用せられたる例あり、價の字と同義に解して宜しい。此の『天寶四載乃至六載豆盧軍軍倉收支經濟計算文書』の示す所にては、粟壹斗價二十七文乃至三十二文・床壹斗價二十七文・青麥壹斗價三十文乃至三十五文・小麥壹斗價三十二文乃至三十七文・豌豆壹斗價二十九文乃至三十四文・大生絹壹疋價四百六拾五文・河南府所產絕壹疋價六百三十文・縵緋壹疋價五百五十文・縵綠壹疋價四百六拾文・大綿壹屯價壹百五十文・大練壹疋價四百六十文・陝郡所產熟絕壹疋價六百文である。此の中で粟・青麥・小麥・豌豆などの斗價に兩種あるは同じ一年間に於てのことながら、季節の如何

によりて時價に變動ありしことを語るものなるべく、何れも等しく壹斗につき五文宛騰貴して居るが、これは各々の收穫期と端境期とに於ける賤貴の差異であらうと想はれて甚だ興味が深い。端境期の現物減少の時期に於て約壹割五分乃至貳割の價格騰貴である譯である。

此の天寶四・五・六載頃の粟價を以て前述の兵卒一人一年分の糧食量拾貳斛即ち六碩を計算すれば、壹斗價二十七文なれば壹千六百貳拾文、壹斗價三十二文なれば壹千九百貳拾文となり、全壹個年間の價格の貴賤を考慮に加へて見る時は、兵卒一人一年の糧食費は壹千七百七十文、一箇月にては壹百四拾文内外となる。李泌の時代は粟價壹斗百五拾文と謂つて居るから、之は餘程高價であるが、これは德宗の貞元三年皇紀一四四七年西紀七八七年のことにして玄宗の天寶四・五・六載頃皇紀一四〇五西紀七四五より四拾年許も後世のことにして、諸物價が一齊に騰貴し居りし爲と、李泌の説ける將兵は燉煌地方などの僻地と異なりて、首都長安の西郊に戍守してゐるのであるから、首都郊垌のこととて、諸物價は一般に高價なる譯であると共に、これは特殊なる現象なるかも知れぬ。『唐會要』卷九十、和糴の條に、僅に壹箇年の時間的距離しかない貞元二年の粟麥に就いて次の如き記載あり、

〔貞元二年〕十一月。度支……又請度支給錢添成四十萬貫。令京兆府。今年內收糴粟麥五十萬石。以備軍倉。詔從之。

四十萬貫を添加するは今年收糴する粟麥の爲の代金であるから、四十萬貫を以て粟麥五十萬石が買へる譯である。四十萬貫は四億文なれば、これにて五十萬石を購入し得る當時の粟麥壹石の時價は八百文の筈にして、随つて壹斗價は八拾文である。時代を異にし、また首都のことなれば、天寶四・五・六載頃の燉煌といふ僻陬地方の壹斗價二十七文乃至三十二文なるに比較すれば、二倍額乃至三倍であつても特に怪しむに足らぬであらうが、此の壹斗價八拾文のものが、同じ地域に於て、すぐ翌年の貞元三年に壹百五拾文なりとは稍々其の懸隔が大に過ぐる嫌がある。但し『唐會要』の記載には四十萬貫を添成すとあるから、此の四十萬貫は粟麥五十萬石の總價にあらずして、既に三十萬石か四十萬石かを購入すべき準

備の金額がありしが更に石數を増して五十萬石購入と決した爲に、茲に四十萬貫を追加した意味とも考察せられ、當時京兆府にては一斗の價は既に壹百三四十文で、すぐ翌年が壹百五十文なりしものとも考へ得る。恐らくはこれは後者で、特殊の事情に緣由する現象であらうから、以て一般的の考據標準とは爲し難いと思ふ。燉煌地方は僻陬であるから、これ亦一般普通よりは稍々賤價であらうと推測せられるが、しかし斯様な豆盧軍といふ邊防軍の軍倉の收納會計簿に見える價であり、且つ一般に邊防軍の駐在地域は燉煌地方に類似せる經濟事情の地にして、諸物價の高貴なる中原や首都地方の如き地域ではないから、少くとも邊防軍の軍糧の價に關する限りは、此の燉煌地方のものを以て一般を律しても、甚だしき過誤には陥るまいと考察せられる。然らば邊防軍の兵卒の壹箇年の糧食費は壹人壹千七百七拾文なれば、天寶初期の邊防軍總數五拾萬人のそれは總額八拾八萬五千貫文・量にして六百萬斛、實に龐大なるものと謂はなければならぬ。

四

右は天寶時代に於ける唐朝の國境邊防軍總計五拾萬人の食糧給與に就いて、河西道邊防軍の一なる豆盧軍の經濟文書を考據として其の大勢を大觀したのであるが、茲に本篇にて主として研究對象とせる河西道の邊防軍の全體の詳細なる實情は如何かと謂ふに、本來此の河西道の邊防軍の常置は、吐蕃と突厥とを隔斷し、兩者が提携聯合して唐の西陲に入寇することを未然に防止せむとする重要な軍事目的を有するものにして、その各軍・各守捉駐防の實情は、『新唐書』卷五十、兵志に次の如く見えてゐる。

赤水・大斗・白亭・豆盧・墨離・建康・寧寇・玉門・伊吾・天山軍十。烏城等守捉十四。曰河西道。

即ち河西道の邊防軍團の組織は、赤水軍以下天山軍に至るまでの十軍と烏城守捉以下の十四守捉より成り居りしを知るべきである。而してその兵力に關しては宋の司馬光の『資治通鑑』卷二百十三、唐紀二十九、玄宗の開元十五年

七年 十二月の條に記して

〔開元〕十五年十二月。戊寅。制。以吐蕃爲邊患。令隴右道及諸軍團兵五萬六千人。河西道及諸軍團兵四萬人。府兵廢行一切之法

團結民兵。謂之團兵。又徵關中兵萬人。集臨洮。朔方兵萬人集會州。防秋。至冬初無寇而罷。

とあり、又同書開元二十五年皇紀一三九七年 西紀七三七年五月の條に

〔開元〕二十五年五月。癸未。勅。以方隅底定。令中書門下。與諸道節度使。量軍鎮閒劇利害。審計兵防定額。于諸色征人及客戸中。召募丁壯。長充邊軍。增給田宅。務加優恤。

とある。右等の記載は何れも開元年間のことを述べ、唐初の實情を傳ふるものではないが、鄙見に據れば、國境邊防の軍、邊塞屯防の方鎮の兵の事情は、所謂府兵の制とは根本的に異なる機構のものであつたから、唐初も盛唐時代も大なる變化は生ぜざりしものと想はるるを以て、乃ち此の開元年間の記載の實情に準據して以て初唐・盛唐兩時代を通じての河西道邊塞屯防の兵に關する實情をば大部分推知し得られると思ふのである。然る處、司馬光の『資治通鑑』卷二百十五、天寶元年皇紀一四〇二年 西紀七四二年の條には、特に河西道の節度使に關する記載があつて比較的詳細を極め、其の屯防の主要なる目的が吐蕃と突厥との提携することを妨ぐるに在りしことを敍し、進んで諸軍駐在の事情を記して

河西節度。斷隔吐蕃突厥。赤水・大斗・建康・寧寇・玉門・墨離・豆盧・新泉八軍。張掖・交城・白亭三守捉。屯涼肅瓜沙會五州之境。治涼州。兵七萬三千人。

とある。『新唐書』卷五十、兵志にては河西道邊防軍は十軍十四守捉にして白亭が軍として現はれてゐるが、『資治通鑑』に於ては八軍三守捉にして白亭は守捉と爲つて居る。『新唐書』兵志に記する所の十軍の中には伊吾・天山の二軍があるが、『資治通鑑』の所記にては此の二軍の無い代りに新泉軍と稱する一軍の名が見え、要するに前者十軍の中の白亭・伊吾・天山の三軍が消えて新泉の一軍が立てられ、以て八軍と爲されて居て、此の間軍・守捉の廢置に多少の時代的變

化はある様ではあるが、これは恐らく開元年間の末造頃にでも變更せられたるものに相違なからう。斯く多少の變遷廢置はありても其の大局に於ては根本的變化は無く、河西節度使の管轄する邊防軍は唐一代を通じて存したのであるから、その詳細を傳ふる『資治通鑑』の記述は大局的に觀て考據と爲すに足り、要は河西道の屯防軍は涼州、肅州、沙州、瓜州、會州の五州の地を邊防の責任地域と致し、節度使は十軍、十四守捉、或は八軍、三守捉の兵を指揮して其の本據を涼州武威郡の治城に置きたるものにして、その總兵力は大體七萬内外、『資治通鑑』に據れば七萬三千人なのである。而して其の駐屯分布の基地竝に其の各兵力の様子は『資治通鑑』に次の如く見えてゐる。

赤水軍。在涼州城内。兵三萬三千人。

大斗軍。在涼州西二百餘里甘肅二州界。兵七千五百人。

建康軍。在涼州西二百里。兵五千三百人。

寧康軍。在涼州東北千餘里。兵八千五百人。

玉門軍。在肅州西二百里。管兵五千二百人。

墨離軍。本月氏國。在瓜州西北千里。管兵五千人。

豆盧軍。在沙州城内。管兵四千三百人。

新泉軍。在會州西北二百里。管兵千人。

張掖守捉。在涼州南二百里。管兵五百人。

交城守捉。在州西二百里。管兵千人。

白亭守捉。在涼州西北五百里。管兵千七百人。

右記する所に據れば、少くとも天寶年間の初期に於ける河西道の邊塞屯防常駐軍の兵力は、總計七萬參千人にして、都

べて河西節度使の麾下に屬してゐたが、當時としての七萬參千人の常備邊防軍と謂へば、其の統率者たる河西節度使の權力の如何に偉大であるかを判知するに足る。七萬參千人は我國嘗ての普通平時の約五個師團餘りの兵量であるが、その各師團長などとは異なりて、節度使の權力は該地方の財政、民政と不可分離の關係に在りしものであるから、其の支配力は鞏固にして宏汎に亙り、一種の封建諸侯の如き實質を有して軍團の單なる長官に非ざるを以て、その權威は其の地方に雄長し、行政官吏も懾服してゐた譯で、武官ながら該地方の文武官の支配者たる觀が有つた筈である。また七萬參千人の兵に對する其の設備や給與の經濟的負擔も亦尨大なものであつたことを察知せねばならぬと思ふ。

然らば此の河西道邊防軍、八軍、三守捉、七萬參千人の兵力は、唐の開元天寶時代に於ける唐の天下全體の邊防軍の間に於て、如何なる程度の地位に在りしかと謂ふに、嚴衍の『資治通鑑補』卷二百十五、唐紀三十一、天寶元年の條に見えてゐる安西節度以下の十節度その他經略・特殊守捉の兵力と總覽比較して、はじめて其の大勢を知り得らるると考へる。即ち天下全體の邊塞屯防軍は

安西節度。 治龜茲城。 兵二萬四千人。

北庭節度。 治北庭都護府。 兵二萬人。

河西節度。 治涼州。 兵七萬三千人。

朔方節度。 治靈州。 兵六萬四千七百人。

河東節度。 治太原府。 兵六萬六千人。

范陽節度。 治幽州。 兵九萬三千五百人。

平盧節度。 治營州。 兵三萬七千五百人。

隴右節度。 治鄯州。 兵六萬四千人。

劍南節度。 治益州。 兵三萬六千五百人。

嶺南節度。 治廣州。 兵壹萬五千四百人。

長樂經略。 福州領之。 兵壹千五百人。

東萊守捉。 萊州領之。 兵壹千人。

東牟守捉。 登州領之。 兵壹千人。

右の邊防軍の總計兵數は四十九萬八千人であるが、河西節度所管の七萬參千人は、范陽節度所管の九萬三千五百人に亞ぎて、天下第二位の龐大なる組織の屯防軍たるを知る。蓋し河西と范陽との兩節度使の外敵防衛所管地域は萬里長城の最西端と最東端との地方にして邊防上最も重要なもので、前者は吐蕃、突厥その他西域諸地方に對する固であり、後者は內蒙古東部、滿洲方面の異族に對する固であるから、唐初より邊防軍としてそれぞれ第二位・第一位の充實せる兵力を配置したるものと考察せられる。天下邊防軍中の第二位に在る河西道邊防軍であるから、その經濟の複雑にして經費の龐大なりしことは略ぼ推測し得られると思ふ。しかも防守は地の險要なるを條件とするものなれば、交通運輸上甚だ不便なる僻陬にても必要とあらばそこに駐兵を爲さなければならず、河西道邊防軍の十軍十四守捉或は八軍三守捉、合計略ぼ七萬人内外の屯防兵員即ち防人は、前掲の通り各地に總計拾壹箇處の根據地駐屯本部を置いてゐたのであるが、『資治通鑑補』の該條には趙珣の『聚米圖經』と稱する軍糧經濟地理の書を引きてその相互間隔距離を記し、

趙珣聚米圖經。自甘州西至肅州五百里。自肅州西至瓜州四百五十里。自瓜州西至沙州二百八十里。自沙州西至伊州四百里。會州東至鹽州八百里。西至涼州六百里。南至宋鎮戎軍一百四十里。北至靈州六百里。

とあれば、涼州を中心として、その西我が三十餘里の地に大斗軍・建康軍、その東北我が壹百六十餘里の地に寧寇軍の兵が、それぞれ駐屯すると謂ふ風に、相當遠距離の間隔を以て配置せられてゐるから、等しく河西節度使の麾下に屬して

相呼應して以て國境防守に當るとは謂ひながら、戰時に於ける緊急の騎馬聯絡は格別として、平時に於ける兵士の衣糧の給與、馬匹の飼料の配給などは、一一其の現物を河西節度使の本據なる涼州城内に一度集めて而して後に分送配給したるものには非ざるべく、計算會計經理の帳簿上の事務は、涼州城内の節度使の官衙に其の原簿を常備して統理は爲したるならむも、配給すべき實物はその軍或は守捉の所在地に於てその所要の定額の數量に順ひて購入或は收納して直接に兵員に配給したるものなること疑を容れ能はぬ。

五

河西節度管下のみのことを記したるものには非ざれども、天寶年間に天下の邊防軍の經常費の遽かに膨脹したることを『資治通鑑』卷二百十五、天寶元年皇紀一四〇二年
西紀七四二年の條に記して次の如くある。

開元之前。每歲供邊兵衣糧不過二百萬。天寶之後。邊將奏。益兵浸多。每歲用衣千二十萬疋。糧百九十萬斛。公私勞費。民始困苦矣。

之を安西節度以下嶺南節度に至る十節度に目安メヤスに割り當てて觀ても、開元以前は一節度管下の衣糧は平均二十萬疋斛であるが、天寶以來は桁數が急變したる膨脹にして、平均一節度管下衣は壹百二萬疋、糧は拾九萬斛、計壹百二十一萬疋斛、實に開元以前の六倍に増加してゐる。尤も右の一節度管下平均衣壹百二萬疋、糧拾九萬斛は余が單に便宜的に目安メヤスに平均したる數であるから、事實に於てはこれ程を要せざりし節度管下もありし譯であるが、邊防軍中の第一位なる范陽節度、第二位たる河西節度の各管下のそれは最も龐大にして、兵員數より推察しても北庭節度の經費に五倍或は四倍するから、茲の主題たる河西節度一年間の衣は恐らくは一百六拾餘萬疋、糧は二十七萬斛程度には非ざりしかと思ふ。何となれば天下常備の邊防軍總計約五拾萬人、而して河西節度管下はその約七分の一強の兵員數であるからである。之を河西道節

度の經費の實際に就きて述べたる『資治通鑑補』の記載に徵證するに、天寶以後の河西道の邊防軍の爲には衣服材料壹百八十萬疋段を給與したりと明記してあり、余の推定額壹百六拾餘萬疋に近い實數を示して居る。これより類推すればその軍糧も、恐らくは余の推定額なる二十七萬斛乃至三十萬斛を要したるものと判斷せられるが猶ほ少く疑問はある。

右に述ぶる通であるから、唐の天寶時代に於ける河西道の邊防軍に要したる衣糧の經常費は甚だ多額である。矧んや衣糧以外の軍械その他の軍費が更に此の上に加算せらるるをやである。然かれども現存する史料上にては、獨り河西道の邊防軍たるのみならず、その他の九節度管下の邊防軍は申すに及ばず、中原の折衝府の府兵に對する衣糧給與の詳細に就いては殆んど傳ふる所が無く、單に往々『資治通鑑』所記の如く其の總額を傳ふるあるのみである。總額の明なこと元より肝要なれども、兵員の實際生活の狀況を知らむが爲には一層その詳細を知りたい、また之を知るの必要があるのである。

『新唐書』卷四十九、百官志、下篇の外官の條には、節度使・其の部下の諸官の制・其の授官の經緯・儀禮の如何・任地到著の際に於ける州縣迎使の儀式などに關する詳細なる規定を記載してあり、大都督以下の諸官に關しても詳細なる規定は見えてゐるのであるが、その部下なる一般兵員の衣糧給與の實情の如何に關しては何も記載する所が無い。これは古來の中國正史の記述法としては傳統的には毫も不可思議視する必要のないもので、從來の中國正史の書法としては庶民とか一般民衆のことは比較的これを輕視して、主として貴族・高級官吏中心に萬般の歴史的記述を爲すのが普通の習慣であり、また正史としては已むを得るのである。故に正史を補充すべく、邊防軍兵員衣糧給與規定實行細則の如きものを別に編纂して保持して置けば宜しい譯で、またかかるものを編纂し得る各邊防軍の會計出納原簿もあり、戶籍同様に、當時に於ては中央政府の兵部にその報告文書、指令文書なども存したのであらうが、今は皆滅亡して之を見ることが出來ぬのであらうと思はれる。史料の關係上、天寶時代に於ける邊防軍の兵員の衣糧給與の實情を一千二百餘年後の現代に於て知らむとするが如きは到底不可能なる希望であるが、余は出來得べくんば一般邊防軍兵士が如何なる程度の衣糧給與を受け

て如何なる程度の日常的軍隊的生活を營んでゐたであらう歟。彼等の身の廻りの裝備が如何なる實情なりし歟を知りたいのである。但し之は從來存する『新唐書』や『舊唐書』は申す迄もなく、『冊府元龜』とか『唐會要』とかの成書乃至唐時の隨筆書類の記載を以てしては到底能くし得べからざる研究的對象で、現代に於て斯様なことを念願するのは、無暴なる研究方針であるとの毀を受くるであらう。然かれども學問的研究には倦まざるの努力が必要である。不斷の積極的敢闘精神が肝要である。容易に知ることが出来ないからとて、漫然と放棄するのは學問的研究敢闘心に於て尙ほ足らざるものとして媿すべきである。出來得る限り當時の史料を探索し、片言隻句よりもその實情を探り出だすは勿論、新史料の探索にも不斷の努力を爲さなければならぬ。これが眞の學者の貴い資格なのであると共に、これによりて學問が日進月歩するのである。英・佛兩國に將來保存せらるる燉煌發見文書の如きは當に此の努力を致すべき恰好の當時の根本史料嚆矢である。萬が一にも或は敍上の問題の一端を窺知し得る記録があるかも知れぬ。私が國家の命を奉じて佛國巴里市滯在中、昭和六年九月九日より同八年七月二十日迄前後貳拾參箇月間、毎日佛國國立圖書館古文書部所藏の燉煌文書總計五千五百四十一點を調査致したる際、余は自ら揣らず、敍上の學問的努力精神を自ら勵まして、發見文書の出土地の土地柄、何か唐代河西道の邊防軍に關する經濟的史料の古光片羽でも無いかと、極めて精密なる調査を行ひ、人知れず苦心を致したのであるが、文昌帝君の神靈が余の衷情を憫んで余に幸福を垂れたるか、某日端無くも極めて容細なる殘闕ではあるが、多少河西道邊防諸軍の一般兵士の生活の一端を窺知し得られると思はれる學界未知の新史料を寓目することが出來て、余の喜悅限り無く、其の夜は喜悅の爲に眠られなかつた程であつた、その貴重史料・大海の遺珠とも稱すべき天下の孤史料は登錄番號第五五貳九號燉煌文書の第拾七種にして、豆盧軍・建康軍その他の河西道邊防諸軍に關する文書の殘闕である。余の閱覽調査したる佛國國立圖書館所藏の燉煌文書の中にて、第參五壹貳號より第五五四壹號に至るまでの間のものは、從來未整理なりし爲全く公開閱覽を許されて居らず、佛蘭西文を以てする內容解說目錄すらも出來て居らず、自然世界的に未知

のものに屬し、余が特別に其の閲覽を許さると共に該圖書館長オーモン氏(M. Omont)の需に應じて余が整理し、余が佛蘭西文を以てする解説目錄をも製して之を該閲覽室の架上に備付けて來たのであるから、此の第五五貳九號も亦世界の學界未知のもので、此の河西道邊防諸軍衣糧給與經濟關係文書を一括して此の號次の第拾七種と定めたるも、余が斯く順序づけたものである。

却說、此の佛國第五五貳九號の第拾七種の古文書の紙表は『千字文』の斷簡で、その紙背に河西道邊防軍の給與其の他に關する經濟的記錄の虬鱗の片甲があるのである。其の首尾は共に闕けてゐるが、一項一項獨立して題目があり、總計拾首の文書があり、これより諸種の當時の事情が知り得られる。此の記錄に含まるる現象の起りし年代は年紀の文字を缺ける爲、的確には之を知り難いが、諸種の點より大體開元天寶時代のものなることは推定し得られる。今便宜上(甲)(乙)等の標號と句點とを附して文書原形のまゝ紹介すれば次の通である。

〔音部缺紙〕佛國第五五二九號第十七種敦煌文書紙背文書

(甲)肅州請閉糴。不許。

隣德不孤。大義斯在。邊城克守。小利須通。豈唯甘肅。北

州抑亦人煙接武。見危□可奔救。閉糴豈曰能賢。商賈

往來。請無壅塞。粟麥交易。自合通流。准狀仍榜軍州。

□勒捉擣。少有寬許。當按刑書。

(乙)建康尙書割留氈三百段。稱給付將士。不具人姓名。

分給綵布。不具人名。既無節約。懸稱用盡。事涉瓜李。

□仕根尋。准狀牒建康□□。芳蘭切摧。問給賞事

由。上如相容隱。當別書科。

(丙)管內倉庫宴設給納館遞樽節事

艱難已來。軍州凋弊。支持不足。破用則多。非直損於公途。亦乃傷於人庶。若無先見。何至後圖。儉約之質。公家所尚。給用之費。文簿須明各牒所由。

(丁)豆盧軍請西巡遠探健兒全石糧。

子亭迥絕。所以加糧。平下兩巡援例。又請。若依支給。衆堪無言。以此商量。理宜從記。

(戊)甘州送糧五千石。又請稱不足。

斛斗。已送五千。以有均無。將爲適濟。更來申請。何

無厭。非直軍州有詞。抑亦般運難致。自須樽節。友

豈得。相次申陳。食糧之人。理資減省。灼然不濟。方

可官支。須知來處艱辛。預作向前准擬。用盡更索。

計出何方。牒甘州。任自圓融取濟。

(己)建康軍物。被突厥打。將得陪半周兵馬使。

先公後私。聞諸古議。以小防大。未益今時。兵馬使所獲無多。建康所損又廣。以此處置。只合奉公。惣仰人官。理將穩便。

(庚)豆盧軍健兒冊七人。春賜請加。

軍司既稱無物。使局何計能爲。比日曾不有言。今年忽然妄訴。有物任給。無物告停。一任當軍。圓融處置。

(辛)建康軍使寧懌。擅給絲布。充防城人賜。

尙書所留絲布。令給不濟之人。凡是行官足得自養。不存

後計。難曰公心先已賒徵。乃可知過。更來申訴。有似飾非。防

口慙勞。便則給賞。卒更久戍。何以支持。若不徵收。無懲專

擅。依前賒軍切徵。

(壬)豆盧軍兵健兒卅九人無賜。

沙州兵健。軍合支持。既欲優憐。復稱無物。空申文賒。徒事

往來。不可因循。終須與奪。使司有布。准狀支充。如至冬裝。

任自廻易。

(癸)甘州兵健冬裝。肅州及瓜州

〔以下 缺 紙〕

右の中の(甲)は河西道邊防軍區の涼・肅・瓜・沙・會の五州が、等しく河西節度使の指揮管下に在りながら、其の軍用糧食の支配上に於ては各州を單位として經濟的に各州獨立の實情には非ざりしかといふ疑を發せしむる史料、(乙)は建康軍の主計官が三百段の氈即ち木綿織物を將士に分配給與したと稱して居るが實はその間何か不正行爲を爲したかも知れぬと謂ふので調査問題の起りしこと、竝に當時河西道の邊防軍の衣料として木綿布が或る程度使用せられたることを知り得る史料、當時中原にては木綿布は主として輸入品にして生産もさして盛ならず、甚だ高價にして、木綿布は寧ろ奢侈織物と考へられ、我が弘法大師の唐より將來せしものの中に縹布曼茶羅即ち木綿織曼茶羅のあるのも斯様な事情に據ると考へられ

る。(丙)は管内軍費の潤澤ならざる爲、破用即ち支出のみ多くして經濟不如意勝であるから、文簿記載を明確にして苟くも濫費すべからざることを謂へる史料、(丁)は四千三百人の兵員を以て沙州城内に本營を有する豆盧軍が其の食糧を自主的に探し求むることのありしことを語る史料、(戊)は邊防軍本部より何かの理由で甘州即ち大斗軍へ五千石の糧を送つたが尙ほ不足なりとして追加を申請して來た。しかし餘裕も無いから各員節食でもして艱難を忍び、將來有事の日の籌備を忽せにせぬ様にせむことを謂へる史料、(己)は涼州の西二百里に五千三百人の兵員を以て邊防に任ずる建康軍の軍需品が突厥に掠奪せられた結果に對する善後措置に關する史料、(庚)は豆盧軍の義勇兵士四十七人に春の賞與を與ふる爲に物資を要求し來れるも、物資不足の折柄につき給與追加は出來ぬから、豆盧軍の既に有する物資を融通して適當に賞與に充當せよと謂ふことを指令せる史料、此の際の物資は他の多くの當時の史料より推定して布帛縹綿などの被服材料ならむと想はれるが(丁)の食糧の自主的探求の事情と互審參稽して、豆盧軍の軍經濟の潤澤ならざりしことを知り得る。(辛)は建康軍使の寧愔なる者が肆まゝに縹布即ち木綿布を兵員に給與し越權の行爲あり、しかも種々言辭を弄して非行を正統化するに努めてゐるが、これは處罰すべきであるといふことを語れる史料、此の裏面には寧愔が私して私利を營みしこともあるのであらう。(乙)と互審參稽すべき官場の弊である。(壬)は豆盧軍の義勇兵三十九人の夏期用衣服地を至急に給與する必要あり、冬期用のものも至急準備をせよと謂ふ被服給與問題の史料、邊防軍の被服の官給なりしことを證してゐるものである。(癸)は本文を缺くも題意より臆測すれば甘州・肅州・瓜州即ち軍名で謂へば大斗軍・玉門軍・墨離軍の兵士の冬期用衣料の給與に關する牒文であるらしい。要するに此の十首の記録は、主として建康・豆盧兩軍の食糧・衣料の給與竝に河西道節度管内に於ける邊防軍の糧食衣料の配給に關する經濟事情に就いての根本史料である。

六

同じく佛國國立圖書館所藏燉煌文書第貳八六貳號紙背のものも亦河西道管内邊防軍の經濟に關する貴重なる根本史料である。その紙表は『明帝大臣等稱揚品第四』・『廣通流布品第五』の小題のある道教か佛教かの弘通に關する中國撰述の經文の零片で、その紙背に首部を缺如せる由緒不明の特・𩇑・𩇑・𩇑・牛に關する經濟文書があり、その中に郡草坊なる名稱の見ゆることより觀れば、後に述べる考據に基き、此等の文書が天寶元年以後に成りたる燉煌郡の草坊のものたることを知り得られる。然らば草坊とは果して如何なる機關なる歟。草の字には正しくは草本植物の總稱・草刈ること・粗にして完具せざること、原稿を書くこと・書體の名稱・在野の稱・樸實の意の七つの意義があるが、その何れを以てしても特・𩇑・𩇑・𩇑・牛に關係ある草坊なる名稱を解釋することが出來ぬ。余の觀る所にては、現今の日本に於ても類例の多く存する通り、人間の日常語は常に生きてゐて意義内容の不斷の展開がある。「彼の人は心臟が強い」なる語の心臟を、字書を檢索してその義を求むれば、五臟の一なる心臟の意のみしかなく、結局右の語は「心臟の強壯なる健康なる人」の意となりて、現今世俗通用の「意地張りの強い人」・「氣慨の旺盛なる人」の意は得られぬ。これは心臟といふ語の使用法に時代的展開・轉注的使用法が生じて、俚俗的な意義を生じて來てゐるが爲である。茲に問題とせる草坊の草もかゝる種類のものであらうと思ふ。鄙見に據れば、南北朝以來唐代特に中唐晚唐時代には馱馬のことを俚俗語にて草と呼稱する風習が既に一般的に行はれてゐたものと考察する。馱は我が通俗には普通に馱に作るが馱は馱字にして、正しくは馱に作るべく、馬の荷ふ意を原義とし、それより凡て背を以て負ふことを馱と謂ひ、また負ふ所の物貨をも馱と呼ぶ。馱馬を草と俗稱することが秣かふ意より展開したるものなるか、將た草稿の草で第一流ならざる馬、騎乘に堪へざる草馬の稱の略語なるかは、後に論ずる通りであるが、當時の俚俗語で馱馬を草と呼びたることは、當時の根本史料の證據だつる所で、これは略ぼ確實であると信ずる。但しかゝることは從來存する『玉篇』乃至『康熙字典』などの字書・辭書にては全く傳へられて居らぬ。それはこれが俚俗語たるが爲であらう。『舊唐書』卷四十六、經籍志に著録せらるる唐の顏愨楚の『證

俗音略』二卷、李少通の『俗語難字』一卷などの唐代の俚俗語に關する辭書類が現存してゐて之を見ることが出来たならば、或は此の草の俚俗的使用意義も記されてゐるのかも知れぬが、今は此の種の辭書は全く見る由も無い。藤原佐世の『日本國見在書目錄』の第十、小學家の項に證俗音字略一卷類敏 楚撰の著録ありて顏愍楚の此の書は古く我國へも舶載せられてゐたが、我國に於ても亦夙に逸して居るのである。

却説、中唐晩唐時代の民間俚俗語で、馱馬を草と呼稱してゐたなど謂へば、遽に首肯しない人々もあらうが、鄙見は確たる考據があるのである。佛蘭西國立圖書館所藏燉煌發見文書第貳六〇九號に『俗務要名林』と題する一種の珍らしい通俗辭典の殘卷がある。劉復の『敦煌掇瑣』下輯にも收録されてはゐるが、全く原本の體裁を存せず、また寫眞に據りて判讀收録したる爲か、往々誤寫がある。原本は上下二段には書せずして、總天地曲尺八寸七分乃至九寸、畫内天地曲尺七寸七分、總長壹丈貳尺七寸六分の紙本卷子本に各行書き下しのもので、首部を缺きて卷尾を存し、總べて壹百八十行、卷尾に俗務要名林一卷と題し、度量部の末より果部、菜蔬部、酒部、肉食部、飲食部、聚會部、雜畜部、獸部、鳥部、蟲部、魚鼈部、木部、竹部、草部、舟部、車部、戎仗部、江川部、藥草部、手部が存し、各部毎に拾數字乃至九拾字の文字を掲げて其の發音や其の意義を記してあり、我が國の源順の撰んだ『倭名類聚抄』に類する區分法のものである。然らば本書は既に文字の偏傍によりて檢出する中國傳統の形式なる『說文解字』乃至『玉篇』に類せず、類に依りて部門を立てたる形式は、唐律の書が、唐の宣宗の大中五年皇紀一五二一年 西紀八五一年に及び刑部侍郎劉琬等によりて貞觀二年皇紀二二八年 西紀六二九年以後大中五年以前の間、凡そ二百二十四年間に發布せられたる雜勅二千一百六十五條を蒐め、六百四十六門、六十卷の『大中刑法總要格後勅』とせられ、更に大中七年皇紀一五三年 西紀八五三年に左衛率府倉曹參軍張戣により、類を分ち門を立てて一百二十一門、一千二百五十條の『大中刑律統類』として天下に頒行せられたる此の編纂方式と相通じ並行せるものにして、時勢の進運と時代精神の趨勢とが律書に於ても辭書に於ても類を分ち門を立つる方式のものを促したと考へられるから、此の通俗辭書

知られる。舟の部を見ても庶民が搭乘することも無い外洋航海の大船なる舶の字とか、庶民生活に必要な無い艚・鯨・鯨・鯨・鯨・鯨などは著録してないのである。以て庶民生活に直接必要なる通俗語彙のみを採録せんとせし編纂者の目的が判知せられる。然ればこそ『俗務要名林』一卷なので、實に名詮自性の辭書なのである。而して此の編纂方針は本書に一貫し、常に品物の名稱の語彙のみならず、抽象語彙に於ても同様なので、商業關係に前述の通り經紀が見えなかつたり、獸の部に當時の獸類捕獲法たる置・蕨・檻・窶の四字は見ゆるが、鐵炮のない時代とて之を以てする射獲のことを示す字は見えぬが如きである。而してその雜畜部は總計拾九行であるが、下部に缺損がある。原文書の體裁の原型を示す一例として煩を厭はすそのまゝ左に逐録する。

雜 畜 部 【佛國第貳六〇九號燉煌文書】

馬	蒙賈	牛	魚留	驪	盧和	駝	上郎各反	騾	丁革	駝	駝
反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反
上音巨	羊	余良	賂	賂	賂	賂	賂	賂	賂	賂	賂
下音虛	羊	反	賂	賂	賂	賂	賂	賂	賂	賂	賂
子	獨	上音	馬有駿	秦連	驪	追妙	駝	丘栗	騾	音	駝
反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反
以朱	駝	郎各	駝	古華	駝	都昆	草	錢	錢	錢	錢
反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反
上居良反	鞍	上音安下	則連反	丁鄧	鞞	懸鑑皮	鞞	鞞	鞞	鞞	鞞
下空弄反	鞍	則連反	丁鄧	鞞	懸鑑皮	鞞	鞞	鞞	鞞	鞞	鞞
反	卑連	鞞皮也	所交反	上他計反	下音積	鞞	落冬	絆	半音	鞞	鞞
反	鞞	馬去鞍	駝	躍上馬也	駝	馬土浴也	槽	槽	槽	槽	槽
反	皮義反	部	司夜反	駝	追屬反	駝	知戰反	槽	槽	槽	槽
曹下	栗	其月	也	馬食粟多	驢	毛色	有青	黃	烏	白	驢
音歷	栗	反	也	離煙反	驢	毛色	有青	黃	烏	白	驢
親略反	格	駝物具	紂	鞍後繩	牛有特	唐勒	撲	普角	犍	居言	特
反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反

豚・犬の耳の少しく垂れる意なる聒・同じく耳の垂れて頭に著ける意なる聒・犬の疾走の意なる𤝵などは日本の現代人には稀觀の字である。また劇の字より刀を以て犬や牛を去勢することの當時普通一般に行はれてゐたことを知り得る。去勢せる牛は即ち犍にしてキンキリ牛即ち去勢牛である。

却説、右の第四行目の下より第二字目の草の注に草馬の二字があるが、これは「馬に草かう」とも讀めざるには非ざれども、前後の諸語彙より通覽すると、これは馬の種類の名稱らしく想はれ、また元より植物の草に關係ありとは想はれず、現に此の項は雜畜部にして草部には非ず、しかも遺存のものに草の部はあるなれば、植物の草に關する意の文字とすれば必ずや草の部に採録したるに相違無く、これが雜畜部に採録せられてゐることを特に注意すべきであり、此の草は犍に馬の種類の名稱で、注の草馬も草馬といふ馬の名稱で、草の字は動詞には非ずと確信する。然からば草は草馬の略稱で當時民間の俚俗語であり、而して草馬は第一流の馬に非ざる馬で、乗用騎用にならざる駄馬、即ちその背に荷物を擔ふ馬や、車を牽引する輓馬の意にして、乃ち駄馬を草と呼稱する俚俗語が中唐晚唐時代に行はれたるを知るべきである。然らば茲の郡草坊とは唐の天寶時代に燉煌郡の馬政を司りたる官署の意で、馬政を扱ふと共に特・犍・特・驢・牛などの事務をも取扱ひしが、本來が馬政の官署なる爲に、通俗一般は之を草坊と呼び習はしてゐたものと察せられる。駄馬・輓馬を意味する俚俗語の草の使用法が展開擴張俗用せられたのである。これは恰も北宋・南宋時代に、本來茶を飲ましむる庶民安樂處なる茶店より發達して、遂に酒肴を主とする所謂料理屋に發達して後も、猶ほ之を茶坊・花茶坊と呼稱し、歐洲都邑にて本來珈琲を飲ましむる庶民休息處より發達して、遂に手輕い酒肴をも客に提供するに至りても猶ほこれをカフェーと呼稱せると一般であり、我が國にもその類例は存する。遊冶郎の遊興する店を「お茶屋」と呼稱せるなどは其の一例で、これは喫茶店より發達したるものである。また單に「茶屋」と稱すれば末茶・玉露茶・番茶などを販賣する茶商を指し、「お茶屋」と謂へば遊冶郎の遊興する青樓を指すことも、俚俗語の微妙なる社會性を示すものとして興味があり、發

頭語の「お」の有無によりて斯くの如く、其の指示する内容意義が異なるのである。

草が少くとも中唐・晩唐時代に既に一般的に慣行されてゐた馱馬・輓馬に對する俚俗的呼稱なることは、嘗に此の『俗務要名林』の記載に據りて之を推知し得るのみならず、本篇に於て後に詳しくその本文を引用紹介する所の前述の佛國國立圖書館所藏燉煌文書第貳八六貳號紙背の廣明戊など五戊の爲の郡草坊の文書の中に、特・犍・父・敦などと共に草が見えてゐるのに徴證しても之を知り得る。即ちこれを抄録すれば

合同前月日見在供使預備兩馬。惣壹伯貳拾參疋

肆拾疋 敦 陸拾伍疋 父

壹拾捌疋 草

五拾疋充廣明等五戊兩馬乘使每戊准額置拾疋

壹拾壹疋 敦 參拾玖疋 父

柒拾參疋在階亭外坊及郡坊飼。急疾送五戊。替換蹄穿脚

跂。不堪乘使兩馬。

貳拾玖疋 敦 貳拾陸疋 父

壹拾捌疋 草

右の如くであるが、此の中の敦は豎の意あり、而して豎は小兒・小童の意にて、『列子』說符篇に「鄰人亡羊。請楊子之豎追之」などあれば、蓋し此處の敦は豎馬で駒のことであらう。『俗務要名林』に見える馱の字の略書で、駒の意、而して『俗務要名林』雜畜部には駒の字もあるが、馱とも稱したのであらう。父は『俗務要名林』に見ゆる馱の字の略記にして牡馬を意味し、而して此處の草は草馬の略稱にして、乗使の兩馬たるべき資格の無い雜馬・用に中らざる馬、やくざ

馬、即ち馱馬の意である。此の郡草坊文書にて特・𩇑・犂・敦・草の五者を相對立せしめて家畜の名稱と爲しあることより見ても、草は名詞語で、馬の一種であり、その雜馬・馱馬たることを示せるものであらうと思ふ。草坊とは本來馬政を司る官署の稱なるが、これが更に擴大俗用せられて廣く牛・馬を取扱ふ官署の俗稱となれること甚だ明かであると思ふ。此の史料と『俗務要名林』の草は草馬なりと謂ふ記載とより、草が草馬の略稱で、雜馬・馱馬を意味する俗稱ならむことは略ほ決定的な見解であらう。但し右の佛國第貳八六貳號紙背文書の中には次の如き一項がありて、草が必ずしも雜馬・馱馬のみの俗稱に非ざるが如き感を與へる。即ちその項を抄録すれば左の如くである。

合同前月日見在孳生犂牛犢子。殘貳拾貳頭

五頭 特 壹拾柒頭 犂子

合同前月日見在駱。惣壹拾貳頭。

伍頭 父 柒頭 草

壹拾貳頭の駱駝の中、五頭は成熟せる牡駱駝で、残りの七頭は草であるとあるからには、此の場合の草は草駝の略稱で、雜駝を草と俗稱したことは明確である。然らば草は獨り雜馬のみを指す特定俗稱ではなくして、雜駝をも指す慣用法がありしことを判知し得る。此の趣旨よりすれば、根本史料には偶然現はれて來ないが、牛でも雜牛を草と稱することは有り得たかとも想像を逞くせなければならぬ。此の問題は如何に解決すべき歟。雜駱駝を草と呼べることは史料上動かすべからざることであるが、『俗務要名林』の前掲の雜畜部を通觀すれば明なるが如く、駝駝即ち駱駝と駱の字も出てゐるが雜駱駝を草と俗稱する記載は無く、却つて草を草馬なりと特定のに雜馬・馱馬の意に解釋してあるから、想ふに雜馬・馱馬を俗稱して草と呼ぶのが普遍的社會通念にして、これが本源であり、これより其の使用法が展開せられて雜駝をも草と呼ぶ習慣が起りしものであらう。若し雜馬・雜駝・雜牛なども通じて草と俗稱するならば、宜しく『俗務要名林』雜畜部

の草の字の下に草馬・草馳・草牛なりと竝べ注記すべき筈で、然らずして草馬草とある上は、草は雜馬をのみ指すのが本來的のものと考察しなければならぬ。之に類する例は多々あり、一例を示せば牡馬を示す駁の字の如き、その馬偏に従へるより見ても父馬にして牡馬である。然るに佛國國立圖書館所藏燉煌文書第貳七參七號に牡駱馳の場合に慣用してある實例がある。此の第貳七參七號燉煌文書は天地曲尺九寸九分、總卷長曲尺壹尺五寸壹分にして四篇の『馳官文書』より成る。それは左の如きもので、句點は余の附したものである。紙背には曲尺壹寸九分平方の朱印あり「歸義軍節度使之印」の八字を四字宛二行に配字してある。

〔佛國第貳七參七號燉煌文書〕

伏以今月十日。群上大駁馳壹頭病

敲槽上大駁馳壹頭皮付內庫。未蒙

判憑。伏請 處分。

癸巳年四月 日

馳官 馬善昌

西歷一千九百一十八年

伏以今月十七日。撥于闐去達垠駱馳替用群上大駁馳壹頭。未蒙 判憑。伏請 處分。

癸巳年八月 日

馳官 馬善昌

西歷一千九百一十八年

〔佛國第貳七參七號文書〕

伏以今月廿三日。槽上大騾馳壹頭病死。皮付內庫。未蒙

判憑。伏請 處分。

癸巳年八月 日 馳官 馬善昌

憲廿四

伏以今月二日。先都頭龔願德。將西州去群上大駝馳壹頭。未蒙

判憑。伏請 處分。

癸巳年九月 日 馳官 馬善昌

憲三

駱駝は華北地方にては現代に於ても役畜の一種で、北京城外に來る駱駝による貨物の運送は周知の通り、矧んや汽車、貨物自動車の無い時代に於ける華北地方、特に甘肅省地方即ち當時の河西道燉煌郡地方に於ては重視せられたること想像に餘りあり、その爲地方官憲にて之を支配する爲に馳官を置き、其の病死を報告届け出でしめ、其の皮革を内庫に收藏して種々の用途に充てたものらしい。此の文書の紙背に歸義軍節度使の印あるより見れば、唐の宣宗の大中五年皇紀一五二一年西紀八五一年十月に沙州の土豪の張議潮が吐蕃より離叛して獨立し、唐に歸順して歸義軍節度使に任ぜられたること『新唐書』卷八、

宣宗本紀、『唐會要』卷七十一、州縣改置の條などに明記ありて、歸義軍の稱は大中五年十月以後に非ざれば存せぬ筈なれば、此の駝官文書は大中五年十月以後の記述で、晚唐時代のものなること確實である。使用せる文字には俗字か誤字か読み難いのがあり、第一文書の𩇑の字は恐らくは動物の皮肉の上の魄膜（ひくまく）の意なる𩇑の字の誤記であらう。『禮記』内則篇の豚・牛・羊・麋・鹿類の調理炰熬を述べたる條に、「濯手以摩之。去其𩇑」とか、「去其𩇑熟出之。去其𩇑。柔其肉」とか「爲熬捶之。去其𩇑」とかある𩇑で皮肉上の薄い膜であらう。援は換の字の當時の俗字、𩇑は坦の俗字である。さて此の晚唐時代の『駝官文書』の第一篇と第四篇とに大駝駝壹頭なる記載が習見してゐて、第一篇では病死せる大駝駝の皮を内庫に納めたことの判憑を請うて居り、第四篇では先の都頭の令狐願徳の携行したる大駝駝壹頭に對する判憑を請うてゐる、草書の判辭は駝官馬善昌を支配する上級官吏の認可したることを示し、華押は鳥の畫に之を附せるもので、これは蓋し此の上級官吏の名に進の字あるより、かく考案したるものであらう、侑は古鳥（ことり）で鳥であるからである。茲に習見する大駝駝は大牡駝駝なること論證する迄もない。而して前述の通り駝の原義は牡馬である。然らば此の原義より更にその慣用法が擴大せられて牡駝駝の場合にも用ひられたのであり、此の點、雜馬の原義を有する草が、雜駝の場合にも擴大慣用せらるると軌を同じくするものと考察せられる。かゝる類例のある事實より、假令前掲の如く駝の條に草の字が使用されありても、余は敢て草は雜馬・駄馬の俗稱なりしものと解釋せむとする者である。

尙ほ本篇には少く枝葉の問題ながら、草の字の新解釋に説き及ぼしたついでを以て、中國商業史・中國都邑發達史・中國經濟史上に重要な都邑城外の新開繁昌區域を草市と稱せることにつき、其の語源に就きての鄙見に論及して置きたい。唐宋時代に都邑城門外に草市と稱する繁昌區域が発生する現象があつた。此の都邑城外に新繁昌區域の發生する傾向は、決して唐宋時代に創まるものには非ずして、夙に春秋戰國の交よりその現象を見るが、當時はこれを草市とは呼稱せず、唐宋時代にこれを草市と呼ぶことが普遍的となつてゐたのである。一例をあぐれば唐の德宗の建中年間（皇紀一四四〇—一四四一）西紀七八〇—

四四三年に李勉の築いた汴の邑城が五代に入りては城門外に草市が著しく發達し、治安上、遂に後周の世宗の顯德二年皇紀

七八三年にこれを圍繞する城壁を作りて汴の邑城はこれより内城外城の二重城制と爲りしが、その際の詔が『五代會要』西紀

卷二十六に見え、その中に

今後凡營葬及興窰竈并草市。竝須去標識七里外。

とある。外城々内に豫定されてゐる地域内には今より草市などを興してはならぬと謂ふ意にして、唐末五代に既に發達した汴城の草市區域は茲に外城内に入りて、之を襲用せし北宋東京開封府城の朱雀門外の新門瓦子なる要鬧坊曲などと爲つたのである。かゝる城門外に發生する新繁昌區域を何故に唐宋時代に草市と呼びたるかは學界未決の問題として現在に迄至つて居る。加藤繁博士は『史學雜誌』第三十七編第一號に『唐宋の草市に就いて』なる小論攷を發表せられて、此の名は草場と關係あれば蓋し秣を賣る市場の在ることより起りし名稱ならむかを提唱せられ、次で昭和三年五月五日の史學會大會東洋史部會に於て前説を訂正され、其の要領が同年七月の『史學雜誌』第三十九編第七號の彙報欄に登載せられたるが、これでは秣に關係して解釋せず、草は粗末の意にして、縣治以上の都邑内に在る市に對して、城外の市は粗末なるものなる故草市と稱したるものと判定されて居る。此の加藤博士の訂正説には直接論及されてはないが、曾我部靜雄博士が既に指摘せられたる通り、粗末なる市の意に解する説は『資治通鑑』卷百四十四、齊紀、和皇帝の條や同書卷二百八十一、後晉紀の元の胡三省の注に於て夙に見える説にして、草居を連ねて市里を形成せる故に草屋の市里即ち草市と稱し、粗末なる市の意であるとしてゐる。然るに加藤博士は更に『市村博士古稀記念東洋史論叢』に收むる論攷『唐宋時代の草市及び其の發展』に於て、粗末なる市説を撤回せられて再び秣の市場に起原するならむことを再主張せられてゐる。蓋しその見解が餘程動搖されてゐたものと察せられる。ついで曾我部博士は『東亞經濟研究』第十六卷第四號に『唐宋以前の草市』と題する一篇を公にせられ、草市の名が南北朝時代より既に文獻に見ゆることを指摘、且つ加藤博士の草市名義の解

釋は唐代の、また胡三省のそれは五代時代の、それぞれの特異性より推論したる説なれば、中國に於ける一般草市の意義の解釋としては妥當ならずとして自説を立て、草市とは城外に存在し、その市が城内の市に比して家屋も粗末であり、市そのものも整備せられ居らざるより之を草市と呼びしものと解釋せられた。猶ほ加藤博士と胡三省との兩説を打つて一丸としたるが如き説である。從來草市の語義に就きて論じたる學者は此等諸氏にして、余も久しく鄙見無かりし爲に、大阪商科大学刊の『經濟學辭典』の中國の市の項を執筆したる時には、敢て草市の意義解釋をば爲さなかつた。斯く草市の名の意義は從來の學者未だ何人をも首肯せしむるに足るべき解釋を提出して居らぬのである。鄙見に據るに、元より草には發始造端の意ありて、例示すれば『史記』卷八十四、屈原傳に「懷王使屈原造爲憲令。屈平屬草藁」とある。又同書卷七十九、范雎傳に「秦王不信。使舍食草具」とありて、その索隱の注に「謂亦舍之而食以下客之具。然草具謂簞食草菜之饌具也」とあり、故に草市とは粗末なる市場とも解し得られざるにも非ず、また秣の市場といふ説も一概に否定し得ないが、余は、後に述ぶるが如き、全く別途の立脚地より考察して、草を馱馬又は馱馬の荷ひ來りし積荷と解して、村郊より買賣の目的を以て其の土産の諸物を都邑城外の仲買市場に馱馬に負はせて運び來りしことに起る名稱ならむかと謂ふ一説を提出する者である。馱馬の集る市場・馱馬の運び來れる積荷の市場の意より説明するのが妥當には非ざるかと考へる。何となれば唐代のみならず、かゝる場所を草市など呼ぶは、本來決して學者とか、知識階級の人々がその命名者となりて、或は辭書を按じて雅名を撰んだり、或は實情を字義に求めて命名したり、或は故事に因みて其の呼稱を定めたりしたるものではなく、當時の非知識階級一般大衆の庶民、特に商人間に自然に醸されたる便宜的通俗的呼稱即ち俗稱なりと觀るのが妥當であると思ふ。南宋初期の孟元老の著なる『東京夢華錄』卷二に、北宋の東京開封府城内の繁昌要鬧區域なる桑家瓦子・中瓦子・裏瓦子には大小勾欄五十餘棚あることを述べあるが、此の勾欄の實質は演戲場にして我が國の寄席ヨセに當り、小唱・講史・彈唱因緣乃至傀儡・上索雜手伎・雜劇・小兒相撲・影戲・合生・鼓子詞などを演出以て庶民大衆の歡樂に資

する場所である。然るにこれを戲場或は演藝館とも呼稱せずして勾欄と呼べるは、其の演出場をば勾欄即ち折れ曲つた造り方の手摺換言すれば屈曲せる欄干を以て圍繞區劃しありし實情より起りし俗稱にして、勾欄そのものは如何に辭書類を調査するとも演技場の意は出で來らず、これ庶民大衆の間に自ら醸されたる俚俗稱呼の爲なのである。有識階級の人ならば演戲場とでも呼稱すべきものを、庶民大衆が其の設備の實情より、誰が謂ひ初めるといふこともなくして、遂に勾欄と謂ひ習はす様になりしものである。我が國の現今の世俗語に、傘の全く展開しない描植狀の松茸をコロと呼ぶは、その轉々轉がるが故に蔬菜商人が便宜的に附した暗號的俗稱で、日本語のいかなる辭典を檢索してもコロに斯様に松茸を指すといふ解釋を見出すことは出來ぬ。『言海』でもコロは「轉ばし」の略とあるのみである。また今流行の愚劣なる遊戲パチンコも、本來はピストルの異名で、これが此の遊戲の名稱に轉用されたもので、強ひて嚴正に命名すれば、彈球得點戲とも謂ふべきなるが、其の球を彈く音響がピストルの引き金を引きて發射する音に類似することより誰謂ふとなくパチンコなる呼稱を轉用し、此の名を聞く人には直に此の遊戲を想起することが出來て、一の特定せる遊戲の俗稱となつて居る。『言海』ではパチンといふ語彙すら見當らぬ。矧んやパチンコをや。此等の例の如く、俚俗的呼稱の淵源は多くは洵に戲妄なのであるが、やがてこれが普及して遂に通俗一般に慣用せられ、我も人も無意識的に使用してあやしまぬ。草市なる呼稱もかくの如き類のものに相違なかるべければ、其の名稱の起原の解釋に、『玉篇』乃至『康熙字典』などを探りて語義を索めむとするが如きは、實情に即せぬ研究方法なりと謂ふべきであり、これは如何しても俚俗語を以て考察しなければならぬと思ふ。而して前述の如く唐代の根本史料に、草は駄馬を意味する俚俗語なることの動かすべからざる證據の存するなれば、草市とは駄馬の集り來る市、駄馬の負ひて運び來れる積荷なる村野の產物の買賣仲買市場の意味に由來するものと考へる。總じて中國の都邑は其の周圍に城壁あれば、城の内外の交通は城門に靠らなければならず、而も村野より物資を運び來る駄馬の羣集するには城門外が便宜であるから、その爲城門外に仲買市場が発生すべきは自然の勢で、こ

れ草市が概ね都邑城外に位置する如く諸文獻に現はれ來れる所以であると思ふ。かくて草市とは小賣商業の市場には非ずして、生産者と仲買商人との取引きする仲買の商業市場より發達して殷賑を將來したる城外の新開繁昌區域にして、草市に起原する後の瓦子に、飲食店・旗亭酒樓・旅舎が多く存在して、却つて衣料鋪・藥鋪・筆紙墨店・化粧品香料鋪・書籍店・家具什器店・冥衣草馬店・典當鋪などの存在が稀有で、演戲場・飲食店・茶房など口耳の享樂を旨とするものの甚だ多いのも、實に草市が斯くして發生し、これが發達して瓦子となりし過程の然らしむる所かと考察せられる。唐代に於ける草の俗語的意義の紹介に因みて序ながら此の事を述べて置く。

七

却説、此の佛國第貳八六貳號紙背の經濟文書は首尾共に缺けてゐるが、一貫して廣明戊・烏山戊・雙泉戊・第五戊・冷泉戊なる邊防五戊の經濟に關する文書にして、前述の郡草坊の牛驢出納の記載も勿論此の五戊關係のものである。唐代には高祖の武德元年皇紀二二七年
西紀六一八年五月に隋代以來の郡の稱を改めて州と爲し、郡の太守を改めて州の刺史とせしこと『新唐書』卷一、高祖本紀に見ゆるが、同書卷五、玄宗本紀に、天寶元年皇紀二四〇三年
西紀七四三年に至りて復た州を改めて郡と爲したとあるから、茲に紹介する郡草坊並に此等五戊の記錄が天寶元年以後のものたるを知り得る。郡草坊と稱して州草坊と稱して居らぬからである。今此の佛國第貳八六貳號燉煌文書紙背にあるその全文を原本の型の儘に左に逐録する。

〔首部 缺〕

佛國第貳八六貳號燉煌文書紙背文書

陸拾疋 大絹

肆阡伍伯陸頃疋零伍斛肆勝柒合□□□見檢括□。由家資

罄盡。無物可填納。各責□□□准□科罪。

參阡玖伯陸拾捌貳參勝參合

參伯柒拾參碩壹勝參合

……〔此ノ間數行補強ノ爲ニセル裏張紙ノ爲讀ム能ハズ〕……

郡草坊

合同前載月日見在草。惣肆萬參阡肆伯貳拾柒□。

五穀時價

小麥壹斗直錢肆拾玖文 粟壹斗直錢參拾肆文 床壹斗直錢參拾壹文

豌豆壹斗直錢參拾五文 麻壹斗直錢伍拾貳文。

階亭坊

合同同月日見在車。惣壹伯參拾柒乘。

肆拾壹乘破碎 拾陸乘□修

合同前月日見在牛。惣壹伯肆拾頭

壹拾頭 特 壹伯參拾頭 犍

合同前月日見在孳生犍牛犢子殘貳拾貳頭

五頭 特 壹拾柒頭 犍子

合同前月日見在駝。惣壹拾貳頭。

伍頭 父 柒頭 草

合同前月日見在驢。惣肆拾捌頭竝父

合同前月日見在牛料斛斛。惣參伯伍拾碩

合同前月日見在廣明等五戌料斛斛。惣壹阡玖伯碩

合同前月日見在紙。惣柒萬伍阡張

合同前月日見在石脂。惣壹拾肆碩

合同前月日見在雜藥。惣貳伯陸拾斤

合同前月日見在雜具。惣玖伯貳拾壹事

合同前月日見在駝毛。惣壹伯壹拾斤

合同前月日見在駝牛驢皮。惣捌拾貳張

柒拾張 驢皮 貳張 駝皮

壹拾張 牛皮

廣明等五戌

合同前月日見在供使什物。惣肆阡陸伯玖拾肆事

參伯伍拾玖事 廣明戌 參伯肆拾捌事 烏山戌

參伯貳拾貳事 雙泉戌 肆伯陸拾玖事 第五戌

參伯玖拾參事 冷泉戌 貳阡捌伯參事 郡庫

同前月日市造什物價見在錢。惣壹阡伍伯陸拾壹文

同前月日見在供使羊。惣參伯柒拾貳口

同前月日見在死羊皮。惣肆拾捌張

同前月日見在羊毛。惣柒拾陸斤壹拾壹兩

同前月日見在馬料。惣貳阡參伯貳拾碩

肆伯陸拾肆碩 第五戌 肆伯陸拾肆碩 雙泉戌

肆伯陸拾肆碩 烏山戌 肆伯陸拾肆碩 冷泉戌

肆伯陸拾肆碩 廣明戌

合同前月日見在使料米麪。惣貳伯玖拾伍碩 羊壹拾伍口

貳拾伍碩 米每戌伍碩 貳伯柒拾碩 麪每戌伍拾肆碩

壹拾伍口 羊每戌參口

合同前月日見在供使預備兩馬。惣壹伯貳拾參疋

肆拾疋 敦 陸拾伍疋 父

壹拾捌疋 草

五拾疋充廣明等五戌兩馬乘使每戌准額置拾疋

壹拾壹疋 敦 參拾玖疋 父

柒拾參疋在階亭外坊及郡坊飼。急疾送五戌。替換蹄穿脚

跂。不堪乘使兩馬

貳拾玖疋 敦 貳拾陸疋 父

壹拾捌疋 草

合同前月日見在供使驢。惣壹伯頭

壹拾參頭 烏山戌 壹拾肆頭 雙泉戌

貳拾壹頭 第五戌 貳拾頭 冷泉戌

參拾貳頭 廣明戌

合同前月日見在駝馬皮。惣壹伯捌拾肆張。伍拾參斤壹拾貳兩
膠。壹拾捌斤肆伯柒拾伍文錢。壹拾捌斤肆兩羊毛。

壹伯□張□□ 柒拾捌張 駝皮

伍拾參斤壹拾貳兩 膠 壹拾捌斤肆伯柒拾伍文 錢

壹拾捌斤肆兩 羊毛

合同前月日見在般柴車。惣肆乘

合同前月日見在雜藥。惣壹伯伍斤參兩

合同前月日見在疋段。惣伍疋柒尺□寸 大練 壹阡貳伯伍拾貳文 錢

伍疋柒尺參寸 大練

□阡貳伯伍拾貳文 錢

〔以下 缺 紙〕

右の文書には年紀の據るべきもの無く、根本史料としては少しくその史料的价值に於て缺くる所があるが、唐代特に開元天寶時代の河西道邊防軍特に豆盧軍の經濟事情の一端を窺ふべき史料とはなると思はれる。而して廣明・雙泉・冷泉・第五・烏山の五戌の地理的位置相互關係竝にこれらが沙州豆盧軍に屬する戌なりしならむことは、開元四年以後に編せられたと想はれる沙州の地理書にして佛國第貳〇〇五號燉煌文書として存する『沙州都督府圖經殘卷』に徵證して略ぼ明で

ある。尙ほ後に紹介する如く佛國第參六六四號燐煌文書の紙背に經濟文書の斷簡が存して、此の中にも烏山戌などの名が見えてゐる。

此等の諸經濟文書に據りて、烏山などの四戌が天寶年間に沙州邊防の戌として實在したること甚だ明確で、此等廣明・雙泉・冷泉・第五・烏山の五戌が並び存し、而してその中でも烏山戌が沙州と瓜州との兩州境界邊に在りしことは、後述する『沙州都督府圖經殘卷』にて此等五戌の名稱と關係の不可分離なる驛名が續々として現はれ來ると共に、烏山驛が瓜州常樂縣の界に位置することを明記せるに徴證して甚だ明かなのである。瓜州常樂縣の界に位置することは、それが瓜州の所屬なることを意味するものではなくして、これは瓜州常樂縣の界に近接して位置し、その支配は沙州に屬するもの所謂であること申すまでもなからう。然ればこそ烏山驛の記載が『沙州都督府圖經殘卷』に登載せられてゐるのであり、若し瓜州常樂縣内に位置するならば、沙州圖經ではなくして瓜州圖經に記載さるべきである。

此の佛國第貳〇〇五號の『沙州都督府圖經殘卷』は何處にもその書名を記さざれば、單に地理書たることのみが明確たるのみにして書名は不明なのであるが、同じ内容の一部分と想はるものの繕寫された零簡が佛國第貳六九五號燐煌文書として遺存し、その卷尾に明々に『沙州都督府圖經卷三』と記されてあるから、此の第貳〇〇五號も亦『沙州都督府圖經』の殘卷なるを確實に知り得るのである。此の第貳〇〇五號の中に現はるる年紀は則天武后の元號が多く、天授二年（中宗嗣聖八年皇紀一三五二年西紀六九二年）五月十八日・證聖元年（中宗嗣聖十二年皇紀一三五五年西紀六九五年）正月十四日・如意元年（中宗嗣聖九年皇紀一三五三年西紀六九三年）四月三日・載初元年（中宗嗣聖十七年皇紀一三五〇年西紀六九〇年）四月などある他に、玄宗の開元二年（皇紀一三七四年西紀七一四年）九月のものもあり、殊に開元のものには

張芝墨池 在縣東北一里。効穀府東南五十步。

右後漢獻帝時。前件人於此池學書。其池盡

墨。書絶世。天下名傳。曰茲王羲之てつ書論云。臨池學書。池水盡墨。好之絶倫。吾弗及也。又草書出自張芝。時人謂之聖。其池年代既遠。竝磨滅。古老相傳。池在前件所。去開元二年九月。正議大夫使持節沙州諸軍事行沙州刺史兼豆盧軍使上柱國杜楚臣。赴任。尋墳典。文武俱明。訪觀此池。未獲安惜。至四年六月。燉煌縣令趙智本到任。其令博覽經史。通達てつ九經。尋諸古典。……其年九月。拓上件池。中得一石硯〔以下逐錄ヲ省略ス〕の文句見え、此の『沙州都督府圖經殘卷』中に現はるる年紀の最も遅いものは開元四年皇紀一三七六年西紀七十六年九月なれば、理論上此の書は開元四年九月以後の編著たるべきである。此の書に茲に問題と爲れる廣明成以下の地名につき次の如く散見するのである。

苦水

右源出瓜州東北十五里。名鹵澗水。直西流至瓜州城北十餘里。西南流一百廿里。至瓜州常樂縣南山南。號爲苦水。又西行卅里。入沙州東界故魚泉驛南。西北流十五里。入常樂山。又北流至沙州階亭驛

南。又向西北流。至廉遷烽西北廿餘里。散入沙鹵。

とありて魚泉驛・階亭驛・廉遷烽の名見え、その「二十九所驛並廢」の條には州城驛・清泉驛・橫澗驛・白亭驛・長亭驛以下の設置緣由を載せて更に次の如き記載がある。この記載の中に州とあるは無論沙州城を指す。

甘草驛

右在州東北一百卅五里。東南去階亭驛廿五

里。前刺史李無虧爲中間路。遠兼有沙鹵。

奏請奉 勅置。驛側有甘草。因以爲號。

階亭驛

右在州東一百七十里。東去瓜州常樂驛

卅里。同前奉 勅移爲置。在階亭烽

側。回烽爲號。

新井驛

廣顯驛

烏山驛已上驛瓜州提

右在州東北二百廿七里二百步瓜州常樂界。

同前奉 勅置。遣沙州百姓。越界供奉。

如意元（元）四月三日。勅移就稍竿道

行。至證聖元年正月十四日。

勅。爲沙州遭賊少草。運轉極難。稍竿道停。改於第五道來往。又奉今年二月廿七日。勅。第五道中。惣置十驛。擬供客使等食。付王孝樂。并瓜州沙州。審更檢問。令瓜州捉三驛。沙州捉四驛。件檢。瓜州驛如前。

雙泉驛

右在州東北四百七十七里一百六十步瓜州常樂縣界。唐儀鳳三年閏十月。奉勅移稍竿道。就第五道莫賀延磧置。沙州百姓越界捉奉。如如意元年四月三日。勅移就稍竿道行。至證聖元年正月十四日。勅。爲沙州遭賊。改第五道來往。南去瓜州常樂縣界烏山驛六十九里二百六十步。北去第五驛六十里八十步。

第五驛

右在州東北五百一十一里卅步。同前奉
勅置。沙州百姓。越界捉〔奉〕。南去雙泉
驛六十四里八十步。北去冷泉驛六十八里
卅步。

冷泉驛

右在州東北五百七十九里一百七十步。同前
奉 勅置。沙州百姓越界捉〔奉〕。南去第
五驛六十八里卅步。北去胡桐驛八十四里。

またその「四所古城」の條の中に

古長城 高八尺 其闊一丈 上闊四尺

右在州北六十三里。東至階亭烽一百八十里。入瓜州

常樂縣界。西至曲澤烽。二百一十二里。正西入

磧。接石城界。按匈奴傳。漢武帝西通月氏

大夏。又以公主妻烏孫王。以分匈奴。西方於烏

孫北。爲塞以益廣。曰漢元帝竟寧元年

侯應對詞曰。孝武出軍征伐。建塞起亭。

遂築外城。設屯戍。以守之。卽此長城也。

古塞城

右周廻州境。東在城東卅五里。西在城西十五里。

南在城南七里。北在州城北五里。據漢書。武

帝元鼎六年。將軍趙破奴出合居拑酒

泉置燉煌郡。此卽闢土疆。立城郭。在

漢武帝時。又元帝竟寧。單于來朝。

上書願保塞和親。請罷邊戍。郎中侯

應以爲不可。曰。孝武出軍征伐。建塞徼。起

亭燧。築外城。設屯戍。以等守之。邊境少安。

起塞已來百有餘年。據此詞。卽元鼎六

年築。至西涼王李嵩建初十一年。又修以

備南羌北虜。其城破壞。其趾見存。

斯く『沙州都督府圖經殘卷』に現はるる所の階亭驛・階亭烽が、前掲の佛國第貳八六貳號燉煌文書紙背の邊戍經濟文書所見の階亭坊に、烏山驛が烏山戍に、第五道・第五驛が第五戍に、雙泉驛が雙泉戍に、冷泉驛が冷泉戍に、それぞれ不可分離の地理的關係に在るものなるは喋々毛語するを要しないことで、『沙州都督府圖經殘卷』の記載に互審參稽すれば、それら五戍の大體の地理的位置も略ぼ推定せられ、此等五戍は沙州から瓜州常樂縣の界に互りて連なり位置したる長城外

の屯戍なるらしく、就中烏山戍は沙瓜兩州境に位置し、何れも河西道節度使の管下に屬したる邊戍であり、特に沙州城内に本營のある豆盧軍と直接不可分離の關係に在りしこと疑ふべき餘地無く、開元・天寶時代に此等の諸戍は河西道邊防上重要な塞亭なりしを知るべきである。斯くして此の佛國第貳八六貳號紙背の文書は、天寶元年以後に於ける沙州の諸戍竝に燉煌郡の馬匹家畜管轄官署の衣糧・其の他の貯備の狀態の一端を推想し得る根本史料にして、開元・天寶時代の河西道邊防軍の經濟計理を研究する上に於て重要なもの、殊にその五穀の時價の如きは珍らしい所傳と謂はなければならず、學問的活用の如何に依りては意はざるの光彩を發揮する史料である譯である。

八

今此の佛國第貳八六貳號燉煌文書に據りて開元・天寶時代に於ける河西道邊防軍の給與品の種類を考察するに、大絹・小麥・粟・床・豌豆・麻の如き食料、車・牛・驢・驢の如き運送用の動物、紙・石脂・雜藥・雜具・驢毛・驢皮・牛皮・驢皮・諸什物・羊・羊皮・羊毛・馬料粟・米・麪・函馬・膠・錢・般柴車・大練の三十種に上り、これ何れも邊防軍の生活維持に缺くべからざるものである。而して之を大別すれば食料と衣料と日用品と醫療用品と諸設備什器類とである。衣料の中に大絹・大練と絹織物類の多量に存するは興味ある現象で、之を以て一面に於ては被服と爲すと共に他面に於ては買賣交易上の交換財としても活用せられたと思はれる。燉煌地方は邊陲とて晩唐時代迄も尙ほ物々交換の實物經濟が盛行はれて、國家制定の錢貨の流通は活潑ならざりし地域、此の際の交換財として最も便利なるは絹織物なれば、此の目的に相當量の絹織物が慣用されたと推想せられる。五穀時價は錢を以て示されてあるが、此等邊防軍の經濟記帳の中に特に此の一項の挿入記載されあるのは、此の標準價格にて萬般の計會處理を爲さしむるが爲なるべく、蓋し同類異年の會計文書があらば、その何れにも必ずや當年當月の五穀時價が原則的に開列されてあらうかと推察する。此の標準時價にて萬事

を計算し、人の雇傭賃をも斯く計り、而して實際に支拂ふ場合は必ずしも錢のみではなくして、絹織物とか穀物とかを以て其の價に應ずる分量を現物を以て支拂ふことが當時の燉煌地方に於ける普通の習俗なりしこと、嘗て余が實例を指摘して、叢誌『支那佛教史學』第二卷第一・第二・第四號に發表したる拙稿『梁戸攷』の中に、説述して置いた通である。

『新唐書』卷四十九、百官志下に鎮や戍の官制を詳記してある通り、またこれに據りて本篇第一節にて少しく言及せし如く、上鎮の防人は五百人・中鎮は二百人・下鎮は二百人未滿・上戍の防人は五十人・中戍は三十人・下戍は三十人未滿なること開元年間の定制なれば、此等の廣明・烏山・雙泉・第五・冷泉の諸戍の防人は多くとも五十人を越した筈はない。此の佛國第貳八六貳號紙背文書はその性質上邊防軍の軍需諸品の現在高の報告書で、支出明細書でも收入明細書でもないから、經濟會計文書としては靜止狀態の現象を示し、動行方面の現象を示さぬ。然るに同じく佛國國立圖書館所藏燉煌文書第貳八〇參號に、燉煌縣の徵收する天寶九載度の二分税の燉煌郡倉への收納並に冷泉等五戍へ馬料としての青麥・豌豆・床・粟の便送、同年九月十七日に第五戍・烏山戍・冷泉戍・雙泉戍の四戍より殘餘として郡倉へ返還したる粟・床などの收納に關する燉煌郡倉の會計文書があり、何れも牒文の貌と爲り、世にも珍らしい當時の根本史料である。此の佛國第貳八〇參號燉煌文書の紙背は『詳密解脫要略』と稱する佛教書の殘卷で、其の紙表は首部を缺けるが、初に本篇第一節に既に引用したる『丁男計帳殘卷』があり、それに續きて天寶九載度に燉煌縣の洪池郷より壽昌郷までの全縣十三郷より、郡倉即ち縣の會計本部へ納入すべき種子粟壹萬貳仟貳佰捌拾伍碩玖斗參勝の各郷分擔額の牒狀があり、それに續きて拾五通の牒文があるのである。何れも年紀は天寶九載皇紀一四一〇年
西紀七五〇年にて取扱者の署名があり、八月廿八日・九月四日・五日・六日・七日・八日・九日・十日・十一日・十二日・十三日・十四日・十五日・十七日・十八日と殆ど毎日の收納である。貴重なる根本史料なる爲、左に詳細に原型のまゝに逐録する。此の中「勘同奇」・「同前」・「勘交同論」・「會歷同謙」・「同謙」・「勘同謙」・「勘同思」・「會歷並同謙」・「並同謙」の諸文字は朱書で、現物と帳簿上の數字とを勘考したこと

を示す。各牒の間に往々、社邑やその他に關する文書が混在してあり、索大力文書には景福の年號あれば、これは牒の各文が天寶九載八月・九月に書かれ、それより壹百四十三年遅れて唐の昭宗の景福二年皇紀一五五三年西紀八九三年に紙の餘白あるにまかせて、書き加へられたるものと考へられる。文書中の曹は曹、桑は糴、葉は葉、薛は薩の唐代通用字である。

燉 煌 縣 狀 上 〔佛國第貳八〇參號燉煌文書〕

合今載應納種子粟壹萬貳阡貳伯捌拾伍頃玖斗參勝

洪池鄉 柒伯壹拾陸頃壹斗壹勝陸合玖勺

玉關鄉 壹阡肆拾壹頃肆斗貳勝玖合捌勺

効穀鄉 玖伯玖頃肆斗貳勝捌合捌勺

洪閭鄉 壹阡參伯肆拾貳頃玖斗伍勝柒合

懸泉鄉 壹阡伍伯壹頃陸斗玖勝陸合

慈惠鄉 壹阡柒頃陸斗柒勝

從化鄉 參伯陸拾伍頃貳斗壹勝

燉煌鄉 玖伯貳頃捌斗貳合肆勺

莫高鄉 捌伯柒頃伍斗參勝玖合

龍勒鄉 陸伯貳拾柒頃玖斗柒勝

神沙鄉 玖伯貳拾壹頃玖勝伍合壹勺

平康鄉 壹阡壹伯肆拾柒頃參斗肆勝伍合

壽昌鄉 玖伯玖拾肆頃陸斗柒勝

牒件狀如前謹牒

天寶九載八月廿七日 史 楊元暉 牒

錄事 薛 鼎

宣德郎行尉 程鹽械

廿七日

郡倉

廿八日納燉煌縣百姓天九二分稅青麥參拾貳碩 豌豆壹伯玖拾肆碩 床壹伯肆碩 粟陸伯貳拾

捌碩已上計玖伯伍拾捌碩又納百姓和余粟壹伯貳拾伍碩貳斗參勝貳拾貳碩 徐仁素納 壹拾肆碩 徐順納 玖碩參斗 張思貞納

捌碩彭仁俊納 王元曜壹拾肆碩 王懷玉陸碩 張懷感肆碩陸斗 張阿樹參碩壹斗 張文盛肆碩參斗 宋嗣嘉貳拾參碩貳斗參勝 張懷欽肆碩柒斗 張君恪肆碩

索思亮肆碩 薛崇太肆碩 空

勘同奇

同日出青麥參拾貳碩 豌豆壹伯貳拾捌碩 床柒拾貳碩 粟柒伯陸拾捌碩已上計壹仟碩

付縣便送冷泉等五戌充馬料 空

牒件狀如前謹牒

天寶九載八月廿八日 史 索秀玉 牒

史 陰韶隱

貳拾捌日

司倉參軍 潘仲丘

司馬 呂隨仙

長史 姚光庭

郡倉

肆日納百姓宋希盛等和桑粟壹阡柒拾陸碩入東行從南第壹眼空

右納得上件粟其戶人名別狀通上

牒件狀如前謹牒

天寶九載九月四日 史索秀玉牒

倉督 張假

主簿攝司倉 蘇汪

司馬 呂隨仙

長史 姚光庭

肆日

二月社 不納麥人 張閼 翁加義 張員々

索懷鎌

郡倉

肆日納百姓宋希盛和桑粟貳拾肆碩 梁思貞粟貳拾貳碩 曹思禮粟肆碩捌斗

張祇闕粟壹碩貳斗 曹神忠粟壹拾伍碩 曹光仙粟伍碩 李朝宰粟壹拾陸碩
 宋買德粟參碩貳斗 薛崇太粟柒斗 索思亮粟壹斗 索舉粟貳拾碩
 張思賓粟壹拾肆碩 翟洪慈粟壹拾陸碩 張力粟壹拾捌碩 張懷忠粟壹拾伍碩
 捌斗 張元俊粟貳拾貳碩 又貳碩貳斗 張奉璋粟貳拾肆碩 龔思仁粟貳拾
 陸碩 汜崇璋粟肆拾碩 索舉粟貳碩 曹福超粟參拾捌碩 張思太粟肆碩
 宋光暉粟壹拾陸碩 康欒延粟捌碩 張力粟壹拾捌碩 翟洪慈粟貳拾肆碩
 張思賓粟壹碩捌斗 宋元暉粟陸碩 索君爽粟貳斗 屈元亮粟捌碩 董義忠
 粟玖碩伍斗 張文盛粟肆斗 張慶々壹斗 雷仁幹粟壹拾陸碩 張孝素粟陸碩
 張思太粟壹拾碩 曹福超粟捌碩 張崇真粟捌碩 宋懷慶捌碩粟 陰庭誠粟
 壹拾捌碩 汜履光粟捌碩 李光庭粟壹拾碩 董大暢粟肆碩捌斗 賀元昂粟參
 碩貳斗 宋師々粟壹拾陸碩 李元濟粟貳碩 石懷忠肆碩 索元瑩粟捌碩 索元
 晃粟貳拾貳碩 王思欽粟壹拾碩 康令欽粟貳碩 郭承嗣粟肆碩 任法連粟
 肆碩 張慶々粟貳碩 孫思暢粟柒碩玖斗 王貞古粟壹斗 張思太粟壹碩陸斗 張孝素
 肆碩 石懷忠粟肆碩 李元濟粟肆碩 宋仁珪粟壹拾貳碩 索元晃粟貳拾碩 宋仙鶴
 粟參碩貳斗 郭承嗣粟捌斗 張慶粟壹碩 孟奉璋粟壹拾伍碩 翟洪慈粟捌碩 王貞
 古粟參拾陸碩 龔英奇粟參拾陸碩 汜崇慶粟肆拾碩 宋庭玉粟捌碩 張祇闕粟貳碩
 汜崇慶粟捌碩 康忠孝粟壹拾陸碩 王貞古粟貳碩 龔英奇粟壹拾捌碩 翟洪俊粟
 貳拾肆碩 宋處斌粟柒碩玖斗 更壹斗 翟洪慶粟捌碩 支忠義粟捌碩 支忠臣粟陸碩

張嗣賓粟捌碩 劉大表粟肆拾貳碩 宋承業粟肆碩 張處彥粟拾陸碩 姜庭芝粟肆碩
捌斛 王香子粟參拾貳碩 王桃花粟壹碩陸斛 王元欽粟拾陸碩 李懷表粟貳碩肆斛
張懷欽粟貳碩 馬楚琮粟貳碩 劉大表粟貳碩 支忠臣粟貳碩 張嗣賓粟捌碩 宋
承業粟陸碩 王承慶粟肆碩 王元昭粟肆碩 馬楚琮粟壹碩貳斛 馬大島粟肆碩捌斛
宋外生粟肆碩捌斛 王桃花粟壹碩貳斛 宋承業粟貳碩 任思礼粟肆碩捌斛 張神楚

同前

粟貳碩 任郎々粟參碩貳斛 張處彥粟貳拾陸碩已上都計粟壹阡柒拾陸碩並和傘入東行從

南第壹眼 空

何 謹

牒 件 狀 如 前 謹 牒

天寶九載九月四日 史 索 秀 玉 牒

史 陰 韶 隱

倉 督 張 假

主簿攝司倉 蔣 汪

司 馬 呂 隨 仙

長 史 姚 光 庭

押衙索力大

右大力故師姑在日家女滿子

有女三人二女諸處嫁殘小女

女一近故 尙書借與張使

君娘子其師姑亡化万事

並在大力別人都都不開心万物

被人使用至甚受屈伏望

將軍仁恩照察特乞判命處

牒 件 狀 如 前 謹 牒

景祐二年二月日押衙索大力

靈 府 狀

郡 倉

伍日納百姓翟英俊和余床貳拾肆碩捌斗肆勝 翁思仁床陸碩陸斗 索元晃床貳拾

壹碩 張大力床捌拾貳碩捌斗壹勝 王思欽床壹斗玖勝已上計床壹伯參拾伍

碩肆斗肆勝入北行從東第五眼又納王懷玉和余粟貳碩參勝伍合 李朝璟粟

肆拾碩壹斗伍勝參合 王元曜粟壹碩伍斗 彭仁俊粟伍斗 王光興粟

參拾貳碩壹斗參勝 王慶餘粟捌碩貳勝貳合 唐承晃粟陸拾貳碩

陰思諫粟伍拾捌碩 翟崇明粟壹拾碩 汜廣忠粟貳拾貳碩 陰庭

堅粟貳拾肆碩 汜日新粟壹拾碩已上計粟貳伯柒拾碩參斗肆勝入東行從南第二眼

牒 件 狀 如 前 謹 牒

天寶九載九月五日 史 索 秀 玉 牒

何日謹

倉督 張假

主簿攝司倉 蘓汪

司馬 呂隨仙

長史 姚光庭

郡倉

勘交同論

六日納燉煌縣百姓天九二分稅小麥貳伯捌碩入北行從東第玖眼 又納洪池鄉種子粟貳伯碩入東行從南

第壹眼

陸日謹

牒件狀如前謹牒

天寶九載九月六日 史索秀玉牒

倉督 張假

主簿攝司倉 蘓汪

司馬 呂隨仙

長史 姚光庭

郡倉

七日納燉煌縣百姓天九二分稅粟貳伯陸拾碩入東行從南第壹眼

柒日謹

牒件狀如前謹牒

天寶九載九月七日 史索秀玉牒

倉督張假

主簿攝司倉 蘓 注

司馬呂 隨仙

長史姚 光庭

髮長灰

髮髮髮

寬奏設彼樂觴飲欽髮倉

押衙索大力 右大力故師姑在日家女滿子有

女三人二諸處嫁殘小女一近故尙書借與

張使君

押衙張良真先伏蒙長使充際毗界內便逢

逢離亂良真黨家身自將貨物少多

被際毗人却將名及物色謹具如後大宰

相女聲劫踣非殞寔綾壹疋又大窠

綺綾壹一丈捌尺非羅七尺弓壹張又被

女聲兄龍將綠紱皮兩張花弓一袋

兩個弓兩紐布壹疋

郡倉

捌日納百姓安守祀和桑粟貳拾肆碩 宋承業粟貳拾碩 安沙庭粟參碩捌斗 張思賓粟貳斗 齊欽
祀粟壹拾陸碩 薛貞嗣粟貳碩 張神芝粟壹拾陸碩 曹嘉祀粟捌碩 宋光璆粟壹拾陸
碩 王輔國粟參拾貳碩 朱懷抱粟貳碩 曹寶國粟參拾碩 閣承休粟貳拾肆碩 索崇
嗣粟陸碩 曹寶國粟貳碩 閣承休粟捌碩肆斗 索崇嗣粟參碩陸斗 鄧仙巖粟捌碩
張遊祀粟陸碩 朱懷抱粟貳拾碩 薛爲宰粟貳拾碩 龔遷喬粟壹拾肆碩 索重
曜粟貳拾陸碩 已上計粟參伯壹拾碩入東行從南第壹眼 空

牒 件 狀 如 前 謹 牒

柳白謹

天寶九載九月八日 史索秀玉牒

倉督張假

主簿攝司倉 蘓 注

司馬 呂 隨仙

長史 姚 光庭

郡倉

玖日納百姓索重曜和桑粟參拾貳碩 任法連粟捌斗參勝 宋仁珪粟壹碩壹斗柒勝 宋崇暉粟
參碩貳斗貳勝 薛爲宰粟壹拾貳碩 宋名惹粟貳拾肆碩 薛貞嗣粟參拾碩 薛香々粟捌碩
薛大慶粟捌碩 薛懷璟粟貳碩 已上計粟壹伯貳拾壹碩貳斗貳勝入東行從南第壹眼

會歷同謹

同日納百姓索鶴舉和余床壹拾陸碩 翟洪慈床壹拾捌碩 已上計床參拾肆碩入北行從東第五眼

牒 件 狀 如 前 謹 牒

天寶九載九月九日 史 索 秀 玉 牒

倉 督 張 假

主簿攝司倉 蕪 注

司 馬 呂 隨 仙

長 史 姚 光 庭

致 日 謹

郡 倉

拾壹日納百姓馬崇珍和余粟捌碩 曹英峻粟壹拾陸碩 張守業粟肆碩 張忠璟粟壹拾陸碩

梁思貞粟壹拾碩 龔楚琬粟肆拾肆碩 白論子粟貳拾碩 陰潛鳳粟貳拾碩 張圓明粟

參拾碩 安邊庭粟貳拾肆碩 索秀珍粟捌碩 陰潛鳳粟肆碩 張圓明粟壹拾碩 索秀珍粟

貳拾肆碩 薛懷璟粟貳碩 汜日新粟壹拾陸碩 陰履獻粟貳拾肆碩 王崇振粟肆碩 索元振

粟壹拾陸碩 宋希盛粟捌碩 薛明巖粟壹拾陸碩 薛明鸞粟貳拾碩 索大力粟貳拾碩 索鶴

舉粟肆碩 更貳碩 宋仁珪粟貳拾肆碩 薛懷璟粟肆碩 張神楚粟壹碩貳斗 陰庭堅粟

同 謹

伍斗捌勝 陰履憲粟貳斗貳勝 已上計粟肆佰碩入東行從南第壹眼 空

拾 壹 日 謹

牒 件 狀 如 前 謹 牒

天寶九載九月十一日 史索秀玉牒

史陰韶隱

倉督張假

主簿攝司倉 蕪 汪

司馬呂 隨仙

長史姚 光庭

押衙索大力 狀 右大力故師姑在日有三女人子

有大內土身故更淺小女子一人近日故尙書

借與張使娘子今師姑亡他万物被人使用

至甚受屈伏望將特乞判命哉下處分牒件如前謹牒

押衙索大力 狀 右大力故師姑在日有家女三人諸處喚

殘一少女子一近日故尙書借與張使君娘子其師姑亡化

万物被人使用至甚受屈 伏望將軍仁恩昭察特判命處

分 牒件狀如前謹牒

景福二年二月 日 押衙 索大力 牒

賀光琬粟貳拾肆碩 唐思貞粟伍拾貳碩 宋思忠粟肆碩

庭玉粟貳拾碩 安邊庭粟貳斛 陰潛鳳粟伍斛捌勝 索秀珎粟肆斛參勝 汜日新粟

肆斛參勝 陰履獻粟參斛陸勝 汜頴瑣粟參拾貳碩已上計納粟壹伯伍拾貳碩並和衆納入東行從南第壹眼

同日納燉煌縣百姓天九二分稅粟參伯壹拾碩 又納洪池鄉種子柒拾貳碩粟並入同前眼 空

同 謙

右都計納粟伍伯參拾肆碩

同 謙

出粟參拾肆碩給縣令章謨八月廿日上後祿 空

前 謹 牒

天寶九載九月十二日 史索秀玉牒

史陰韶隱

拾貳日 謹

主簿攝司倉 蕪 汪

司馬 呂 隨仙

長史 姚 光庭

郡倉

拾參日納百姓種子粟肆伯碩入東行從南第壹眼 伍拾陸碩洪池鄉 玉關鄉 捌拾碩 壹伯貳拾捌碩 洪國鄉

勘 同 謙

壹伯參拾陸碩 効穀鄉 空

拾參日 謹

牒 件 狀 如 前 謹 牒

天寶九載九月十三日 史索秀玉牒

倉督 張假

主簿攝司倉 蘓汪

司馬 呂隨仙

長史 姚光庭

郡倉

拾肆日納燉煌縣百姓天九二分稅粟參伯壹拾肆碩 床捌拾陸碩 又納百姓李元欽和余床貳拾肆碩 曹崇福

床貳拾陸碩 王貞古床壹拾壹碩 陰聲振床貳拾伍碩 薛慎詮床壹拾碩 王思欽床陸碩

又納百姓張守業和余粟壹拾碩 唐志貞粟壹拾碩 李元欽粟玖碩壹斗 李大忠粟捌碩 白大亮粟肆斗

李元欽又納粟伍斗 白大亮粟壹拾貳碩 汜廣志粟肆碩 龔遷喬粟貳拾貳碩 常克錫粟貳碩

龔元慶粟伍拾碩 龔珣粟貳拾碩 汜庶幾粟伍拾貳碩 空

同

勘同思

右計納粟伍伯壹拾肆碩入東行從南第壹眼 床壹伯捌拾捌碩入北行從東第伍眼 空

牒件狀如前謹牒

天寶九載九月十四日 史索秀 玉牒

史陰韶 隱

拾肆日謹

主簿攝司倉 蘓汪

司馬 呂隨仙

長史 姚光庭

郡倉

拾伍日納燉煌縣百姓天九二分稅粟壹伯柒拾肆碩 又納種子粟壹伯貳拾陸碩伍拾陸碩 洪池鄉 參拾碩 燉煌鄉

捌碩 王關鄉 參拾貳碩 効穀鄉 已上都計粟參伯碩入東行從南第壹眼 空

拾伍日

牒件狀如前謹牒

天寶九載九月十五日 史索秀 玉牒

倉督 陰庭會

主簿攝司倉 蕪汪

司馬 呂隨仙

長史 姚光庭

郡倉

拾柒日納種子粟肆伯碩貳拾碩 洪池鄉 肆拾肆碩 王關鄉 伍拾陸碩 効穀鄉 參拾碩 燉煌鄉 同日納四戌廻

殘粟貳伯捌拾貳碩貳拾碩 第五戌 冒外生納 陸拾捌碩 冷泉戌 侯方遂納 貳拾陸碩 第五戌 呂作兒納 陸拾肆碩 烏山戌 賈元亮納 壹拾肆碩

壹拾肆碩 烏山戌 趙安甫納 柒拾碩 雙泉戌 趙子雲納 肆碩 第五戌 韓景山納 同日納四戌廻殘床柒拾貳碩壹拾捌碩 烏山戌 張法光納 壹拾碩 雙泉

貳碩 烏山戌 賈元亮納 參拾肆碩 冷泉戌 王衆養納 又納百姓和桑床玖拾肆碩唐承晃肆碩 陰思諫貳拾捌碩 高張玄爽參拾貳碩

又納百姓和桑粟貳伯碩宋仁亮捌碩 安守德捌碩 張元俊捌碩 張力壹拾碩 張仁祚壹拾陸碩 張嘉賓參拾貳碩 郭仁福貳拾碩 張玄爽貳拾碩 張嘉珍貳拾陸碩

唐思貞壹拾貳碩 龔仙童壹碩 常克均壹碩 劉希顏參拾貳碩 泥慎惑陸碩 空

會歷五同謙

同謙

右都計粟捌伯捌拾貳碩入東行從南第壹眼 床壹伯陸拾陸碩入北行從東第伍眼 空

牒 件 狀 如 前 謹 牒

天寶九載九月十七日 史 索 秀 玉 牒

史 陰 韶 隱

倉 督 陰 庭 會

主簿攝司倉 蘓 汪

司 馬 呂 隨 仙

長 史 姚 光 庭

拾柒日

布薩唱道文 菩薩大士普雲集凡夫_フ子衆和合微妙

香湯沐浴_フ淨_フ布薩說戒度衆生敬白諸_フ仙子等

合掌至心聽此南瞻部州薩訶世界今於大唐

國沙州金光明寺僧伽藍所於辰年九月十五日

我本師釋迦牟尼佛遺法弟子

等白唯生死長劫乃彈_フ指_フ遇無上

若不發出離之心恐還流浪故於是日固崇三寶

渴仰大乘衆共宣傳菩薩戒藏惟願以此功

德資益龍天八部威光自在帝王聖化無窮

太子之王釋延萬業釋師僧父母常報安樂見聞隨

喜宿障云道惡道三塗災殃滅迴此功德誓

家娑婆上品住生阿彌陀佛國諸仙子等諦聽

此步戒藏三世誼億固三善薩因以事

等諸仙子從今身至仙身盡未來際於

中間能捨邪歸政苾芻善提心厚能持苾

戒行苾芻能斷一切惡修一切苦原能

迴生淨土誓願成仙原諸仙子等諦

隨根本

郡倉

同謙

同謙

拾捌日納燉煌縣百姓天九二分稅豌豆壹拾陸碩入北行從東第肆眼床貳拾貳碩入北行從東第五眼粟參拾參碩陸斗

又納百姓種子粟伍伯貳拾捌碩陸拾肆碩神沙鄉 伍拾碩玉關鄉 壹拾碩平康鄉 肆拾碩洪池鄉 伍拾碩効穀鄉 陸拾捌碩洪閭鄉

伍拾碩懸泉鄉 肆拾肆碩慈惠鄉 伍拾捌碩燉煌鄉 又納百姓和余粟

並同謙

張玄爽壹拾肆碩 雷光仙壹拾陸碩 已上計粟陸伯壹碩陸斗入東行從南第壹眼

牒 件 狀 如 前 謹 牒

天寶九載九月十八日 史 索 秀 玉 牒

倉 督 陰 庭 會

〔以下 缺 紙 幅〕

右の諸牒の中、八月廿八日のもののみは劉復の『敦煌掇瑣』中輯に「瑣六七」として紹介されてあるが、本書には誤讀や誤寫の多い缺點があり、此の廿八日の牒文でも索秀玉を索玉と誤りてゐる。況んや他の十四通は紹介されて居らず、類文を多く見て歸納的に新史實を探り出すことが出来ぬ。因に此の八月廿八日の牒は、燉煌縣の百姓から天寶九載度の二分税としての青麥・豌豆・粟などが郡へ納附せられたるを以て、これを郡倉に貯藏してゐるが、その中より冷泉など五戌の馬料として青麥三十二碩豌豆壹百二十八碩床七十二碩粟七百六十八碩を支出便送したことを謂へるものである。然るに青麥と豌豆とは收納總額と支出額とが大差なくして、右から左へといふ餘裕の無い實情、床は三十二碩の餘裕があるが、粟は收納總額よりも支出額の方が多くて六百四十三碩以上も支出超過である。これでは郡倉としては常儲のものは殆ど無いといふ有様、郡が經濟上、常に餘裕少くて窮窘せることを推測し得る。二箇所空の字があるが、これは以下餘白の意にて、後より惡意を以て記録を改め追加して私利を謀るなどの事に對する豫防、恰も我國現行の戸籍謄本に於て文句の終りに「空白」の朱印を押捺するのと同じ目的である。他の諸牒文の空の字、皆それである。又九月十七日の牒文も河西道邊防軍の經濟に直接關係あるものにして、第五戌・烏山戌・冷泉戌・雙泉戌の四戌より、殘餘として郡倉へ還納した粟・床を郡が受領し、百姓の納入せし粟と共に、粟計八百八十二碩を郡倉の東列の倉庫の南より第一番目の眼に、床計壹百六十六碩を同じく北列の倉庫の東より第五番目の眼へ、それぞれ納め藏したことを謂へるもの、而して茲に謂ふ眼とは、其の藏置處の口が人眼の如く圓く開口し居れるより起りし稱呼たるに相違なからう。大體中國に於て孔穴を眼と呼ぶ習慣あるは、泉眼・井眼などの呼稱のあることよりも推察せられ、茲の場合は蓋し、窖廩で即ち地を堀りて造りある「穴倉」であ

らう、窖は中國にては主として濕氣の少い華北地方にて古今を通じて普通に行はれるものである。尙ほ此の九月十七日の牒では、種子粟の納附額は各郷單位に計數してある。余は糴の略字で、茲では穀物收納の意である。

斯くして、此等拾五通の牒は天寶九載八月廿七日より同年九月十八日に至るの間に、燉煌郡の郡倉に收納したる公賦の青麥・豌豆・床・粟及び諸戌より殘餘として返還されたる粟・床の日日の受入明細原簿にして、何れも史の索秀玉が取り扱つて其の責任者と爲つて居り、それに史の陰韶隱・司倉參軍の潘仲丘・倉督の張假・司馬の呂隨仙・長史の姚光庭が與つて居て、當時の斯かる收納に對する地方官吏の職務遂行上の經緯が判知せられる。九月四日の牒に主簿攝司倉の蘓汪なる人が現はれ、八月廿八日の牒文では司倉參軍の潘仲丘の名が見える。想ふに司倉參軍潘仲丘は八月末日を以て職を辭したか轉任したかで、未だ後任の司倉參軍を迎ふるに至らず、九月一日より縣の主簿が司倉參軍代理事務をも執り初めたものであらう。攝司倉は司倉參軍代理事務者の意たるに相違なからう。前述の通り此の郡倉の收納する穀類は、燉煌縣の地方民政施行に必要な行政費と共に河西道邊防軍の經常軍費の一部にも使用せられたるもので、此の根本史料拾五通の中に於てすら、その二通は此の經常軍備に支出せられてゐる文書である。燉煌發見文書は偶然の遺存であるから、偶々河西道の邊防軍の軍費關係文書が僅少にか遺存せぬからと謂つて、郡倉の經濟が邊防軍と關係が稀薄なりしものとは謂へぬ。余が其の極めて一部分しか觀て居らぬ英國國立博物館所藏の六七千點の燉煌文書を通覽すれば、或は郡倉と邊防軍との經濟的關係の如何に密接なりしかに驚かされる様な史料が遺存して居るかも知れぬ。兎に角此の拾五通の中の二通の文書より、燉煌郡郡倉が邊防軍の軍備をも負擔するものなりしことを推知し得ると思ふ。此處に現はるる燉煌郡とは『新唐書』卷四十、地理志、隴右道の條に

沙州燉煌郡。下都督府。本瓜州。武德五年曰西沙州。貞觀七年曰沙州。戶四千二百六十五。口萬六千二百五十。縣

二。燉煌。壽昌。

とあるから、開元天寶時代の燉煌郡は即ち沙州にして、而して沙州城内には屢言の如く豆盧軍の本據があり、四千三百人の防人を以て擔任地域の邊防に任じた。此の冷泉以下の五戌は豆盧軍に屬したるものに相違なかるべく、其の經費の實物は此等の根本史料に徵證すると、郡内より上納される百姓の賦税の一部を以て支辨せられたるを知る。天寶九載八月廿八日の牒にては、冷泉など五戌に馬糧として支出したる現物、青麥參拾貳碩・豌豆壹伯貳拾捌碩・床柒拾貳碩・粟柒伯陸拾捌碩、通計壹仟碩の多額に上つてゐるが、『資治通鑑補』に據れば、開元天寶時代天下全體の鎮兵四十九萬八千人、其の馬匹八萬匹とあり、而して河西道の馬匹は赤水軍壹萬參千匹、大斗軍貳千四百匹、建康軍五百匹、寧寇軍六百匹、玉門軍六百匹、墨離軍四百匹、豆盧軍四百匹とあれば、合計壹萬七千九百匹、天下邊防軍の總馬匹數の約二割以上を河西道にて占有してゐるのであるから、馬料の莫大なることも推想し得る。豆盧軍は割合に少くして四百匹である。

同じく學界未知の史料に佛國第參六六四號紙背のものがある。紙表は『圓明論』殘卷にして其の書風は我が京都東寺所藏の僧空海筆の『風信狀』の趣ありて、明心色因果品第一と要門方便品第二とである。而してその紙背の邊防軍經濟文書は首尾竝に下邊を缺くが、すべて四十行ありて、天寶年間のものである。

〔首部 缺〕
〔佛國第參六六四號燉煌文書紙背文書〕

孔庭玉 典侯詮 趙嚴 判官詹廻

右同前得所由狀稱。前件四 戌 兩

來使閏月若不給料目。交致死磧路

其粟已供飼馬訖。又准厩庫律

卽合免徵。伏望商量准 恩制

天六載四戌無馬。節度支馬送

一閏月馬食。其料支度勾剝馬價新
疋段。自是官物合填閏月馬料
律食訖。合免合填者。使不支物。合免者
間抑徵兼諸覆欠數般。並是緣□
用爲此徵收無處。每載帳歷及□□□
歷則欠數。尤多於公途。理當除
恩命不合更徵。准狀牒上。支度
量裁下。

肆萬柒阡肆伯捌拾陸碩貫牧事張口斤具零
柒拾捌文錢。捌對捌勝貳合玖勺斛對。貳丈柒
玖寸練。貳兩肆銖勘臘毛藥。參段貳分肉。捌分皮
諸帳應在覆欠等。並帳外不入。勅限

壹萬壹阡柒伯伍拾碩柒對陸勝陸合玖勺斛對

陸伯玖拾伍碩壹對

玖阡柒伯貳拾壹碩肆對貳勝參合陸

壹阡壹伯肆拾陸碩壹對捌合柒

參拾玖碩捌勝柒合 青麥

壹拾參碩壹對□□□

參拾肆碩壹斗陸勝伍合

參拾玖碩肆斗柒勝貳

陸拾貳碩參斗壹勝

鳥山等四戌。從天五已後。至天十二載以前。□戌□

兒イ侵イ食磨イ會欠。即由典朱思楚

柒阡捌伯陸拾柒碩壹斗玖勝壹合貳勺

及交覆欠其□諸司緣官帖馬等イ循

取使支物填還未填來。上使疎理未報

參阡玖伯柒拾玖碩陸斗參合陸勺。天

七月一日已後。至天九六月十三日

上後覆欠堅入應在其物諸司

馬等イ侵食合取使支物。須

使疎理未報帳存應在

參阡陸伯參拾伍碩陸斗參

參伯肆拾肆碩麻

玖伯肆拾壹碩玖斗參勝捌合陸勺粟階□

〔以下紙幅缺〕

此の經濟文書は、一見では何れの軍、何れの鎮戌に關するものなるかを明に致し難いが、鳥山等四戌の名のあるより見

れば、これは沙州の豆盧軍所屬の屯戍の經濟出納文書なりと判定せなければならぬ。而して文中に「從天五已後」とか「至天十二載以前」とかの句があり、此の天は天寶の略記にして當時の官廳文書にかゝる略記の風の行はれたることを知るべく、此の文書は蓋し天寶十三載頃の記錄であらう歟。文中の填は返還の意、覆欠は不足の意、いづれも當時の通俗語であり、覆は侵、臘は腦の當時の通用俗字である。「□戌□兒」は悉くは「四戌健兒」なるべし。下部に缺損ある爲讀み下し難いが、大體に於て馬匹の食料配給に關するものたるだけは明確にして、馬糧の缺乏の爲に馬が積路にて死するとか、粟は既に悉く飼料として使用し訖つたとか、天寶六載以來馬匹が缺乏してゐるとか謂つてゐる。また練・勦腦毛藥などの收支計算の數を擧げ、烏山等四戌の健兒が天寶五載より同十二載までの八箇年間に喫し盡したる軍糧の清算のことを論じたりしてゐる。勦は悉くは勦なるべく、『淮南子』などに馬の勦骨とあり、今の筋の字に當る。筋と觀て文書の意味は通じると思ふ。

敍上紹介したる天寶時代の河西道邊防軍の經濟に關する文書は、主として豆盧軍關係のものであるが、また以て河西道邊防軍全體のその一般を推知し得られると思ふ。前に本篇第二節にその一二を指摘したる通り、佛國第參參四八號燉煌文書紙背の『天寶六載十二月豆盧軍軍倉收納粟麥文書』の如きは、粟・小麥などを續々として軍倉に收納したることを雄辯に示してゐるが、納附せし場合、收納の局に當りし責任者は豆盧軍の吏なる典の鄧伯乃である。而して納附人の中に行客と百姓との別あり、百姓のことは説明を要しないが、行客とは何者であるか。行客趙敬微・行客宋無瑕・行客王玉芝・行客李庭金などの納附額を見ると、寡くして壹伯領の粟、多い時は貳百領の粟、之と反對に百姓張欽明は五拾領の粟、而して右文書約十點の中、百姓は僅に二人で、他は皆行客である。行の字には拾九種の異なる意義があるが、『春秋左氏傳』に習見する通り、古來軍兵二十五人を行と稱する習あることより觀れば、行客とは軍籍に在る人の意とも判定せられ、邊防軍と何か軍隊的關聯があつて此の稱が存する様にも見られざるには非ざるも、牒の内容より觀れば單に百姓同様に穀物

を納入せるのみで、特に軍籍と關係ある様にも考へられぬ。これは寧ろ行棧とか行家とか稱する者の異稱なりと見る方が、此等の牒文の解釋上妥當であらう。行棧・行家とは商貨を屯積して買賣の紹介を爲し以て轉輸販運を便にする者の稱であるから、此の俗語の方が此處の各牒の解釋上、寧ろ適當ならむかと考へる。此の見地よりすれば此の行客は仲買商人・請負商人の意と爲る。本來沙州燉煌郡の百姓等より豆盧軍に、その經費の爲に公賦の名の下に、穀物・馬糧などを個別的に納入することは、事務は繁瑣であり、また百姓の家計の關係などより、期限に遅れる者を生じたり、軍糧の統制上相當の面倒を生じ易い。之は特定の仲買商人を指定してその收納を請負はせ、場合に依りては豫めその者をして自己擔任範圍内のものを期限日迄に代納せしむる便益あるに若かぬ。今その行客任蒞子が粟壹伯捌碩陸斗を納入したる文書の部分を見るに

行客任蒞子粟壹伯捌碩陸斗、估廿一文。計錢貳拾貳貫捌〔以下缺文〕

の句ありて、此の際は壹伯捌碩陸斗の粟の現物の代りに對價廿一文に換算して貳拾貳貫捌伯餘文、精算すれば貳拾貳貫八百〇六文の錢を以て納入してゐる。軍倉としては必ずしも粟を要求せず、その代價たる錢を以て快く受附けて居るのである。これらの現象より觀れば、行客は御用商人、軍に納むべき百姓の賦税を集むる租税請負人ならむかと謂ふ推想が濃厚と爲らざるを得ぬ。若し然りとせば、郡内百姓の納附すべき賦税は元より燉煌郡郡倉の統轄する所ではあるが、郡倉より邊防軍——此の史料の示す所にては偶々豆盧軍の場合が知れるのである——に支給すべき穀物・馬糧などの一部分は、其の現物を百姓より直接に軍に納める習慣が行はれ、郡倉は軍よりの現物收納報告に據りて、郡倉の收納原簿の計數を清算整理したるものと考へられ、而して其の現物の徵收と給附との間に行客が介在して郡倉・軍・郡民の便に資したるものとも考へられて、こは邊防軍の軍需品・經常費・衣糧給與上に於ける郡と軍と民との關係についての興味ある問題であらう。

右の如く余は燉煌文書に據りて、天寶時代に於ける河西道邊防軍の給與に關する若干の珍史料を學界に紹介したことになるが、何れも斷片である爲、殘念ながら學術的價值ある纏まれる具象的事實を指摘することが出来ない。之は此等の史料を活かして傍證補助すべき他の史料の缺如せるに緣由し、寔に已むを得ざるの譯であるが、樂史の『太平寰宇記』隴右道の條や『新唐書』地理志の涼州武威郡・沙州燉煌郡の條にも全く記載の無い廣明・雙泉・冷泉・第五・烏山の五戌の存在、天寶三・四載頃の河西道地方に於ける粟・小麥・練・施等の時價の分明せるだけでも興味あるのみならず、邊塞屯防軍の會計が略ぼ如何なる状態にて運營せられたるかを窺ふべき片鱗は之を把握し得ると思ふ。

豆盧軍の設置は唐の中宗の神龍元年皇紀二二六五年
西紀七〇五年に起源し、天寶元年皇紀二四〇二年
西紀七四二年よりは參拾八年前に在る。随つて此等文書の成りし天寶の初期は豆盧軍としては約四拾年の歴史を有し、天寶十三載頃では約四十六七年になるから、此の長い間の經驗より運營上の長短得失・便不便を知悉して、草創當初に比すれば甚だ圓滑巧妙なる機構と運營との實行されてゐた時期で、軍も官も民も互に便利なる經濟的運營と爲り居りしに相違なからう。

然らば天寶時代の邊防軍の防人個々の軍隊的生活に於て、衣糧給與特に衣料のそれは如何なる程度の給與を爲してゐたであらう歟。幸に之を知り得る天下の孤史料が豆盧軍に關して遺存してゐる。これを以て少くとも河西道邊防軍の防人の衣服官給の實情を判定し得られる。李白の『長安一片月』の詩その他唐代の閨怨の詩に、防人の妻が孤閨を守りつゝ夫に送るべき衣服の裁縫洗濯に従事して、防人の衣服は、官給品無く自辨なりしかの如く考へられて來たことを正す史料である。それは佛國第參貳七四號燉煌文書紙背に在る記載である。此の號の文書の紙表は『注御孝經』にしてその末尾に「天寶元年十一月八日於郡學寫了」及び「陰庭言□處記」の二行ありて書寫年代が明であるから、紙背の文書も亦略ぼ其の頃の

ものであることが推想せられる。此の紙背文書は首尾共に缺けてゐるが、總計貳百四拾行を遺存し、豆盧軍の防人四十名の衣料給與に關する原簿、處々に曲尺壹寸七分平方の「豆盧軍之印」なる朱印が押捺されてあるから、題名こそ無けれども、豆盧軍の防人に給與せる衣料の各個目録の殘卷にして、史料としては寔に丹鳳の一毛とでも謂ふべきもの、余は暫く之に命名して『豆盧軍防人官給衣服原簿殘卷』とする。今煩を厭はず原典の型のまゝに左にその全部を逐録して、將來の研究學者の參攷に供したいと思ふ。平等なる軍隊生活の給與衣服たる爲各人相等しく、同じものを累々逐録するは一見冗漫の様に見ゆるかも知れないが、其の各處に小文字を以て物品の價値の相互的換算を細かく注記しあるは、經濟史料としては龍の眼睛で、甚だ貴重なるを以て、此の意味に於て敢て全部を逐録するのである。

〔首部 缺〕

佛國第參貳七四號燉煌文書紙背文書

單袴		參	袴奴	參	汗衫	參
幘頭		柒	鞋	柒	靺	柒
都 万 員						
襖子	貳一具絶一白絶	長袖	貳一紫絶一褐	半臂	貳一褐絶一白	
複袴	貳並練	蜀衫	參	汗衫	參布故	
單袴	參布	袴奴	參布故	褲	參故	
幘頭	柒一故	鞋	柒	靺	柒一破欠一布幘頭 二充	
被袋	一					

酒 尅 莊園下人張忠納

襖子 貳並黃絨 長袖 貳一褐絨一白絨一疋充 半臂 貳並白絨

複袴 貳一白練一生絹一疋足 蜀衫 參 汗衫 參

單袴 參布 袴奴 參 禪 參

幘頭 柒欠三跣_キ 鞋 柒欠生絹一疋 鞢 柒

被袋 一

酒 延 呂

襖子 貳並褐絨 長袖 貳一褐絨一絨一尺 半臂 貳一白絨一褐絨

複袴 貳並白絨 蜀衫 參 汗衫 參布

單袴 參 袴奴 參 禪 參

幘頭 柒 鞋 柒 鞢 柒

被袋 一

鄭 處 懷

襖子 貳一白絨一紫絨 長袖 貳一白練一_二生絹 半臂 貳一白練一褐綾故

複袴 貳並白練 蜀衫 參 汗衫 參

單袴 參 袴奴 參 禪 參欠一絹五尺充

幘頭 柒欠三領巾 鞋 柒欠一_二甌口足 鞢 柒欠一_二緇廿張充

被袋 一

斛
斯元景

襖子 貳一綠絕一皂絕

長袖 貳一黃絕一褐絕

半臂 貳一白練一白絕故破

複袴 貳一白絕一白布

蜀衫 參布

汗衫 參布破

單袴 參

袴奴 參一故

禪 參小故

幘頭 柒欠二口白帶一

鞋 柒欠三故

鞮 柒

被袋 一

張
越景

襖子 貳一褐絕一黑褐絕

長袖 貳一褐絕一白布

半臂 貳並白絕

複袴 貳一白絕一白布

蜀衫 參

汗衫 參一故

單袴 參一故

袴奴 參布

禪 參小故

幘頭 柒

鞋 柒欠絕一尺充

鞮 柒

被袋 一

馬
仁德

襖子 貳一綠絕一黃絕

長袖 貳一褐絕

半臂 貳一白練一布一端充

複袴 貳一白絕一綠綾
一丈五尺充

蜀衫 參

汗衫 參一丈二尺布

單袴 參

袴奴 參

禪 參小

幘頭 柒欠一小練五尺
充

鞋 柒

鞮 柒

被袋 一

火長酒 岳兒

襖子 貳並白絕 長袖 貳一黃絕一褐絕 半臂 貳一白練一白絕並故

複袴 貳並白絕故 蜀衫 參布故 汗衫 參布

單袴 參布故 袴奴 參二布一練故 禪 參小

幘頭 柒 鞋 柒 鞮 柒二故

被袋 壹

郭敬順

襖子 貳一白紬一褐絕 長袖 貳一緋絕一褐絕故 半臂 貳一白紬一緋絕故

複袴 貳並白絕一故 蜀衫 參布一故 汗衫 參布

單袴 參布一故 袴奴 參布故 禪 參小

幘頭 柒 鞋 柒二皮鞋 鞮 柒

被袋 壹口

林景淳

襖子 貳一黃絕一白絕並故 長袖 貳一紫絕故 半臂 貳一白絕一褐絕故

複袴 貳白絕 蜀衫 參布 汗衫 參布故

單袴 參布欠一布汗衫一充 袴奴 參布 禪 參小一破

幘頭 柒 鞋 柒欠二小練一丈充 鞮 柒

被袋 壹口

元懷臻

襖子

貳一白絁一皂絁

長袖

貳一白絁絹一疋當

半臂

貳一白絁一白綾並故

複袴

貳一白絁一白布

蜀衫

參一故

衫汗

參布

單袴

參布

袴奴

參欠一

禪

參小

幘頭

柒二故

鞋

柒絹一疋當鞋三量

靺

柒二故

被袋

壹口

白貞太

襖子

貳一黃絁一白絁

長袖

貳小絹一疋絹一疋當

半臂

貳一白練一白絁

複袴

貳一白練一白絁

蜀衫

參

汗衫

參布

單袴

參布一故

袴奴

參一故

禪

參小

幘頭

柒

鞋皮鞋三量幘頭二

靺

柒

被袋

壹口

陳景瓊

襖子

貳一黃絁一褐絁故

長袖

貳一布故一氎半闊當

半臂

貳並絁

複袴

貳一白綾一布

蜀衫

參

汗衫

參布一故

單袴

參布

袴奴

參布

禪

參二故

幘頭

柒

鞋

柒

靺

柒欠一皮鞋充

被袋

壹

王慶珪

襖子 貳並白絕一故 長袖 貳一褐絕故一紫絕一丈六尺充 半臂 貳一褐一氎

複袴 貳一白絕一練故 蜀衫 參二故 汗衫 參布一故

單袴 參布 袴奴 參一故 禪 參小

幘頭 柒 鞋 柒欠四羅一百五十張充 靸 柒

被袋 壹

王處仙

襖子 貳並白絕一故 長袖 貳一黃絕一褐絕並故 半臂 貳一白絕一褐絕並故

複袴 貳一白絕一白練 蜀衫 參一故 汗衫 參布

單袴 參並布 袴奴 參布一故 禪 參一故二小

幘頭 柒 鞋 柒二故 靸 柒二故

被袋 壹

牛懷璧

襖子 貳白絕一故 長袖 貳一皂絕一白絕並故 半臂 貳並白絕故

複袴 貳並白絕一故 蜀衫 參 汗衫 參布

單袴 參布 袴奴 參布一練故 禪 參小一故

幘頭 柒 鞋 柒皮鞋二汗衫一抱肚一當鞋三量 靸 柒

被袋 壹

李崇暉

襖子 貳並白紬故

長袖 貳一白綾一黃絕故

半臂 貳並白絕一故

複袴 貳並白絕

蜀衫 參一故

汗衫 參布一故

單袴 參一褐

袴奴 參故

褌 參

幞頭 柒

鞋 柒皮鞋三量

鞢 柒

被袋 壹

火長上官販貫

襖子 貳並褐絕故

長袖 貳並褐絕故

半臂 貳一紫絕一白絕故

複袴 貳並練

蜀衫 參

汗衫 參一白練

單袴 參一白練故

袴奴 參布

褌 參小

幞頭 柒

鞋 柒皮鞋二欠綿八十張充

鞢 柒

被袋 壹

浩斗子

襖子 貳一黃絕一白絕袍

長袖 貳一褐絕一褐綾故

半臂 貳一白絕一紫故

複袴 貳並練

蜀衫 參一黃故

汗衫 參一故

單袴 參布

袴奴 參布

褌 參小

幞頭 柒

鞋 柒

鞢 柒

被袋 壹

寶 禮 賓

襖子 貳一白絕一褐絕

長袖 貳一褐絕故一黃絕

半臂 貳一綾一白絕

複袴 貳並練

蜀衫 參

汗衫 參一絹袴充故

單袴 參

袴奴 參布

禪 參單袴一當禪一

幘頭 柒

鞋 柒繡七十張一當鞋四量

鞮 柒

被袋 壹

王 紋 崇

襖子 貳並白絕故

長袖 貳一紫絕一黃絕

半臂 貳並白絕

複袴 貳一白絕一白練

蜀衫 參

汗衫 參青布三丈當

單袴 參布一練故

袴奴 參布

禪 參二小

幘頭 柒

鞋 柒繡一當鞋一

鞮 柒禪一當鞮兩量

被袋 壹

寶 思 奉

襖子 貳一白綾一黃絕

長袖 貳一黃絕一褐絕故

半臂 貳一白絕一褐絕並故

複袴 貳並練

蜀衫 參

汗衫 參

單袴 參一故

袴奴 參

禪 參小

幘頭 柒

鞋 柒幘頭一當鞋一

鞮 柒

被袋 壹

寶英彥

襖子 貳並褐絶

長袖 貳一褐絶一褐綾

半臂 貳一白絶衫一當故練

複袴 貳一絶一布

蜀衫 參

汗衫 參布

單袴 參布破

袴奴 參

禪 參小

幘頭 柒

鞋 柒帽子一當鞋一量

靺 柒

被袋 壹

王思太

襖子 貳一白絶一黃絶

長袖 貳一褐絶絹一疋當長袖一

半臂 貳一白絶絶一丈□

複袴 貳並練故

蜀衫 參

汗衫 參布一丈當一

單袴 參

袴奴 參布

禪 參小

幘頭 柒

鞋 柒幘頭一□□兩伯當□

靺 柒帽子三當靺三量

被袋 壹

任奉仙

襖子 貳一白絶一褐絶故

長袖 貳一紫綾一褐絶

半臂 貳一白綾一褐絶

複袴 貳並練

蜀衫 參

汗衫 參一白練

單袴 參

袴奴 參

禪 參一單袴當二小故

幘頭 柒

鞋 柒帽子一當一足

靺 柒

被袋 壹

呂勇漢

襖子 貳一黃繩一皂繩

長袖 貳一褐繩一白繩並故

半臂 貳一赤一白練並故

複袴 貳白練

蜀衫 參一皂故

汗衫 參一白練故

單袴 參布

袴奴 參

禪 參

幘頭 柒

鞋 柒衫一當鞋三量

鞮 柒幘頭一當一量

被袋 壹

寶金住

襖子 貳絹三疋皂布一端當

長袖 貳一襖子充一褐衫充

半臂 貳一白繩一褐綾

複袴 貳並白練

蜀衫 參

汗衫 參

單袴 參

袴奴 參

禪 參小

幘頭 柒

鞋 柒帽子二幘頭一充

鞮 柒欠二服充

被袋 壹

火長張四朗

襖子 貳一黃一白

長袖 貳一黃褐一白褐故

半臂 貳一紫綾一褐故

複袴 貳並白練一繩

蜀衫 參一故

汗衫 參一故

單袴 參衫一當袴二

袴奴 參一故

禪 參汗衫一當禪一破

幘頭 柒

鞋 柒皮鞋一雙當兩量

鞮 柒

被袋 壹

閻天兒

襖子 貳一黃絕一白絕

長袖 貳一白絕一黃絕

半臂 貳並白絕

複袴 貳並白練

蜀衫 參

汗衫 參布

單袴 參

袴奴 參

禪 參一故

幞頭 柒

鞋 柒一故皮鞋一量

鞮 柒

被袋 壹

趙廣嗣

襖子 貳一白絕一黃故

長袖 貳一褐絕一紫綾

半臂 貳一白絕一黃綾故

複袴 貳並白練

蜀衫 參

汗衫 參布

單袴 參布

袴奴 參布

禪 參一故

幞頭 柒

鞋 柒衫一百六十文當鞋五量

鞮 柒

被袋 壹

段二郎

襖子 貳一黃絕一白絕故

長袖 貳一紫綾一褐絕故

半臂 貳並白絕故

複袴 貳一白練一白絕

蜀衫 參

汗衫 參一蜀衫

單袴 參一白練故

袴奴 參布

禪 參二小

幞頭 柒

鞋 柒帽子二當鞋兩量

鞮 柒

被袋 壹

王奉漢

襖子 貳並褐絕

複袴 貳並白練

單袴 參一白練故

幘頭 柒

被袋 壹

長袖 貳一褐絕一白綾

蜀衫 參

袴奴 參

鞋 柒黃衫一當鞋兩量

半臂 貳一褐絕一白絕

汗衫 參一故

禪 參

鞮 柒

孔令忠

襖子 貳一黃絕一白絕

複袴 貳一白練一白布

單袴 參布

幘頭 柒

被袋 壹

長袖 貳一白布一紫絕故

蜀衫 參

袴奴 參布

鞋 柒絹一疋當鞋

半臂 貳一氎一白絕

汗衫 參

禪 參

鞮 柒

孔崇陳

襖子 貳並白絕

複袴 貳一白練一白絕

單袴 參布

幘頭 柒

被袋 壹

長袖 貳一褐絕一紫綾

蜀衫 參並故

袴奴 參

鞋 柒

半臂 貳並白絕故

汗衫 參布故

禪 參

鞮 柒

王 啓 芝

襖子 貳一褐絕一褐布故

複袴 貳一練一絕

單袴 參並白布

幘頭 柒

被袋 壹

長袖 貳並

蜀衫

袴奴

鞋 柒

趙 思 齊

襖子 貳一布一褐絕故

複袴 貳一白絕一布故

單袴 參布破

幘頭 柒

被袋 壹

長袖

蜀衫

袴奴 參

鞋 柒

田 珪 子

襖子 貳一褐絕一黃絕

複袴 貳並白練

單袴 參

幘頭 柒鞋一當幘頭一

被袋 壹

長袖

蜀衫

袴奴 參

鞋 柒

第五隊火長韓景珪

襖子	貳白絶	長袖	貳一
複袴	貳白絶故	禪	參二小
汗衫	參二資布 一白布	單袴	
襖頭	柒	鞋	柒
被袋	一口		
都欽	□		
襖子	貳一白絶一黃絶	長袖	
複袴	貳白練	禪參署	一
汗衫	參二資布一白布	單袴	參二
襖頭	柒	鞋	柒量綿
被袋	一口		
秦景珪			
襖子	貳一白絶一褐布	長袖	
複袴	貳一白絶一		

〔以下 缺 紙〕

「豆盧軍之印」なる朱印は斛斯元景・張越景・郭敬順・林景淳・陳景瓌・王慶住・牛懷璧・火長上官販貫・竇礼賓・竇思奉・王思太・任奉仙・竇金住・閻天兒・段二郎・王奉漢・孔令忠・王啓芝・田珪子の各項に一顆づゝありて合計拾九顆

の印影を見る。尾部は紙幅が破損せる上に、記載様式も多少狂つて來てゐて、前半部に於けるが如き整然たる品目順序に爲りて居らず、往々一二の品目を缺くものさへある。之は記録者の誤脱なるか、事實本人にその品目を給與せざりしものか、その邊のことは遽に判知し難いが、恐らくは記録者の誤脱ではあるまい歟。

十

前掲の『豆盧軍防人官給衣服原簿殘卷』に見ゆる給附衣服類の品目の中、襖子・長袖・半臂・複袴・蜀衫・汗衫・單袴・袴奴・禪の九種は、後にも簡單に説明せる通り、其の各名稱より考察して容易に其の實體を判定し得られるが、ただ幘頭と靺と鞋との三者は少しく歴史的に考察して置かなければならぬものである。幘頭は我が國にては普通に「ヅキン（頭巾）」と簡單に和譯せらるる習慣があるが、必しも然かく簡單に解釋し得らるるものではないらしく考へられる。本來幘なる字は巾キヌの偏にして絹布を以てして頭部を包む被頭物の意であるが、然るかと謂ひて此の種の被頭物は悉く幘或は幘頭と呼稱して宜しい譯ではない。現に唐代に見ても、幘頭も行はれて居る上に服制上に於て冠カンナリなるものがあり、此の場合の冠は決して幘頭ではなく、また幘頭と呼稱して居らず、冠と幘頭と二者兩在して行はれてゐる。これは冠と幘頭と齊しく頭に被るものながら、何か傳統的習俗上に於て少々異なるものであつたことを示すものである。少くとも漢代以來禮樂制度が整然となりては冠は重要な服制の一にして、『後漢書』卷四十、輿服志下には、冕冠・長冠一名齋冠・委幘冠・皮弁冠・爵弁冠・通天冠・遠遊冠・高山冠一名側注・進賢冠即ち古の緡布冠・法冠一名獬豸冠・武冠一名武弁大冠・建華冠・方山冠・巧士冠・却非冠・却敵冠・樊噲冠・術氏冠・鵠冠の諸制が細々と記載されてあり、此の中の若干は遙に明代に迄も行はれつづけたものさへある。例示すれば通天冠は秦制に出づると謂はれ、漢より以還長く踏襲せられて明時代にも此の制は存した。但元朝一代のみ之を用ひざりに已むと謂ひ、進賢冠の如きも本來儒者の冠なるが、漢代以來歷代行

はれて、元時代に至りて始めて廢せられてゐる。遠遊冠も漢以後歷代その制が行はれ、宋時代には皇太子が冊を受けて太廟に謁する時の式服の冠として特に重んぜられ、元朝となりて廢せられてゐる。此等の諸冠は勿論これを著用する人の身分や職別によりて特定せられ、天下の庶民百姓が現今の我國に於ける帽子著用の俗の如くに自由にその好む所の冠を著用し得るものには非ざりしものであるが、庶民百姓が悉く頭部を露天にさらしたる譯では無く、庶民百姓は庶民百姓として自らまた世俗習慣的な頭巾様のものを著用する者もありしかと察せられるが、今日當時のこれに對する諸名稱が傳へられて居らぬのである。宋の高承の『事物紀原』の説にては、古代の中國人は皂羅ウスギヌ即ち黒色の羅を以て頭を裹み、これを頭巾と號したとあり、後漢の蔡邕の『獨斷』にては、古の幘には巾は無かりしが、王莽が禿頭なりし爲これを隱蔽すべく巾を幘に施し初め、爾來此の風が一般に行はるるに至りしものとも説いてある。本來、巾とは都べて覆蓋包裹するものの總稱にして、必ずしも頭部の包裹のみを意味せず、頭巾を幅巾と謂ひ、衣車を巾車と謂ふが如き例もある。而して幅巾の幅は布帛の廣さを意味し、時には行膝をも意味するが、幅字或は偏に作ることもある。『禮記』内則篇の子の父母に事ふる動作を規定したる條に「左佩紛カシマ帨刀礪小觶金燧。右佩玦捍管カシマ遺大觶木燧。偏履著綦」とあるは其の證據であり、茲の偏は行膝である。また幘は髪を包む巾にして、後漢の史游の『急就章』に「冠幘簪黃結髮紐」とあり、その唐の顔師古の注に「幘者韜髮之巾。所以整亂髮也。當冠下。或單著之」とある。かくして幅巾は要するに絹の全幅を以て頭を結束するものにして、後漢時代に於ても冠カシマ以外に行はれたる一種の頭巾である。『後漢書』卷五十九、鮑永の傳に、更始が既に赤眉の兵に殺されたるを知りて失望して兵を罷めたる時の事を記して、

既知更始已亡。乃發喪。……悉罷兵。但幅巾與諸將及同心客百餘人。詣河内。

とあり、その唐の章懷太子李賢の注に、「幅巾謂不著冠。但幅巾束首也。」とありて、頭巾を被れる人の意味である。

かくて少くとも後漢時代以來既に行はるる幅巾即ち巾は、冠カシマとは別途に廣く南北六朝時代の一般人の間に行はれたる被

頭物にして、南北六朝時代は單に巾と呼稱せられた。彼の郭林宗が人望ありて、嘗て外出の途上にて雨に遭遇し著用する所の巾の一角が濕氣の爲に拗ぢれたるを、彼を敬慕する人々之に仿ひて故意に巾の一角を折りて林宗の巾に擬し、林宗巾或は折角巾と稱する新様をはじめ、これが時人の好みに投じて廣く一時の流行を將來したる話や『晉書』卷三十四、列傳四、羊祜の傳に、角巾を被りて郷里に歸りたる話見え、また九月九日重陽節の菊花の雅宴に風流雅客の咄嗟の創意に據りて被る所の烏角巾を以て醪酒を漉したる話の傳へられるなど、これ皆六朝時代に巾を著用せし證據であり、羅^{ワキヤ}を以て製しあるが故に醪酒を漉すことが出來たのである。此の期間に於ても漢代以來傳統の諸種の冠は儀禮式服用として依然として行はれたることは喋々するを要せぬ。本篇の攷論の取り扱へる唐時代に於ても中國傳統の冠、或は唐代の創制に係る冠は、儀禮的制度的には重んぜられてそれぞれ規定もあり普く行はれた。『大唐六典』卷二十六、少府監の織染署の條に

織染署令。掌供天子皇太子及羣臣之冠冕。辨其制度。而供其職務。丞爲之貳。天子之冠二。一曰通天冠。二曰翼善冠。冕六。一曰大裘冕。二曰衮冕。三曰鷩冕。四曰毳冕。五曰絺冕。六曰玄冕。弁二。一曰武弁。二曰皮弁。幘二。一曰黑介幘。二曰平巾幘。幘一。曰白紗幘。太子之冠三。一曰三梁冠。二曰遠遊冠。三曰進德冠。冕二。一曰衮冕。二曰玄冕。弁一。曰皮弁。幘一。曰平巾幘。臣下之冠五。一曰遠遊冠。二曰進賢冠。三曰獬豸冠。四曰高山冠。五曰却非冠。冕五。一曰衮冕。二曰鷩冕。三曰毳冕。四曰絺冕。五曰玄冕。弁二。一曰爵弁。二曰武弁。幘三。一曰介幘。二曰平巾幘。三曰平巾綠幘。

とあり、また同書卷四、禮部の尙書の條にも、大裘冕・衮冕・鷩冕・毳冕・絺冕・玄冕・通天冠・武弁・皮弁・白黑幘・白紗幘・平巾幘・翼善冠・遠遊冠・烏紗幘・進德冠のことが記されてあるが、幘頭は記されて居らぬ。因に此の翼善冠は唐の貞觀年間<sup>皇紀一二八八―一三〇九年
西紀六二八―六四九年</sup>に創制されたる冠にして、古來の冠と北周武帝時代に起る幘頭とを折衷したものと謂はれ、太宗が便服に宜しいと謂つて愛用したと謂はれる。幘頭を折衷したるものでもこれを翼善冠と命名して幘頭とは呼ば

す、然らば唐初に於ける幘頭は非常に庶民的なるもので、公の席などでは賤しめられるものなりしことを推想し得られ、結局幘頭とは冠に非ざる被頭物であるが、その起原は如何と謂ふに、前述の通り普通には北周の武帝の建德年中西紀二二七に折上巾と稱する被頭物が胡俗として行はれ、これが唐代に入りても烏紗帽と並び行はれたるが、則天武后西紀五七時代以後烏紗帽の流行が廢れて折上巾のみが行はれた。この折上巾が後の幘頭にして、頭部をば幅巾を以て包みその端を後頭部にて結束するものであつたと謂はれてゐる。陶宗儀の『說郛』引四十一や『宋人百家』の第一帙に收めてある宋の畢仲詢の『幘府燕閒錄』に

古之幘頭。自隋以前。只是皂絹幕其首。唐馬周始制四脚繫於上。二脚垂於後。又加巾子。制度不一。武后時賜臣下巾子。謂之武家樣。又有高頭巾子。明皇賜臣下內樣巾子。又裴寬嘗自制巾子僕射巾。

とあり、本來は黑色の方形或は多少長方形の絹布を以て無造作に頭部を包むものであつたが、唐に入りて馬周が之に方式を考案して四脚を考へ、頭部を包む際、頭部に密著せしめて風などに遭遇しても綻びざらしむる様にその絹布の二隅を結束用に専用し、他の二隅はこれを後頭部に垂下せしめることを創案した。然るに追々と頭上の部分に柔軟なる巾子、即ち幘に類するものを加へて以て頭上の部分の形態を整へる風俗を生じ、後頭部に垂下する絹布の二隅端即ち所謂兩脚にも追追と意匠を凝らし初め、唐代中葉以後にはその圓きもの、濶くして其の周縁フリヂに絲を附して彈張ハッをつけるものなどをも生じたるが、唐代にては普通にこれを著用したるままにて自由に仰臥枕に就きて眠り得たりと謂へば、唐代に慣用せられたる幘頭は柔軟にして、宋代に於けるが如く木型を加へて其の形態を整ふる迄にはならざりしものの如くである。即ち頭部の部分は絹のみで、單に垂下する二脚に意匠を加ふるに過ぎざりしものである。これ所謂軟脚の幘頭である。唐の陳宏の畫きたる『明皇褰頭坦腹仰臥吹玉笛圖』に幘頭を著したるまま明皇の仰臥せるものを畫けるはこれを證據だつるものである。北宋の沈括の『夢溪筆談』卷一、故事一の條に

中國衣冠。自北齊以來。乃全用胡服。……幘頭。一謂之四脚。乃四帶也。二帶繫腦後垂之。折帶反繫頭上。令曲折附頂。故亦謂之折上巾。唐制。唯人主得用硬脚。晚唐方鎮擅命。始僭用硬脚。本朝（『宋朝』）幘頭。有直脚局脚交脚朝天〔脚〕順風〔脚〕凡五等。唯直脚貴賤通服之。又庶人所戴頭巾。唐人亦謂之四脚。蓋兩脚繫腦後。兩脚繫頰下。取其服勞不脫也。無事則反繫於頂上。今人不復繫頰下。兩帶遂爲虛設。

とある通り、宋代に入りては唐末五代以來硬化した腦後垂下の兩脚に五種類を生じ、直脚幘頭・局脚幘頭・交脚幘頭・朝天脚幘頭・順風脚幘頭があり、各々其の名稱の示す如くに、兩脚が直下したり、曲つたり、交叉したり、朝天・順風の如く、その末端の上に舞ひ昇れるものが有つたのである。此の垂下の兩脚に骨を入れて型を作つたり、頭上の巾子に木型など加へて形態を善くしたりする風は晚唐より五代の間に急速に發生したる風俗らしく、『幘府燕閒錄』に

唐末喪亂。自乾符後。宮娥宦官皆用木圍頭。以紙絹爲襯。脚用銅錢爲骨。

とあり、唐の僖宗は好んで此の種の幘頭を著用したと謂ふ。斯く爲りたる幘頭は冠の如く容易に脱いだり著用したり出来るものである。五代の帝王の好んで著用したるものは朝天脚幘頭にして、兩脚が上部に反ね上りたるものなるが、これも割據の羣雄帝王は各自の威風を張らむとして種々新様を創め、同じ朝天脚幘頭ながら或は兩脚が一旦上部に反ね上りて更にその先端が下方に折れ下れるもの、或は兩脚を團扇狀や芭蕉葉狀に爲して而も前面にて交叉せしめたるものも生じた。成都に都したる五代の孟氏の蜀國に於ては、其の地が漆器生産地たる爲に漆を凝固したるものを幘頭に利用した。漆で絹を固めたる幘頭であり、恐らくこれも派手なる朝天脚幘頭であつたであらう。今の湖南省の長沙に據りたる楚國の文昭王馬希範の如きは幘頭の兩脚を垂下せしめずして左右へ突出せしむること一丈餘、これを龍角と稱して威嚴を附した。頭部より左右へ各々五尺宛の棒狀の突出である。侍臣の誤りて之に觸ることあれば一日頭痛を感じたといふ笑話さへ傳へられてゐる。かくの如きものは襯も脚も全く硬直せるものである。漆を利用して固めることは五代より宋へかけて普く

行はれたるらしく、漆に中毒して瘡を生ずる虞がある爲、製作後一二年を経過して漆の力の枯れたるものを使用することが普通の習慣と爲りしほどである。五代の後漢の高祖劉知遠が未だ帝位を宣せざる時、即ち後晋に仕へて并州衙校たりし時、幘頭を著用するに當り先づその兩脚を左右へ一直線に張らすこと各々一尺餘、しかも上方へも下方へも翹垂せしめずして用ひたるが、これ宋代に於ける幘頭の定型の先驅なりと謂はれて居る。此の種の幘頭の形狀は『中國歷代帝后像』に掲げらるる宋の太祖・太宗・眞宗・英宗・哲宗・徽宗などの肖像畫を見れば甚だ明確にして、何れも幘頭を被れる像である。同書の宋の英宗の像などにて觀察すれば、龍角の長さは凡そ顔面の左右幅の三倍半乃至四倍あれば、曲尺の一尺五寸内外の長さの龍角が各左右へ一直線に突出し居りしことが判知せられる。宋の韓琦の像にて見る幘頭の兩脚は、左右に突出してしかもその尖端は上方へ舞ひ昇りて居るが、これは恐くは順風脚幘頭であらう歟。叙上簡單に述ぶる通り、幘頭の起原は單に黒色絹布にて頭部を包むものに過ぎざりしが、漸次裝飾化の風を生じつても中唐時代の末頃までは猶ほ柔軟なる被頭物にして、これが硬化されて形態が定まり、恰も冠の如きものとなりしは五代以後の事に屬すれば、天寶年間の史料たる『豆盧軍防人官給衣服原簿殘卷』に見ゆる幘頭は、決して五代以後のその如き冠の如きものには非ざりし筈であるのみならず、その著用者が身分も賤しい邊防軍の軍兵のことでもあり、且つは戰陣中にも使用せらるべき實用的被頭物なりしなれば、これは北周の武帝が創製したる當時のものともあまり大差の無きものなりしと思はれる。要するに簡單なる頭部の包み物にして、著用の度毎に結束したり解いたりしたるものであらう。故にこれは決して軍帽ではなく、矧んや冠ではないのである。靺は赤舄絳靺などと文獻に現はれるもので、赤舄絳靺は赤色の二重底の履物と眞紅色の履物下との意である。乃ち靺は音「バツ」或は「マチ」にして靺と通ずる字、我が國現今の靴下クツシタや足袋タビの類に當り、履物を穿つに際し足首を裹む袋である。豆盧軍の防人は主として皮鞋を穿つから、之を穿つに當り先づ靺を穿ち而して後に鞋を穿つ。恰も現今の人々が靴下を穿ちて靴を穿つと一般である。鞋は靺とも書し、現今の音は「アイ」・「カイ」なるも古くには

「ケイ」と發音したるかも知れず、足首までの履物にして、朝鮮の慶州の新羅時代の古墳金冠塚より出土せるものは唐代の鞋を知るべき好資料であり、我が國現今の短靴に相當する。靴の正しい字は韉にして脛衣ある鞋なれば、脛部まで没入する履物、我國現今の長靴に當り、韉・靴と謂へば當然長靴の意、鞋と謂へば當然短靴の意である。此の韉・靴は塞外の胡俗の中原に流傳したるものにして、沈括の『夢溪筆談』卷一、故事一の條に

中國衣冠。自北齊以來。乃全用胡服。窄袖緋綠短衣。長勒韉。有鞞鞞帶。皆胡服也。窄袖利於馳射。短衣長勒皆便於涉草。胡人樂茂草。常寢處其間。予使北時。皆見之。雖王庭亦在深薦中。予至胡庭日。新雨過。涉草衣袴皆濡。唯胡人都無所需。

とあり、雨露滋き草原を歩行するには短靴なる鞋は到底長靴なる韉の便利なるには及ばぬ。かかる事情より韉が胡地に發生し、鞋が中原に發生したと謂ふのである。然らば中國本來の履物の俗は鞋にして足首までのものである。我が國の「ワランヂ」・「ワラヂ」は足首までの履物にして脛部までには及ばず、しかも藁草製なる爲に草鞋と書するは寔によく其の實體に合致せる文字なりと謂ふべきである。豆盧軍の防人は韉カッシタ即ち韉カッシタを穿ちて鞋即ち短靴を穿つ故に、脛部に袴奴即ち脛衣を穿つ必要があつたのであり、各人必ず袴奴カッシタ三著が給與せられて居る。袴奴は我國にての脚絆カッシタに當る。

前述の通り中國にて古來慣用せられたる履物は鞋にして今の短靴に當るから、韉即ち長靴の俗が塞外より流傳せざる時代に於ても、脛部保護の爲に何かの方法は行はれたるに相違なく、袴奴の使用は必ずしも唐代の豆盧軍の防人に創らぬであらうと考へられる。鄙見を以てすれば名稱を異にして其の實は早くより存したるものと考察する。それは邪幅や行膝と稱するものである。『毛詩』小雅、采芣の詩の第三章に

赤芣カッシタ在股。邪幅在下。彼交匪紆。天子所予。樂只君子。天子命之。樂只君子。福祿申之。

なるものがあり、此の邪幅の邪は正邪の邪の意もあるが斜の意もあり、幅は既に説く通り布帛の廣さの意にて、結局、邪

幅とは斜めに脛部を纏束せる布帛の意となる。想ふに布帛を脛部に巻き附けて纏束する現今の「卷ゲートル」の類なるべく、中國にて現今纏腿と稱するものに當ると思ふ。中國固有の傳統的服裝には我國今日の語にて謂ふ「ボタン留め」方法は稀有の現象にして大概紐帶を以て結束するのが普通である。我國にて葡萄牙語の Botão に緣由して慣用せるボタンに釦の字を當ててゐるが、釦をボタンの意に用ふるは日本の使用法にして、漢字の釦の意は衣服に著くる紐である。歐洲の衣服にては紐の代りにボタンを以てすることが一般普通の習俗なる爲、同じく中國にて衣服を結束する爲に附する紐の意なる釦の字の存するを以て、我が國の先識が思を茲に致して釦をボタンの意に活用したるものと思はれる。右の如き事情なる爲、中國古代布帛を以てして脛部を纏束する場合にも「ボタン留め」の方法は考案せられず、結局布帛を巻きて現今の「卷ゲートル」式に爲したものと考へられる。これが邪幅の實相であらうと想はれる。即ち脚部にて巻き目の斜に重疊せる布帛の意である。次に行膝は『春秋左氏傳』の晋の杜預の注に現はるる字面である。即ちその桓公二年の條に、夏四月に宋國より郕鼎を取り大廟に納めし時、之を非禮の行爲なりとして魯の大夫の臧哀伯が諫めた言の中に、

是以清廟茅屋。大路越席。大羹不致。粢食不饗。昭其儉也。衮裳黻黻。帶裳幅舄。衡紕紃紃。昭其度也。

とある幅舄の注に「幅若今行膝者。舄複履」とある。また其の唐の孔穎達の疏に

幅與行膝。今古之異名……毛傳曰幅福也所以自福束也。鄭箋云。邪幅如今行膝也。福束其脛。自足至膝。膝訓緘也。然則行而緘足。故名行膝。

と見えてゐる。布帛を以て下腿に纏ふの謂である。斯くして邪幅も行膝も袴奴も共に其の實は一にして脛脚部を包み束するものにして、我が國の脚絆に當るものである。時代や地域を異にすることより斯く名稱が種々出来てゐるのであると思ふ。複袴は裏附の下衣即ち袴下衣にして表と裏との間に適當に絹綿を挟み以て寒氣の滲透を防いだものと考へられ、沙州地方の冬季は非常に寒氣凜烈であるから此の種のものに非ざれば堪へ難かりしものと察せられる。我國にても明治年間ま

では、村野の老夫が此の種のを穿てるを習見したことがある。尙ほ此等の經濟史料には絹一疋・布一端のことが習見してゐるから、これに就いても簡単に述べて置かなければならぬと思ふが、唐の杜佑の『通典』卷六、賦稅下、唐の條に開元二十五年皇紀一三九七年西紀七三七年の令を記して「其絹絶爲疋。布爲端。絹爲屯。麻爲綬」とあり、絹一端・布一疋など謂ふことは無かりしものである。而して法定の絹一疋が四丈、布一端が五丈なりしことは、同書該條の原註に左の如くある。

準令。布帛皆濶尺八寸。長四丈爲疋。布五丈爲端。絹六兩爲屯。絲五兩爲綬。麻三斤爲綬。

然れば天寶時代の經濟史料に現はる疋・端・屯・綬・綬は右の基準のものである譯である。之を中唐晚唐時代の民間文書に徴證しても、略ぼ令の通り行はれることを知り得る。例示すれば佛國々立圖書館所藏燉煌文書第參壹貳四號の

『甲午年八月十八日鄧善子借絹契文』に

甲午年八月十八日。鄧善子。多少疋物。

遂於鄧上座面上。貸生絹壹疋。長參

丈捌尺五寸。幅壹尺九寸。又貸生絹壹

疋。長參丈九尺。幅壹尺九寸。其須限至十一月

填還。若違時限不還。於鄉元生利。

恐人無信。故立此契。用爲後憑。

貸絹人 鄧善子

見人 押衙張宗進

見人 上座宗福

或は同じく佛國第參〇五壹號燉煌文書紙背の『丙辰年三月廿三日三界寺僧法寶借絹契文』に

丙辰年三月廿三日。三界寺僧法寶。往於西州充使。

遂於同寺法〔律〕戒德面上。貸黃絲絹壹疋。長肆拾尺

玖寸。其絹梨頭立機壹疋。到日填還。若於限不還者

生利。若道上不平善者。并絹及利。壹仰口承人弟

取本絹。兩共對面平常爲弟。不許關故□

用爲後驗。押字爲弟。〔以下缺紙幅〕

また同じく佛國同第參四五八號の『辛丑年四月三日押衙羅賢信借絹契文』に

辛丑年四月三日立契。押衙羅賢信。入奏充使。

欠闕疋帛。遂於押衙范慶住面上。貸生絹

壹疋。長參杖玖尺。幅闊壹尺玖寸。其押衙

廻來之日。還納於疋數本利兩疋。若身東

西不善者。一仰口承弟兵馬使羅恒々祿當。

恐後無憑。故立私契

貸絹人 押衙羅賢信 乳

口承 弟兵馬使羅恒々乙

見人 兵馬使何

などある。1 は以下空白を示して姦謀を防ぐのである。何れも絹一疋は三丈八尺五寸・四十尺・三丈九尺である。ま

た佛國第參四五參號の『辛丑年十月廿五日賈彦昌借絹契文』にては

辛丑年十月廿五日。賈彥昌緣往西州充使。遂

於龍興寺上座心善面上。貸生絹壹疋。長

參拾柒尺貳寸。幅壹尺捌寸。又貸帛絕

綿綾壹疋。長貳丈參尺陸寸。幅壹尺玖寸

半。自貸後。西州廻日。還利頭好立機兩疋。各

長貳丈伍尺。若路上般次不善者。仰口承人弟

彥祐。於尺數還本絹本綿綾便休。若直

善到。利頭當日還納。本物限入後壹日

還納。恐後無憑。故立此契。

貸物人 賈 彥 昌 とろ

口承人 弟 賈 彥 祐

見人 趙 留 住

また佛國同第貳五〇四號文書紙背の『辛亥年四月十八日押衙康幸全借絹契文』は

辛亥年四月十八日。押衙康幸全。往於伊州方

使。欠少貨物。遂於耆壽郭順子面上。〔貸〕白絲

生絹壹疋。長參丈玖尺。幅闊壹尺玖寸。其

絹利頭鐫鑑壹箇。重斷貳拾兩。本絹幸全

到城日。限至九月填還。若限滿不還者。又須

利。忽若推言。掣奪家資。身若東西不平善者。於口承弟幸運面上。於幅尺准契。

取本絹兼利。仍在〔以下缺文〕

此の佛國第貳五〇四號燉煌文書の紙表は學界に著名なる『唐代職官表』にして、その「新平關式」の欄内に天寶元載六月十二日の牒文明記せられれば、その天寶元年皇紀一四〇三年西紀七四三年以後のものたること明確にして、隨つてその紙背にある右の契文も此の年紀以後の文書たること確實にして、絹壹疋長さ四丈と謂ふ開元二十五年の令の施行後、その令が略ぼ民間にて守られてゐたことを知り得る文書である。また佛國第參六貳七號燉煌文書の『壬寅年貳月十五日莫高鄉百姓龍鉢略借絹契文』は

壬寅年貳月十五日。莫高
鄉百姓龍鉢略。欠闕疋
帛。遂於押衙王方端面
上。貸生絹一疋。長三丈六
尺。幅闊壹尺八寸。其絹
利頭立機牒一疋。其鉢
略任意博賈。若平
善到日。限至壹月。便
取於尺數本絹。若鉢
略身不平善者。仰者

口承人兄定奴。面上取於

尺數絹。若於□卿

慢。絹主掣奪家資。

用憑充絹賈。兩共

劉面平章。不□□。

壬寅年。貳月十五日莫

高鄉百姓龍鉢略。欠

疋帛。遂於兄定〔奴〕

癸卯年正月廿三日

張通溫手書 已

借主は龍姓の人であるから、他の史料より考察して焉者國人か焉者國人の子孫で燉煌地方に住せるものと考へられ、第六行目の牒は牒の字の唐代の俚俗字なるが、茲にては木綿織物の意なる縹の字を書くべきを誤りて普通字を書したるものであらう。尙ほ佛國第參五六五號燉煌文書には左の如き『甲子年三月一日汜懷通等兄弟四人借絹契文』もある。

甲子年三月一日立契。當巷汜懷通兄弟等。家内欠少

疋帛。遂於李法律面上。貸白生絹壹疋。長參仗

捌尺。幅闊貳尺半寸。其絹貸後。到秋還利麥

ふ肆石。比至來年二月末。填還本絹。如若

於時不還。於看鄉元逐月生利。兩共劉

面貸絹爲定。不許謂楮者。7

貸 ^マ 絹人	文	達 ^チ
貸 ^マ 絹人	懷	達 ^チ
貸 ^マ 絹人	懷	住 ^ヂ
貸 ^マ 絹人	兄懷	通 ^ツ

右の第二行目の疋白は疋帛の普通當^{マデ}字なるべく、幅は幅の普通當^{マデ}字、冬は中晩唐時代通用の粟の字の俚俗字、劉も同時代に於ける對の字の俗字である。此の契文のみならず、借の字とすべきものを貸の字とせるものの多きは決して誤として輕率に斷定することが出来ぬ。中國人の考としては貸借の場合貸主より謂へば貸で借主より謂へば借であるが、その貸借の對象たる絹の立脚地より謂へば、貸されて行く絹は借りられて行く絹にして、事は一であるから、貸と書かれても借と書かれても等しい譯、中國人には斯様な心理狀態と謂ふか斯様な考へかたが特色である。買賣でも同様で、品物より謂へば賣られて行く品物は買はれて行く品物で、買も賣も其の實は一であると考へる。その結果は買ふとも賣るとも訓せられる售の字さへ案出せられてゐる。故に此等契文の貸は實質には借の意で、必ずしも一概に誤記とは斷定することが出来ぬ。尙ほ買賣何れにも通用し得る售の字あるに對して、貸借何れにも通じ得る文字はありやと謂へばそれは便の字にして、この便字を使用せる中晩唐時代の民間文書は燉煌文書の中に相當に存する。蓋し便は邦語にて謂ふ「融通する」に該當する唐代の俗語である。序ながら述べて置く。かくして此等の契文にては絹一疋は三十七尺二寸・三十九尺・三丈六尺・三丈八尺として現はれてゐる。茲に例として掲げたる七通の借絹契約書は何れも中唐晩唐より五代時代に亙る間の民間根本文書にして、從來行はるる中國の書籍上に於て全く見るを得ざる根本史料、當時としては何も珍らしきものには非ざりしが一千餘年後の現今にては吉光鳥の片羽も管ならざる珍奇にして貴重なる史料、當時の庶民生活の一端を目前に睹るが如き感のする契文である。絹一疋四丈とあるは七通契文の中唯一通しかないが、三丈八尺五寸・三丈八尺・三丈九尺

などは略ぼ四丈に近き數であり、開元二十五年の令の發布されて後、一疋四丈の規定は民間に徹底して行はれ、原則的には民庶が之を守り居りたることを示すものと考へられる。多少の不足數のあるものはその時々々の實情、個々人の實情の如何によりて斯くなれるものなるべく、一尺や二尺の不足あればとて絹一疋四丈の令の規定が全く民間にて無視せられてゐたと謂ふ證據とは爲らぬと思ふ。尙ほ『豆盧軍防人官給衣服原簿殘卷』にては景の字が悉く景に作られてあるが、これは中唐晩唐時代の一般的習慣字にして必しも誤記なりとは謂へぬ。これ猶ほ我國現今にて届の字を届に作りて誰も怪まず、公文書に於てすらも通用し居れるが如きものである。唐の德宗の建中二年皇紀一四四一年
西紀七八一年に建立せられたる彼の有名なる大秦景教流行中國碑を見ても其の篆額の景の字は景に作つてある。これは金石文であるから根本史料として重視すべきものである。また右官給衣服原簿殘卷の疋は叔、疋は莊、縹は紙の當時の世俗通用習慣字にして、此の疋が我が國に傳へられて莊園の庄と用ひられたるもの、漢字としての庄は音「ハウ」にして平の意である。

此の佛國第參貳七四號燉煌發見文書紙背の根本史料の記載は、豆盧軍の防人に對する官給衣料の品目を記したるものを以て、各員大抵同種・同數の給與にて一見甚だ平凡であり、殘卷全部を逐録したことは一見冗漫に見えるかも知れぬが、之は仔細に考察すれば、諸種の點に於て興味ある新史料を提供して居て、學界に裨益を與ふるものである。

其の第一は、先づ此の史料が世界學界未知の當時の根本史料たるのみならず、現今にては如何に唐代の羣書を涉獵しても、斯くの如きことを知り得るものは他に絶對に無いことで、處女的根本史料たることのみの點より謂つても、殘卷全部を逐録紹介以て後世に傳ふべき價值があるのである。

其の第二は、豆盧軍の名にふさはしく、防人の姓氏に或は酒延昌・酒岳兒・或は斛斯元景・或は白貞太・或は段二郎・或は秦景珪と謂ふが如く、胡族の中國へ歸化した人々と推察せらるる姓氏の見えることで、酒氏などは中國の姓氏としては珍らしく、白氏なども龜茲國人を祖とするものと考へられ、段氏は鮮卑族の部族なる宇文・段の段より來由せる姓なる

べく、斛斯氏も無論歸化胡族の胤なること絮説するを要せぬであらう。

第三は、前節の末尾にて少しく言及したる通り、記録品目の注に夥多しく價值の換算記事のあることである。これは當時の物品の價值を知り得ると謂ふ獲難い記事で、經濟史の史料として絶大なる史料の價值を含むものと謂はなければならぬ。歴史研究上、疇昔に於ける物品の價值を知ることが如何に緊要なる場合にも、之を探知すべき當時の根本史料の湮滅せる爲、研究者が困却することの多いことは曾に中國歴史に於てのみのことではなからう。然るに此の根本史料には夥多しくこれが記されてゐて、大體天寶時代、少くとも燉煌郡地方に於ける物品の價が知られるのである。例せば張忠納の條に複袴一著が生絹一疋に、鄭處懷の條に褌一著が絹五尺に、馬仁德の條に半臂一著が布一端に、複袴一著が綠綾一丈五尺に、林景淳の條に單袴一著が布汗衫一著に、元懷臻の條に長袖一著が絹一疋に、鞋三量が絹一疋に、白貞太の條に皮鞋三量が幘頭二箇に、王慶珪の條に長袖一著が紫紬一丈六尺に、鞋四量が紙一百五十張に、上官販貫の條に皮鞋二量が紙八十張に、竇禮賓の條に單袴一著が褌一著に、鞋四量が紙七十張と衫一著とに、王紋崇の條に褌一著が鞋三量に、竇英彦の條に鞋一量が帽子一箇に、王思太の條に長袖一著が絹一疋に、鞋三量が帽子三箇に、呂勇漢の條に汗衫一著が鞋三量に、幘頭一箇が鞋一量に、竇金住の條に襖子二著が絹三疋と皂布一端とに、張四朗の條に單袴二著が汗衫一著に、皮鞋一雙が鞋二量に、趙廣嗣の條に鞋五量が汗衫一著と錢百六十文とに、段二郎の條に帽子二箇が鞋二量に、王泰漢の條に黃衫一著が鞋二量に、田珪子の條に幘頭一箇が鞋一量に、それぞれ換算該當することを記せる、之を善く整理して相互の價值關係を觀れば相互的にその物の單價も判明する筈にして、例せば複袴一著が生絹一疋にして長袖一著も生絹一疋であるから複袴一著と長袖一著とが共に等價なるを判知し得るが如きである。茲には直接の必要の無い爲、一一これを表として掲ぐることは省略するが、必要が起らば何時にても斯くの如く計算して天寶時代燉煌地方に於ける此等諸品の單價を索め得られる筈である。また後に説き及ぶ通り、苦心すれば之を錢を以て示すことも出来るのである。

はるる布帛類は大絹・大練、佛國第參參四八號紙背の『豆盧軍軍倉文書』中に現はるるものは絶・絹・練・綿キヌワタなど壹萬肆阡陸佰柒拾捌屯匹參丈伍尺肆寸壹拾銖とあり、その内譯には絶に河南府所産、陝郡所産など記し、生絹一疋四丈物の價四百六十五文、河南府所産の絶一疋四丈物六百廿文、縵緋一疋五百五十文、縵綠一疋四百六十文、大綿一屯一百五十文、大練一疋四丈物四百六十文、陝郡所産の熟絶一疋六百文とあるを見て、此等の布帛が被服材料ともなり、また買賣交易上の特定交換財とも爲りしものと推定して置いたが、今此の『豆盧軍防人官給衣服原簿殘卷』と互審するに及びて、余の推定の當れることを判知し得たのである。茲に存する史料は豆盧軍のもののみであるが、同地方の同時代のこととて、赤水・大斗・建康・寧寇・玉門・墨離・新泉の諸軍も略ぼ等しい事情であつたと觀て宜しいと考へる。即ち河西道邊防軍の防人總計七萬參千人の被服官給の實情は、皆斯くの如くありしものと思はれる。或は今少しく臆測を逞くすれば、獨り河西道のみならず、安西・北庭・朔方・河東・范陽・平盧・隴右・劍南・嶺南の各節度管下の邊防軍總計四拾九萬八千人の被服官給の實情も亦略ぼ之に類したと考察し得ると思ふ。尙ほ此の文書にては明記は無いが、四季恒に斯くの如く常給狀態に置かれたのであるから、常識的に觀察しても、此等の官給被服類は少くとも毎年一度は新しく官給せられたるに相違なかるべく、随つて天下十節度管下四拾九萬八千人の防人の消費する毎年度の被服材料は材料としても金額としても莫大なるものなりしを想はざるを得ぬ。

今史的研究の興味を惹く爲に、試にその若干に就いて之を金錢價額に計算して見ると次の如きことが知られるのである。即ち襖子一著の價は錢七百六拾五文と爲る。其の考據は寶金住の襖子貳の條に「絹三疋皂布一端當」とありて、而して絹一疋四丈物の價は佛國第參參四八號紙背の天寶三・四載頃の『豆盧軍軍倉文書』に據りて四百六十文、大綿一屯の價は壹百五十文であるから、便宜上布一端五丈物の價と綿一屯の價とを大差無しと目して計算すれば、絹三疋皂布一端の價の和は壹千五百三十文、之を二分すれば七百六十五文で襖子一著の價と爲るからである。次に長袖一著の價は四百六十文

となる。其の考據は元懷琰の長袖の條に一著は白紵製であるが、他の一著は一絹一疋當」とあり、而して『豆盧軍軍倉文書』に據りて絹一疋は四百六十文なれば長袖一著も亦四百六十文であるからである。また白貞太の條に據れば、長袖二著が「生絹一疋絹一疋當」とありて、大體絹一疋の價が長袖一著の價に當てられてある。『豆盧軍軍倉文書』には紵一疋の價は河南府所產のものにて六百廿文、陝郡所產のものにて六百文、絹一疋の價は四百六十五文とあれば、之より計算して長袖一著は貴くして四百六十文、或はそれ以下のものもありしならむ。次に半臂一著の價は五百三十文内外となる。その考據は、馬仁德の半臂貳の條に「一白練一布一端充」とありて一著は白練製なるが他の一著は布一端に比敵すとあり、而して布一端五丈物の價は五百三十五文なれば、半臂一著は大體五百三十文内外と推想せられる。複袴一著の價は四百六十五文内外となる。その考據は、張忠納の複袴貳の條に「一生絹一疋當」とあり、而して生絹一疋四丈物は『豆盧軍軍倉文書』に四百六十五文とあるからである。張忠納の場合他の一著は白練とあるが、白練と生絹とはその一疋價大差無くして、前者は四百六十文、後者は四百六十五文で、何れを以てしても宜しい譯、無論此等の被服價にては裁縫費などは考慮に容れてないのである。一著七百六十五文の襖子を各員に二著づつ官給すれば、四千參百人の豆盧軍の一箇年の襖子給與費のみにて六千五百七十九貫文といふ巨費である。一著四百六十文の長袖の場合一人二著九百二十文にして四千三百人では參千九百五十六貫文、一著五百三十文内外の半臂の場合は一人一千六十文、軍總計四千五百五十八貫文、一著四百六十五文の複袴にては一人九百二十文、軍總計參千九百五十六貫文、豆盧軍のみに於ける襖子・長袖・半臂・複袴だけの一箇年間の給與總額にても實に壹萬九千四十九貫文に上る。矧んや河西道邊防軍全部は七萬參千人であるから、豆盧軍の約拾七倍に當り、計參拾貳萬參千八百參拾參貫文といふ莫大なる被服費となる。而かも之が前述の通り襖子・長袖・半臂・複袴といふ冬季用被服のみの經費なれば之に蜀衫・汗衫・單袴・袴奴などの夏季用被服乃至褌・幘頭・鞋・靺・被袋に至るまでの經費を加算すれば、河西道のみにて巨額なる被服經常費となる。

蜀衫一著の價は遽に算出し得ないが、衫一著が單袴二著に當る價值を有せしことが張四朗の單袴參の條に「衫一當袴二」とあるにて明であり、而して衫一著の價が壹百六十文なりしことは、趙廣嗣の鞋染の條に「衫一百六十文當鞋五量」とあるにて知り得べく、隨つて夏季用單袴一著の價は八拾文、鞋一量の價は參拾文内外なることを知り得る、而して段二郎の鞋染の條に「帽子二當鞋兩量」とあり、此の帽子を幘頭と大差の無い被頭物カブリモノとすれば、幘頭一箇の價も略ぼ參拾文内外となる。火長張四朗の禪參の條に「汗衫一當禪一」とあれば禪ハダキ一著の價は壹百六十文たるを判知し得る。次に呂勇漢の鞋染の條に「幘頭一當一量」とあれば、幘頭一著と鞋一量とは等價なる筈にして、而して幘頭一著は前述の計算に據ると參拾文内外であるから、隨つて鞋一量の價も參拾文内外なりと觀なければならぬ。袴奴一著の價は此の史料の限に於ては遽に換算判定し得ないが、袴奴と蜀衫との他の諸品は略ぼ右の通りである。今假に蜀衫・汗衫を等價なりと觀て計算すれば、蜀衫一著壹百六十文・汗衫一著壹百六十文・單袴一著八十文・禪一著壹百六十文・幘頭一著參拾文・鞋一量參拾文・鞋一量參拾文であるから、每人に給與せらるる袴奴以外の蜀衫貳著以下鞋染量に至るまでの總費は貳貫參百文となる。之に前述の襖子二著以下複袴二著に至る冬季用被服費每人計四貫四百四拾文を加ふれば、每人一年の袴奴以外の衣料費は六貫七百四拾文であるから、豆盧軍のみにても被服費の毎年經常額は貳萬八千三百八十二貫文、河西道邊防軍全體とすれば年額約參拾九萬貫文、略ぼ四拾萬貫文なりと推算せられる。これが被服費のみである。之に食糧費・馬飼料費・軍械費・事務費などを加算すれば、河西道邊防軍のみの維持經常費にても驚くべきものであつた譯、矧んや天下十節度管下の邊防軍總員のそれをやと謂ふべきであらう。

敘上は佛國國立圖書館所藏の五千五百餘點の燉煌發見文書を調査して、唐の天寶時代の河西道邊防軍、特に豆盧軍に關する珍奇なる經濟文書、それら防人に對する被服官給の詳細なる原簿の殘卷などを發見し、而かも此等の根本史料は世界的に學界未知の處女的史料にして、此等によりて僅少ながら從來世に傳ふる諸文獻の記載に據りては全く知り得ざる新史

實の若干を探知し得るを以て、史料の紹介かたがた、天寶時代の河西道邊防軍の事情を述べ、獲る所の斷片的新史實の若干に論及し、觀る所の鄙見を述べるを目的として、以て茲に本篇を執筆したのであるが、但遺憾なことには、史料が極めて斷片的なる爲に、既存の書籍上の記載を相當多量に援用して此等の根本史料を活用し、何か纏りたる一大新史實を獲得せむと努力はしたが、各史料があまりにも斷簡零墨なるのみならず、各根本史料は略ぼ同時代たるにも拘らず、其の相互的關聯の如何が必しも明瞭ならず、また相互關係が必しも密接ならざるものあり、また直接的關聯ありや否や其の性質の不明瞭なる點もありて、竟に纏りたる一大新史實を獲るといふ研究成果を擧げ得ざりしは恨事であるが、此等は何れも學界未知の處女的史料であり、その部分的には、隠れたる史實の一端を示唆せる如く觀ゆる記載甚だ多く、其の内容は正に正史その他從來學者の目睹せる史の闕を補ふべき種々の興味ある當時の史的事情の一端を知り得る吉光の片羽、將來の此の方面の研究に對する基礎的捨石となる價值は充分有るを以て、その紹介のみにても學界へは幾部分かの裨益を與へ得ると思ふ。尙ほ此の機會を利用して、燉煌發見の珍奇なる處女的根本史料を少しでも多量に學界に提供し、學者の利用に資せしめたい念願より、主題より稍々遠かれることに論及し、説く所甚だ多岐に亙りて、錯雜繁冗に流れたる嫌のあることは、筆者自ら善く知る所であるが、これは全く右の念願より敢て致したことで、此の點切に諒察あらむことを希ふ次第、將來博雅の諸君子が唐代の兵制・軍政・軍經濟史などを研究せらるるに際し、此等の諸史料を巧妙に活用せられて圖らざるの成果を擧げらるることがあるかも知れず、若し然かくあらば、余の本懷これに過ぐるものは無く、衷心より此の紹介が徒爾にならざることを學徒諸賢に切に希望致す次第である。〔完〕

昭和二十六辛卯歲九月甲辰朔二十九日壬
申稿了於西京古洛東神樂岡西麓誠軒書室

増 録

燉煌發見文書は當時の根本史料で、本篇に利用せるものは主に盛唐から晚唐時代に互るもの、その紙背などに種々珍らしきものがある。本篇は天寶時代に於ける河西道邊防軍に關する經濟史料を紹介論述するを以て目的としたから、本篇中に於て、紙背などにありて右經濟に關係無い諸文書に説き及ぼしては、非常な混亂に陷る爲、これは敢て省略した。それで盛唐より晚唐時代に互る間に於ける民生々活などを研究する人々の爲に、増録として、此等の零細なる諸文書を左に紹介逐録して置く。

佛國國立圖書館所藏燉煌文書第貳六〇九號『俗務要名林殘卷』紙背文書

九月廿七日 陰苟子 廿八日

十一月二日解ネ一人陰騷々音欠二騷々

金光明寺謹請	趙闍梨	汜闍梨	迥秀	義昌	惠劔	永雨
法顯	懷察	服智	法堅	曇清	法愚	智峻
神光	義藏	法雲	道眞	志崇	懷秀	潛惠
恒願	恒秀	玄宗	丹道	法凝	玄眞	談眞
法幹	文詮	道成	玄祕	懷渚	沙王	

右今月二十日奉爲巨毗追七功德。伏願慈悲依

九月廿七日汜再晟 廿八日割英々 王富々 十月一日唐平子 二日常明

陰寺加 三日陰第々 六日陰朝義 七日鄭順

右今月二十日奉爲巨妣初七功德。伏願慈悲依時
尖平子拔筆七駕降

右件增並須互心壹附壹全皇 帝勢壽

假長 奉爲安主 司空千秋萬歲

外賊迴運惡心永 中危體願出天門

龍勒鄉百姓力信 右力信去癸亥年 糧合

賃得他人銀盞一隻充作典物判官梵勝姪男

僧滿盛處寄得麥本一石五斗粟五斗

其秋麥本理並 三石納粟五斗作一石填納不停

直至作來蓋主追索他廬 粟三 合得

四石不肯與蓋如斯五斗上追粟四石把却典物

都不拾容貧窮之流使見至死誰

永豐盈庫不滿

〔此處ニ書儀ノ殘簡アリ〕

〔此處ニ具注曆ノ殘簡アリ〕

丁亥年次正月十六日靈岡寺學仕郎張盈潤寫記之耳

佛國國立圖書館所藏燉煌文書第參貳七四號紙背『豆盧軍防人官給衣服原簿殘卷』紙表文書

全部『御注孝經』にして題跋左の如し

天寶元年十一月八日於郡學寫了

陰庭言_鴨處_記